

調査 1

「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある
世帯への支援に関する調査」

社会的な課題として取り上げられることの多い
「状態・課題」についての分析

社会的な課題として取り上げられることの多い 「状態・課題」についての分析

本調査では、「社会的孤立」を「民生委員・児童委員がその人に関わろうとした時点で、周りに助けを求められる相手がいない状態、また、その人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態」と定義した。

そのうえで、そうした社会的孤立を背景に課題を抱えている人（世帯）に対する民生委員の支援経験をたずね、その人（世帯）がどのような状態・課題にあるのかを31項目の選択肢を示し、選択回答してもらった。

支援経験があると回答のあった53,454件のうち、最も多かった状態・課題は「身体的な病気・けが」と「認知症」であり、それぞれ1万8千件、1万5千件を数えた。当事者が65歳以上の事例が約6割を占めることから、加齢に伴う状態・課題が多いものと考えられる。続いて、「近隣住民とのトラブル」が1万2千件を数えた。また、近年課題となっているいわゆる「ゴミ屋敷」や「ひきこもり」がそれぞれ9千件を数えた。

本章では、社会的孤立状態にある人（世帯）の状態・課題を、より詳細に分析する。提示した31項目の状態・課題のうち、制度の狭間にあるもの、制度の利用につながりにくいもの、その具体的な状況が十分に明らかになっていないものを選定し、前述の「近隣住民とのトラブル」、いわゆる「ゴミ屋敷」、「ひきこもり」の3課題に、近年、社会課題として取り上げられることが多い「親の年金頼みで子が無職」「住まい不安定」を加えた5つの課題について分析を行なった。

「親の年金頼みで子が無職」については、近年「8050」と表現されるなど、大きな社会課題になっている。親の死亡を隠して年金を不正受給し続けていた事案もみられるが、今回の調査結果からは、「8050」が「9060」へと移行している状況も見受けられる。

また、「住まい不安定」については、生活保護受給者や低所得の高齢者の行き場がなく、やむを得ず暮らす劣悪な環境の集合住宅で火災が相次いで発生するなど、大きな社会課題となっている。

なお、いわゆる「ゴミ屋敷」は、家の外にゴミがあふれて「近隣住民とのトラブル」につながる人が多いのではないかとする仮定のもと、一体的に分析を行なった。また、「親の年金頼みで子が無職」は、「子」が「ひきこもり」であることが多いのではないかとする仮定のもと、一体的に分析を行なった。

以下、これらの事例に着目して分析を行なう。

- 1 近隣住民とのトラブル または ゴミ屋敷
- 2 ひきこもり または 親の年金頼みで子が無職
- 3 住まい不安定（立ち退き等）

なお、本章での分析にあたっては、下記の条件で分析を行なっている。

- ア) 社会的孤立状態にある人（世帯）の「状態・課題」として選択肢で提示をした、「ゴミ屋敷」「ひきこもり」「住まい不安定」等については、事前に明確な定義づけを行なってはいない。できるだけ幅広くデータを集めるために、民生委員の主観に基づき回答してもらっている。（調査票問4）
- イ) 「状態・課題」は、その人（世帯）について選択肢を選ぶ形式であり、当事者本人だけでなく世帯の状態・課題も含んでいるが、そのため、調査票問7で回答されている「本人」の状態・課題ではない可能性もあり得るが、本章では本人を中心に、状態・課題の分析をしている。
- ウ) 課題を複合的に有している状況を把握するため、「状態・課題」については複数回答とした。そのため、前頁123の分析においては同じ人（世帯）が対象となっていることがある。（例えば、ゴミ屋敷とひきこもりが状態・課題として選択されている場合、その人（世帯）は前頁1でも2でも分析対象となる）
- エ) 回答された事例は、それぞれの民生委員が支援したケースのうち、最も困難だった事例である。一人で複数の困難事例に対応しているケースもあることから、民生委員が支援した全数ではない。

1. 近隣住民とのトラブル・ゴミ屋敷に関する事例

本調査で把握した 53,454 件の事例のなかで、状態・課題として「身体的な病気・けが」「認知症」に次いで多かったのが「近隣住民とのトラブル」であった。また、いわゆる「ゴミ屋敷」についても、「あてはまるものすべて」を回答してもらう設問では第7位だが、緊急性や影響が大きい上位3項目の選択では第4位と順位が高くなり、地域にとって緊急性や影響が大きい課題であることが伺われた。

そこで、いわゆる「ゴミ屋敷」状態がもとで「近隣住民とのトラブル」になっている事例が多いのではないかという仮定のもと、本節では、状態・課題として「近隣住民とのトラブル」または「ゴミ屋敷」が選択された 12,454 件の事例ⁱを対象に、当事者（世帯）の特徴や民生委員による支援の経過等を分析した。

(1) 近隣住民とのトラブル・ゴミ屋敷に関する事例の分析の視点

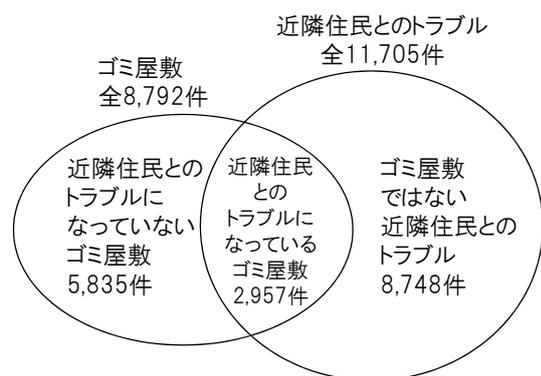
① 「近隣住民とのトラブル」といわゆる「ゴミ屋敷」の関係ⁱⁱ

「近隣住民とのトラブル」に該当する事例は 11,705 件、いわゆる「ゴミ屋敷」に該当する事例は 8,792 件であり、このうち 2,957 件については「近隣住民とのトラブル」といわゆる「ゴミ屋敷」を併発していた。また、併発がみられた 2,957 件のうち 1,094 件は、本人あるいは世帯の構成員に「認知症」があった。

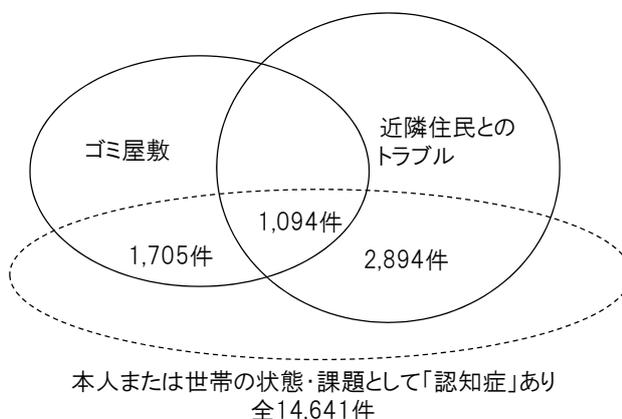
ゴミ屋敷状態ではないが近隣との摩擦が発生している事例は約 8,700 件であった。代表的な事例は、被害妄想による悪口、暴言や暴力、草木の管理不足などが近隣との摩擦の原因となっているというものである。

一方、ゴミ屋敷状態でも近隣住民とのトラブルにはなっていない事例は約 5,800 件であった。代表的な事例は、民生委員や地域包括支援センターの職員などが訪問したら、家の中にゴミが溜まっており、足の踏み場もない状態であったといったものである。

図表 2-1 近隣住民とのトラブルとゴミ屋敷の併発



図表 2-2 近隣住民とのトラブルとゴミ屋敷、認知症の併発



ⁱ 調査票問 4 (2) (当事者 (世帯) にとって緊急性や影響が大きい状態・課題 3 つまで) において選択されたもの

ⁱⁱ ここでは「緊急性や影響が大きい上位 3 つ」に限らず、「あてはまるものすべて」で選択された件数

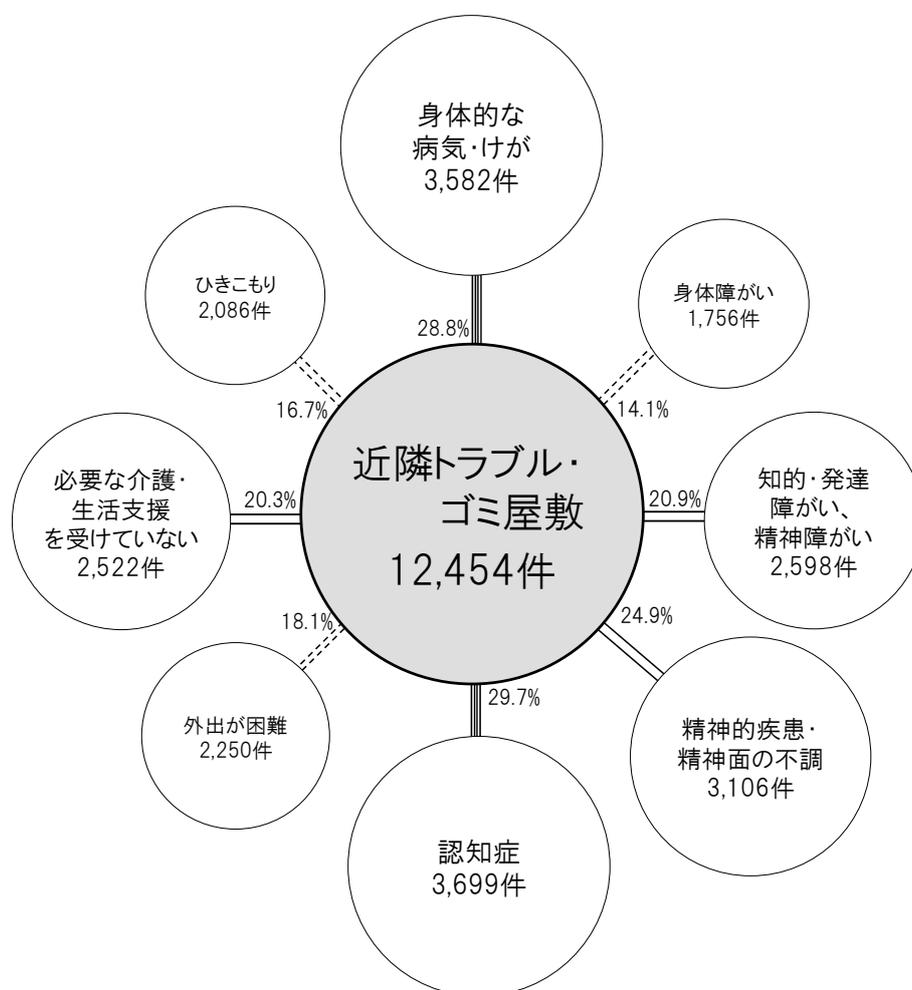
②「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の背景と分類

「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」と併発している状態・課題として多いものは、「認知症」(29.7%)、「身体的な病気・けが」(28.8%)、「精神的疾患・精神面の不調(うつ等)」(24.9%)、「知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)」(20.9%)であり、多様な状態・課題が関係していることがわかる。

これらは、背景となる要因と、結果の状態とに分けることができる。例えば認知症、知的障がいなどのために、ゴミをゴミとして認識・識別できない、あるいは身体的な病気やけが、外出が困難など身体機能の低下があってゴミを出せない、といったような関係は、ゴミ屋敷状態の背景要因と見ることができる。一方、ゴミ屋敷状態のために悪臭や害虫あるいは火災の不安などにより近隣住民とのトラブルを引き起こす、といったような関係は、ゴミ屋敷状態が影響を及ぼした結果の状態と見ることができる。

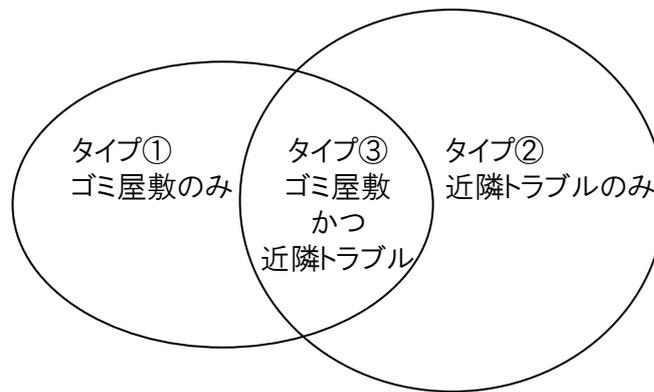
図表 2-3 近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷の事例における他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



本節では、図表 2-1 に基づいた次ページのタイプ・分類を中心に、適宜、併発の多かった認知症や障がい(「疑い」も含む)の有無の視点を加味して、状態・課題及び民生委員の支援の経過等の分析を行なった。

- ① いわゆるゴミ屋敷状態だが近隣住民とのトラブルになっていない
(以下、ゴミ屋敷のみ)
- ② 近隣住民とのトラブルが発生しているが、いわゆるゴミ屋敷状態ではない
(以下、近隣トラブルのみ)
- ③ いわゆるゴミ屋敷状態かつ近隣住民とのトラブルが発生している
(以下、ゴミ屋敷かつ近隣トラブル)



(2) 当事者の状況と地域との関係

タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれも、当事者が65歳以上である事例が65%以上を占めた。就労している人は全体の5～7%である。また、52～55%の人が年金、16～20%の人が生活保護を受給している。

ゴミ屋敷や近隣住民とのトラブルという課題の背景要因として、認知機能の低下などが考えられるが、当事者本人に認知症（「疑い」も含む）がある人は約3割、障がい（「疑い」も含む）がある人も約3割であった。認知症、障がいの重複をみると、タイプ①②③とも16～20%に認知症と障がい（いずれも「疑い」も含む）の両方があるという結果だった。なお、併発している状態・課題としては、「認知症」、「障がい」のほかに、「身体的な病気・けが」、「精神的疾患・精神面の不調」が多い。

世帯は、約半数が独居、約2割が2人世帯であった。また、地域に住んでいる年数は、約7割が10年以上であった。

タイプ①「ゴミ屋敷のみ」という課題を有する人の状況

タイプ①「ゴミ屋敷のみ」という課題を有する人は、タイプ②及び③と比べて、65歳未満の割合が大きい。そのため、認知症のある人の割合はタイプ②及び③に比べて小さく、年金受給の割合も低い。就労をしていない人の割合も低い。

性別では男性の割合が大きく、ひとり暮らしやひきこもりの割合が若干大きい傾向がある。約7割の人がその地域に10年以上住んでいるが、その世帯が課題を有していることに近隣住民が気づいていた割合がタイプ②③よりも小さいことが特徴として挙げられる。

「扉を開けてみたら、家の中はゴミだらけで足の踏み場もない」「部屋の中はゴミ屋敷状態」といった記述回答も多くあることも踏まえると、いわゆる「ゴミ屋敷」といっても、家の外までゴミがあふれてはおらず、地域住民が気づいていない場合も多いと考えられる。

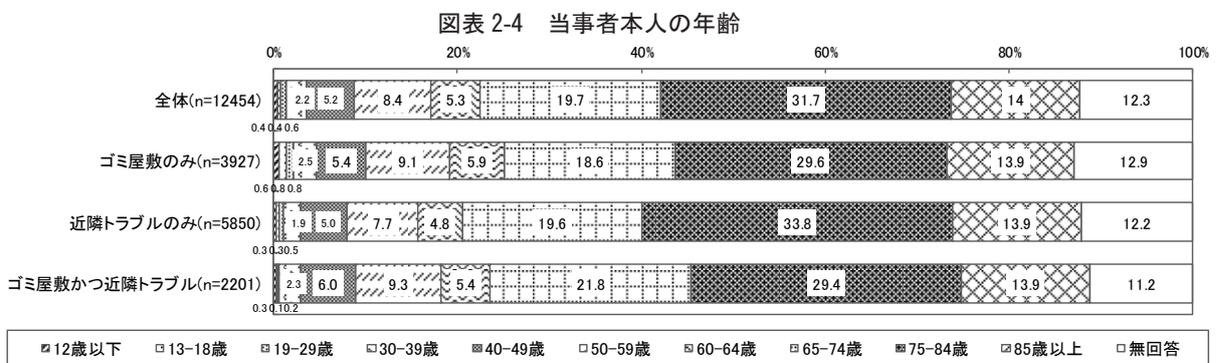
タイプ②「近隣トラブルのみ」という課題を有する人の状況

タイプ②「近隣トラブルのみ」という課題を有する人は、65歳以上の割合が67.3%であり、タイプ①及び③と比べて大きく、性別では女性の割合が非常に大きい。また、2人以上世帯が多いことも影響しているのか、本人が就労している割合が小さい。およそ3割の人に認知症、もしくは障がいがある。「近隣住民とのトラブル」という課題を有しているタイプ②および③は、精神的な疾患を多く併発しているのが特徴といえる。

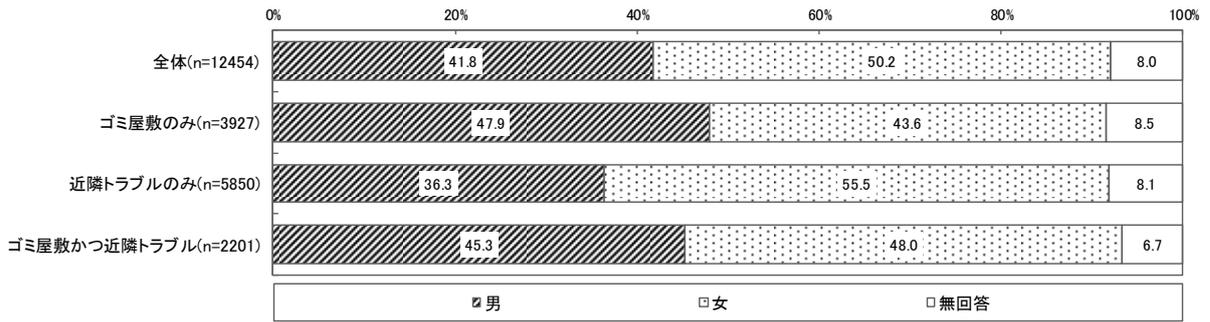
タイプ①③と比べると、居住年数10年未満の割合が大きく、72.6%の事例で近隣住民がその課題に気づいていた。近隣住民とのトラブルになっているのに近隣住民が気づいていない事例としては、例えば、集合住宅の上の階と下の階で騒音が原因でトラブルとなっているものの地域住民はそのことに気づいていない場合などが考えられる。

タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という両方の課題を有する人の状況

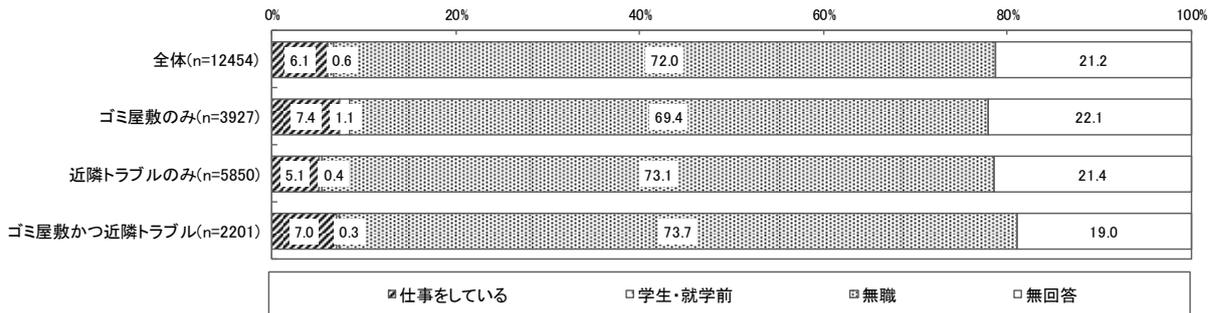
タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という両方の課題を有する人は、65歳以上の人が65.1%であり、女性の割合が若干大きい。3割を超える人に認知症、障がいがある。障がいがある人の割合はタイプ①②に比べると大きく、障がいと認知症の両方がある人の割合もタイプ①②に比べると大きくなった。就労している人の割合はタイプ①とほぼ同じだったが、その一方で就労していない人の割合がタイプ①と比べると大きくなった。年金を受給している人の割合はタイプ①②と差がないが、生活保護を受給している人の割合は大きい。56.0%が独居であり、その地域に10年以上住んでいる人が74.5%だった。80.1%で近隣住民がその課題に気づいていた。タイプ①②と比べると併発している課題が多く、課題が複合化していることが伺われた。



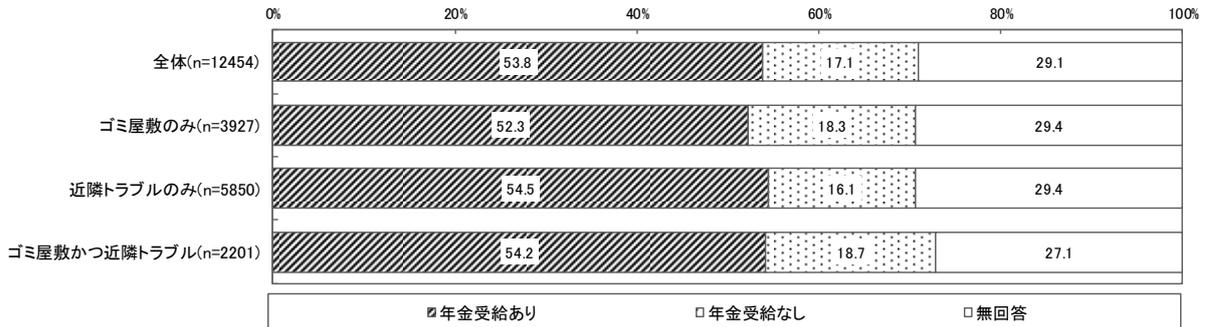
図表 2-5 当事者本人の性別



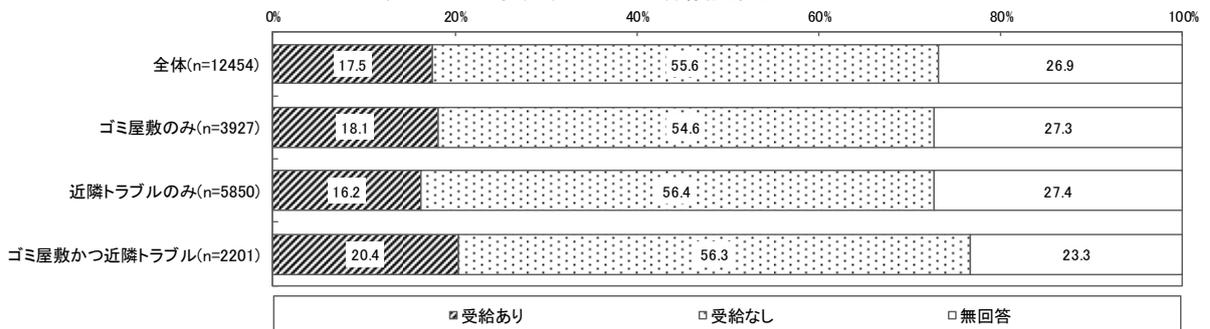
図表 2-6 当事者本人の就労・就学の状況



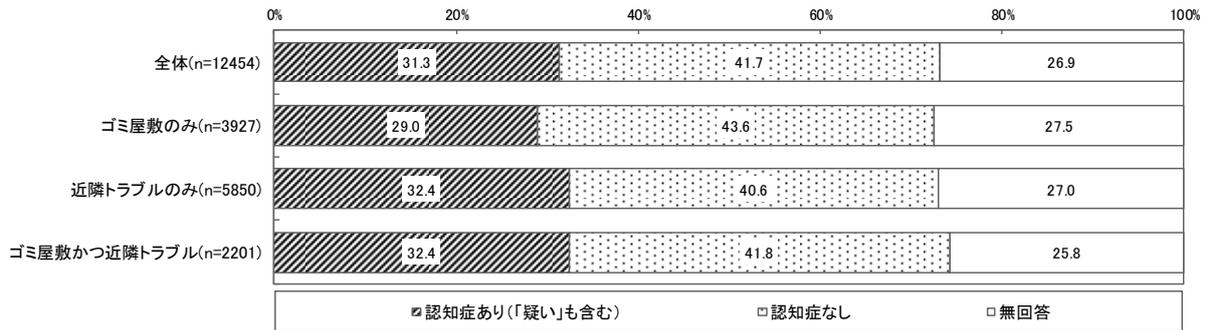
図表 2-7 当事者本人の年金受給状況



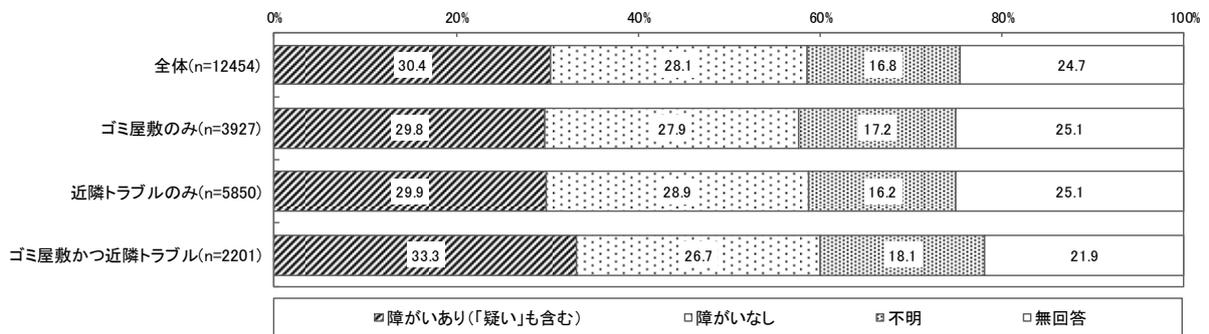
図表 2-8 当事者本人の生活保護受給状況



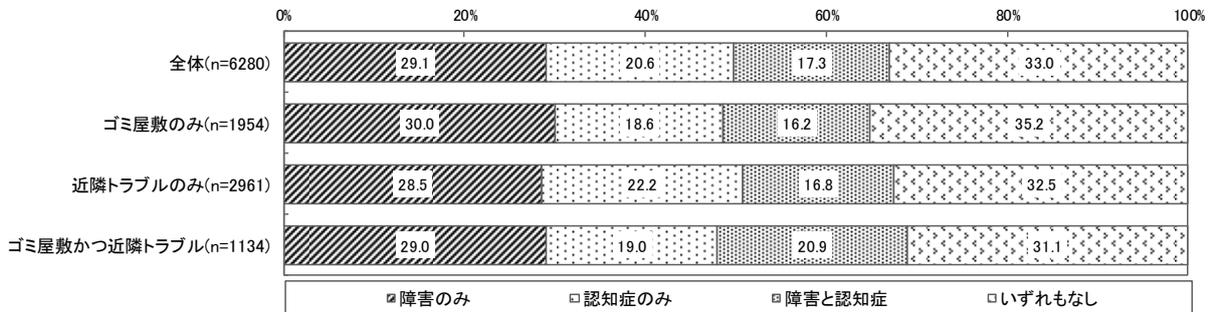
図表 2-9 当事者本人の認知症（「疑い」も含む）の有無



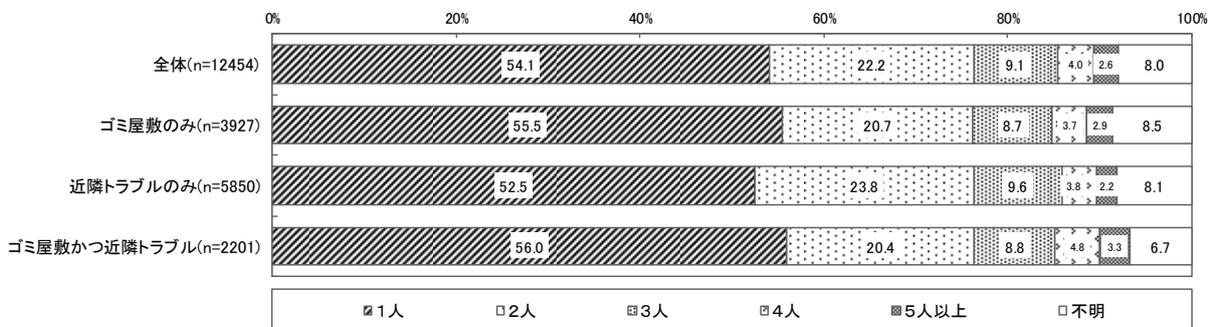
図表 2-10 当事者本人の障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含む）



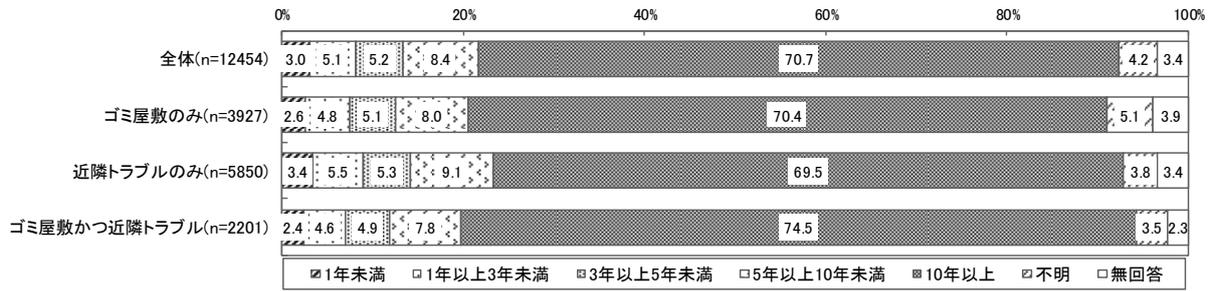
図表 2-11 当事者本人の認知症・障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含まない）



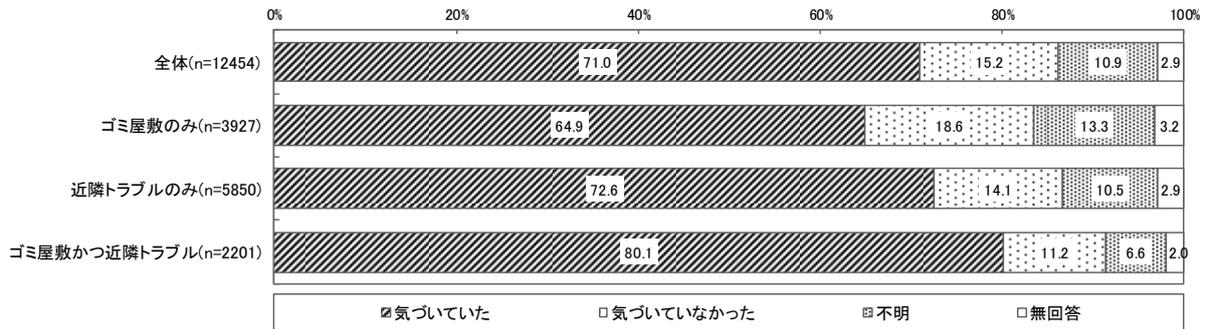
図表 2-12 世帯における人員数



図表 2-13 居住年数

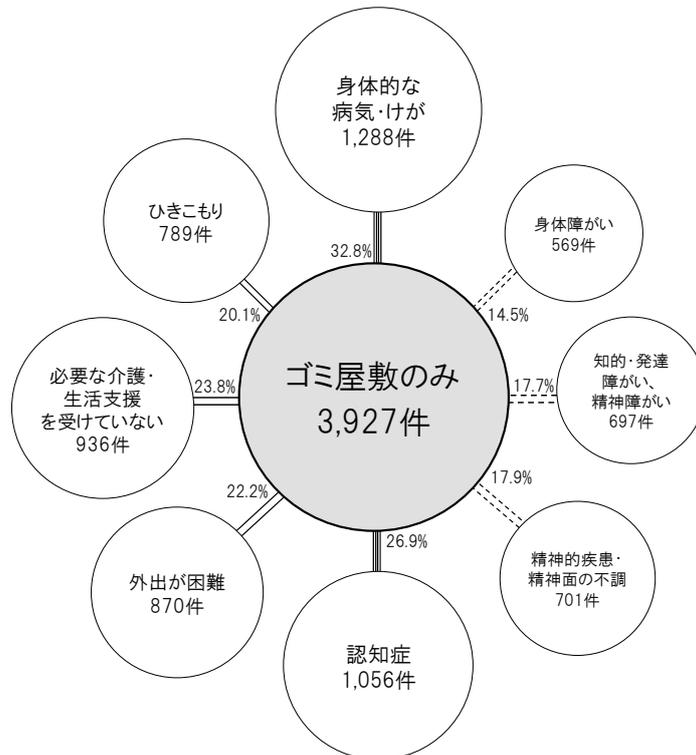


図表 2-14 近隣住人の気づき



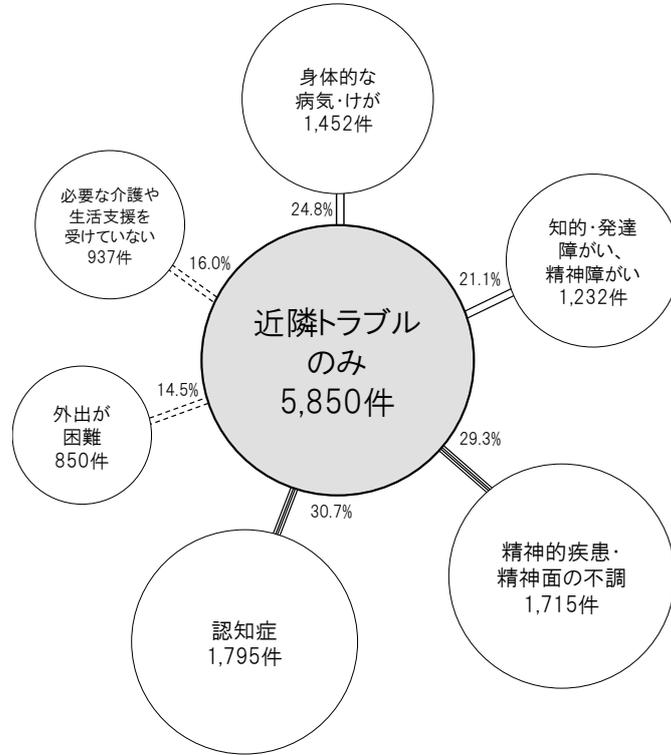
図表 2-15 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



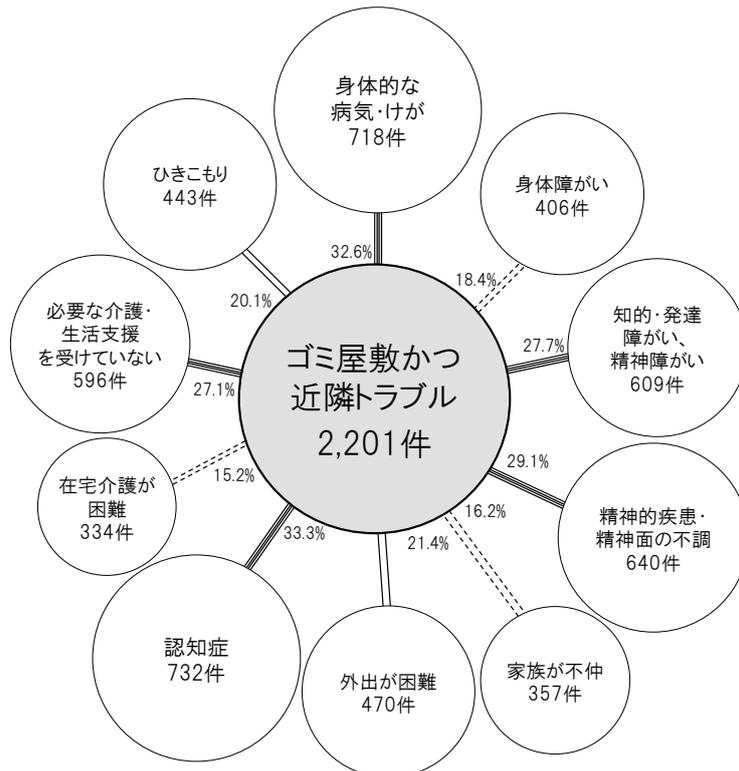
図表 2-16 【タイプ②近隣トラブルのみ】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



図表 2-17 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



(3)「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」の具体像

本調査では、選択肢式の設問に加え、その人（世帯）の支援経過等について記述してもらった。ここでは「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」の具体的な内容を整理する。

ゴミ・ゴミ屋敷状態

自宅内や庭などにゴミを溜めて悪臭や害虫が発生する、ゴミと思われる所有物が敷地外まではみ出す、ゴミの分別ができない、などが多い。

- ・ 30代男性。働かずアパートにひきこもり、たばことペットボトルのごみの山の中で生活している。
- ・ 80代の認知症の母と40代の息子の世帯。ゴミの分別もできておらず近所の人も困っている。
- ・ 60代の無職の男性、1人住まい。ゴミ出し、分別もできておらず近所でも問題になっている。

臭い・悪臭

当事者が風呂に入らず臭い、ゴミ屋敷になっており悪臭を放っているという事例が多い。

- ・ 80代の認知症母親と60代の知的障がいのある娘のふたり暮らし。風呂には2年以上入っておらず、まわりの人からは「くさい」と言われているが、全然聞く耳を持たない。
- ・ 80代のひとり暮らしの男性。家がゴミ屋敷化し、ゴミのにおいと虫で、近所の人々が悩まされていた。
- ・ 火災を起こし、住民は後のガレキの処理をしないまま遠方に行ってしまった。乾燥したすすが舞い、悪臭と、溝がつまって困っている。

ペット・犬猫

当事者が飼っている・えさをあげている猫などに対して近隣が苦情を言う事例が多いが、なかには、近隣住民のペットに対して、当事者が苦情を言う場合もある。

- ・ 80代女性ひとり暮らし。ネコが増え近所に迷惑をかける。ネコに依存状態。
- ・ 80代の女性。ペットの犬と暮らしている。ゴミの山で、犬のフンもあり下足のまま出入りする。
- ・ 80代の女性。飼っていた犬がうるさいと近所の男性に大声でどなられた事がきっかけで滅入ってしまい、ゴミ屋敷状態となる。その後寝たきりになってしまった。
- ・ 60代の母親と同居する無職の40代の男性。近所の犬がうるさいと苦情を言う。

音・騒音

精神的疾患、認知症などのために、大声を発するなどして騒音問題になっている。一方で、認知症による幻聴などによって、騒音がひどいと、当事者が民生委員に相談する事例も多い。

【当事者が騒音を発している】

- ・ 極度のそう状態。昼夜に関係なく、大声を発していた。
- ・ 認知症の高齢者世帯。大声で叫んでいる等の苦情が近所から出る。
- ・ 知的障がいのある20代男性。近所から、夜間も大声を出したり、壁をたたいたりする音が激しいと苦情があった。

【当事者が近隣の騒音について訴えるがその事実がない】

- ・60代男性の独居。隣人が夜間に騒音を出す、低周波で攻撃してくる等の訴えがあった。隣近所の方に実態を確認したがそういう事はないと言われた。最後には隣人が転出した。
- ・ひとり暮らしの70代の女性。騒音がひどいと自治会長や民生委員に訴えるが、確認してもその事実がない。

被害妄想

認知症や精神的疾患などによる妄想が近隣からの孤立のきっかけになっている事例が多い。家族内でのいさかいの原因になっている場合もある。

- ・被害妄想と思われる、60代の女性が一人で生活している。同町内の人に対し、言動、行動が著しく悪く、だれもが相手にせず、孤立している。
- ・80代のマンション住まいの女性。盗聴などの被害妄想的な相談を民生委員にする。

盗み・盗る

「泥棒」「盗まれた」などの表記の大多数は、認知症による妄想が関連するものだが、なかには、当事者本人が万引きをする例もある。

【もの盗られ妄想】

- ・70代の女性。盗難被害妄想が多く、民生委員宅に電話がかかってくる。本人宅に行くとその物品があつたりする。
- ・70代の独身男性のひとり暮らし。近所に親しい親戚がいなく、何かと電話してきて「すぐ来てくれ」「物が盗まれた」「医者に連れていってくれ」等相談された。

【ものを盗んでしまう・万引き】

- ・80代女性ひとり暮らし、認知症がひどく近所の人とたびたびトラブルがある。近所の人によるところの女性が近隣住民の畑の野菜を盗んでしまうとのこと。
- ・独居女性。万引きを繰り返し、警察からたびたび連絡を受ける。年金が入ると人にごちそうしたりしてすぐに底をつき、あげく万引きをするという悪循環。食事あまり取れていない。
- ・70代独居男性。スーパーで万引き、タクシー料金未払い、ライフライン料金滞納。
- ・夫婦と、小学生と未就学児。30代の母親に精神障がいがあり、育児放棄、万引きしている。

悪口・暴言

当事者本人が近隣住民の悪口を言って地域から孤立する、近隣の人に悪口を言われているという被害妄想がある、という内容が多い。

- ・10年ほど前から近隣の人々の悪口を看板に書き、家の外壁や柵に大量に貼ってある。警察、市役所、地域包括支援センターなどが面談を試みるも、居留守を使われて会えない。
- ・70代の認知症の女性。近所の人々が自分の悪口を言うと訴えて警察へ通報していた。本人の話の聞くと「寂しい」とのこと、民生委員が定期的に訪問して話をするようにしたら解決した。
- ・ひとり暮らしの80代の女性。妄想や幻覚があり、隣人の悪口を大声で言うので、隣人が精神的に弱ってしまった。

(4) 相談支援の経過と支援後の状況

タイプ①②③のいずれも、相談支援のきっかけとしては「民生委員自身の訪問」「本人・家族からの相談」「近隣住民、自治会・町内会からの相談」の3つで6割超を占め、全体の4分の3はつなぎ先があったとされる。つなぎ先としては介護関係機関、福祉事務所や役所の福祉担当部署が多かった。つなぎ先の多くは支援を実施しており、その内容は、定期的な訪問や介護保険に基づくサービスの提供や利用支援が多い。

民生委員や民児協による支援内容も定期的な訪問が多く、なかには家事手伝いや外出・通院の付き添いを、民生委員（民児協）が単独で行なっている割合も1割前後であった。

支援後の状況については、約5割の事例で「解決した」か「改善した」と回答していた。年齢別にみると、75歳以上の高齢者では「解決した」「改善した」の割合が大きく、つなぎ先が実施した介護保険の提供や利用支援が、功を奏していることが伺われる。

ただし、当事者は複数の課題を同時に有している場合が多いため、「解決・改善した」のが「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」の状態なのか、あるいは同時に有していた別の課題・状態なのかを明確に区別することはできない。

最後に、つなぎ先の機関別に着目して支援後の状況をみると、保健関係機関や障がい関係機関につないだ事例は「改善した」割合が小さい。健康上の課題や障がい等の課題があると、状況の改善が難しいことが伺われる。

タイプ①「ゴミ屋敷のみ」という課題を有する人への支援経過

タイプ①「ゴミ屋敷のみ」の場合、相談支援のきっかけは民生委員自身の訪問が多く、その割合は近隣住民からの相談を上回る。これは近隣住民が気づいていた割合が小さいこととも関連し、屋内のみがゴミ屋敷状態だったという事例が多いことが伺われる。

75.5%でつなぎ先があり、つなぎ先の多くは支援を実施しているものの、支援の内容は「定期的な訪問」が最も多い。記述された事例概要を踏まえると、実際の支援を開始する前の信頼関係の構築に時間を要していることが伺われる。また、民生委員（民児協）単独で家事手伝いを実施している割合が10.6%あり、具体的な内容を事例概要でみると、民生委員がゴミの片付けをしたというものが多くみられた。

支援後の状況は、タイプ②③に比べ「解決した」と回答している事例が多く、障がい関係機関を除くどの機関につないでも「解決した」が20%前後となっている。これは、ゴミが片付いたという結果が目に見えやすいためと考えられる。

タイプ②「近隣トラブルのみ」という課題を有する人への支援経過

タイプ②「近隣トラブルのみ」の課題を有する人の場合、相談支援のきっかけは、地域住民からの相談が最も多い。一方、本人・家族からの相談がきっかけとなっている割合は、「ゴミ屋敷」を含むタイプ①③と比較して約2倍となる。これには、被害妄想による悪口、暴言や暴力などがある場合に、家族にとっても当事者本人が手に負えない状況にあり、民生委員に相談するといった状況があると考えられる。

つなぎ先の有無についてみると、タイプ①③と比べて「つなぎ先があった」と回答した割合はほぼ同じだが、「つなぎ先がなかった」と回答した割合は若干大きくなる。つなぎ先の多くは支援を実施しているものの、支援の内容は定期的な訪問が最も多い。タイプ①と同様、つなぎ先による支援を開始する前の信頼関係の構築に、時間を要していることが伺われ

る。一方で、民生委員（民児協）単独で実施した支援をみると、継続的な見守り・声かけを実施している割合はタイプ①③とほぼ同じ水準であるものの、家事手伝いや外出・通院の付き添いを実施している割合は小さくなる。したがって、タイプ②の人については、民生委員（民児協）としても接点を持ちづらいことが伺われる。

支援後の状況については、44.5%が「解決した」「改善した」としており、その割合は小さくなる。ただし、生活困窮者自立支援機関につないだ場合は「解決・改善した」割合が大きい。生活困窮者自立支援機関につないだ場合の支援が実施された割合は小さいものの、支援が実施されれば、その支援が功を奏していることが伺われる。

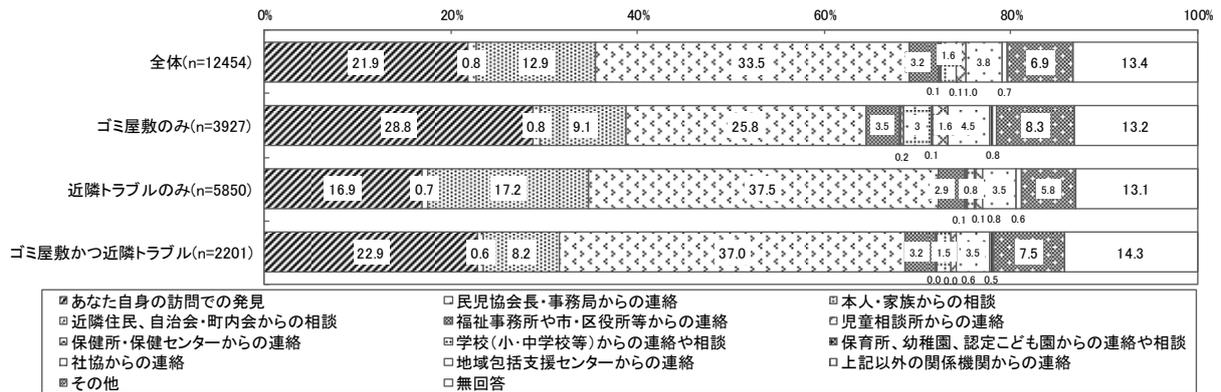
タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という課題を有する人への支援経過

タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という両方の課題を有している人に限ってみると、相談支援のきっかけは地域住民からの相談が最も多く、次いで民生委員自身の訪問となる。本人・家族からの相談の割合は小さい。

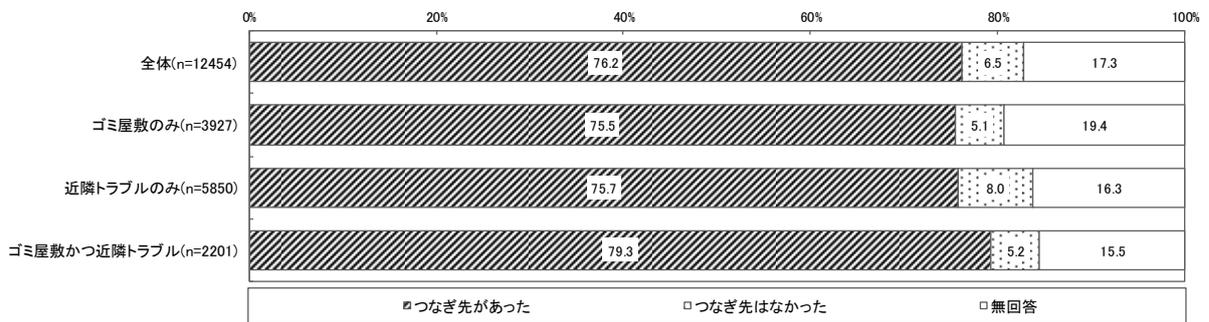
79.3%の事例でつなぎ先があり、つなぎ先の多くが支援を実施しているが、支援の内容は定期的な訪問が最も多い。タイプ①②同様、つなぎ先による支援を提供するまでに、信頼関係の構築に時間を要していることが伺われる。民生委員（民児協）独自で、家事手伝いや外出・通院の付き添いをしている割合が、タイプ①②に比べて大きい傾向がある。

支援後の状況については、49.4%が「解決した」「改善した」としている。なかでも、社会福祉協議会や生活困窮者自立支援機関につないだ場合に「解決・改善した」割合が大きい。また、母数は少ないものの、生活困窮者自立支援機関につないだ場合に「解決・改善した」割合も81.8%と大きい。

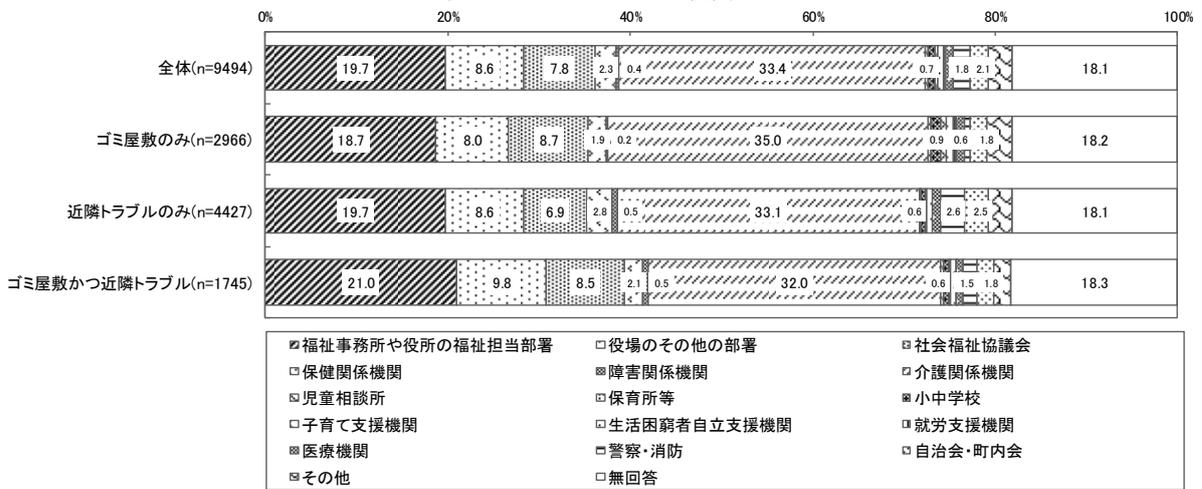
図表 2-18 相談支援のきっかけ



図表 2-19 つないだ先の機関の有無

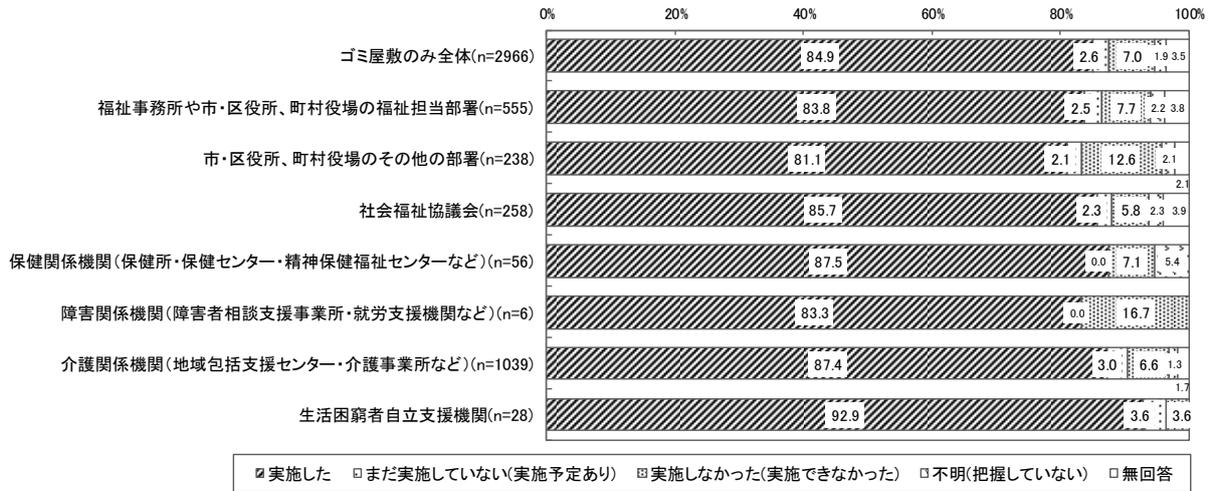


図表 2-20 つないだ先の機関

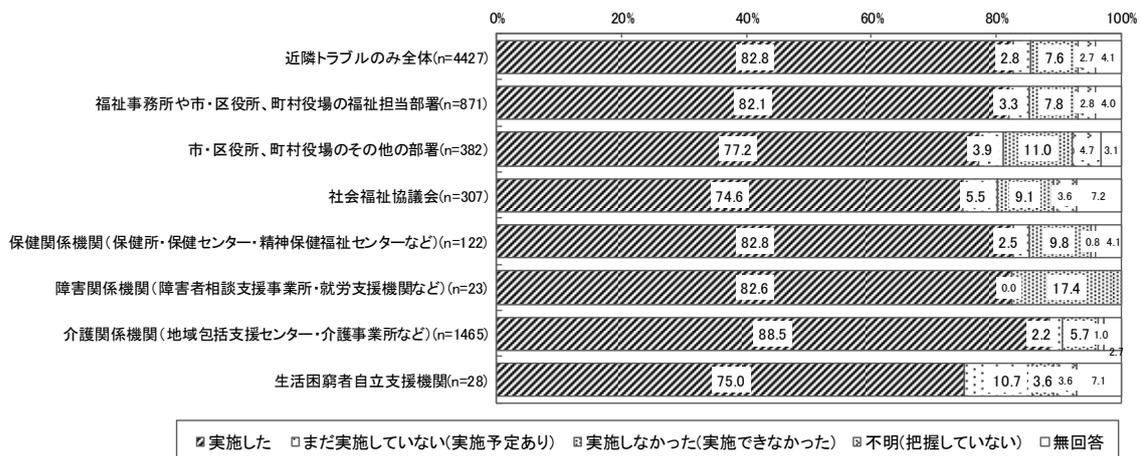


※ 少数の数値については、保健関係機関、障害関係機関、生活困窮者自立支援機関、警察・消防、自治会・町内会について掲載した

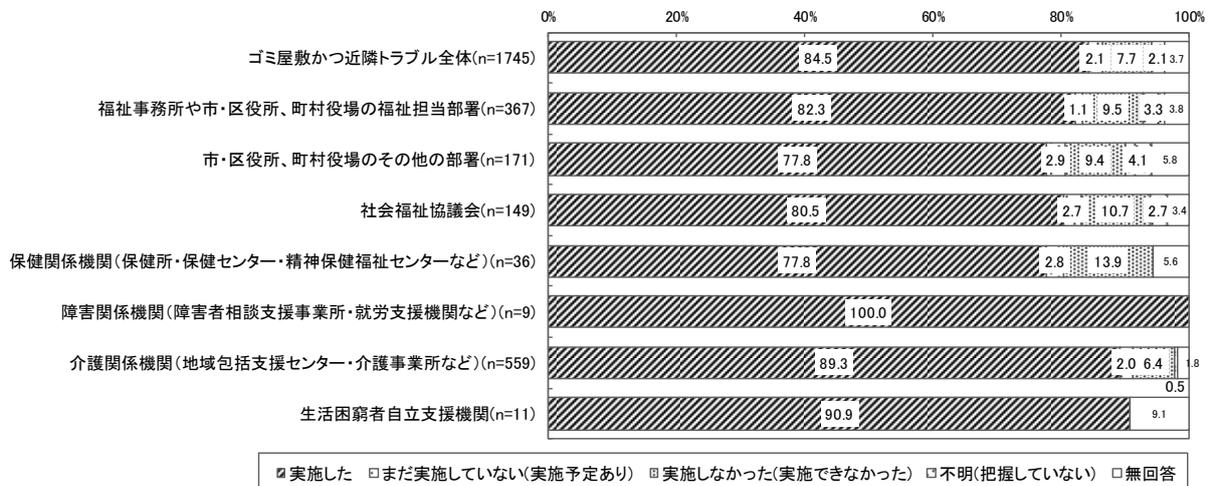
図表 2-21 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】つないだ先の機関別 支援実施有無（主な機関のみ）



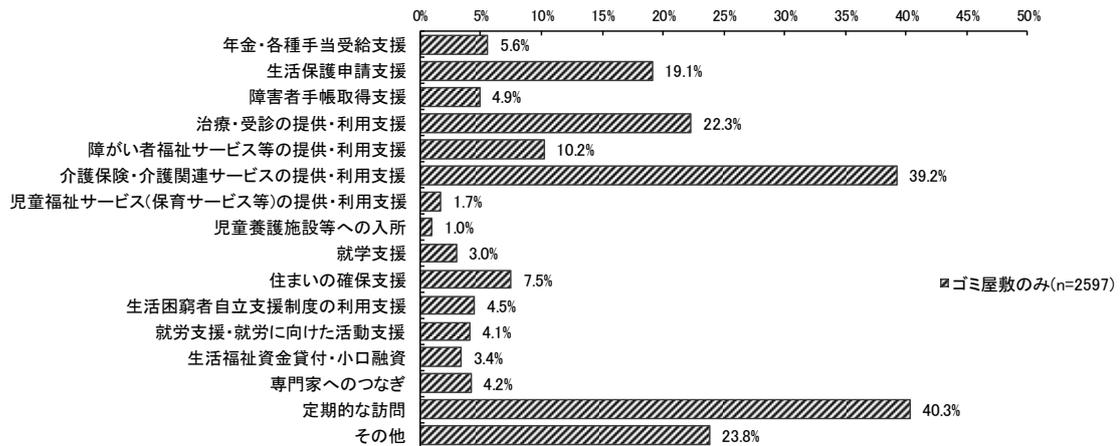
図表 2-22 【タイプ②近隣トラブルのみ】つないだ先の機関別 支援実施有無（主な機関のみ）



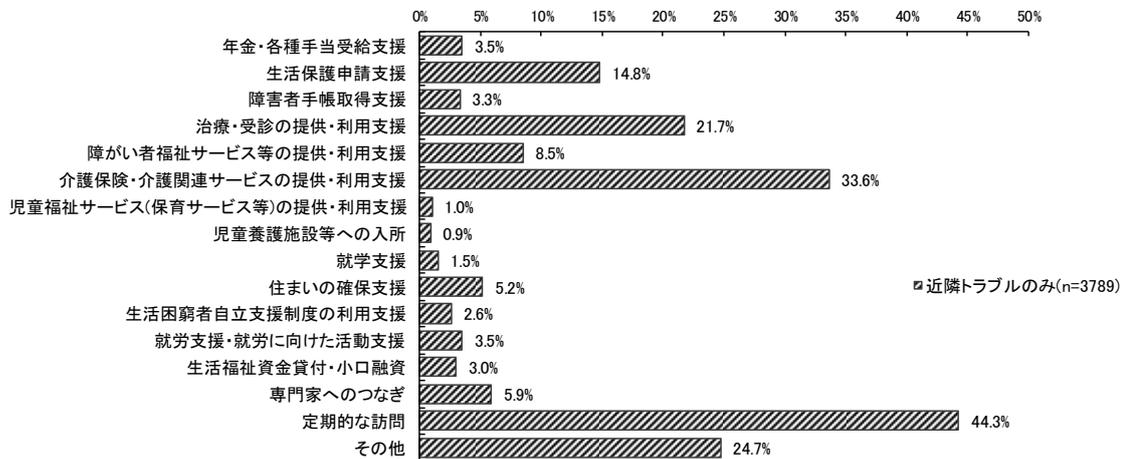
図表 2-23 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】つないだ先の機関別 支援実施有無（主な機関のみ）



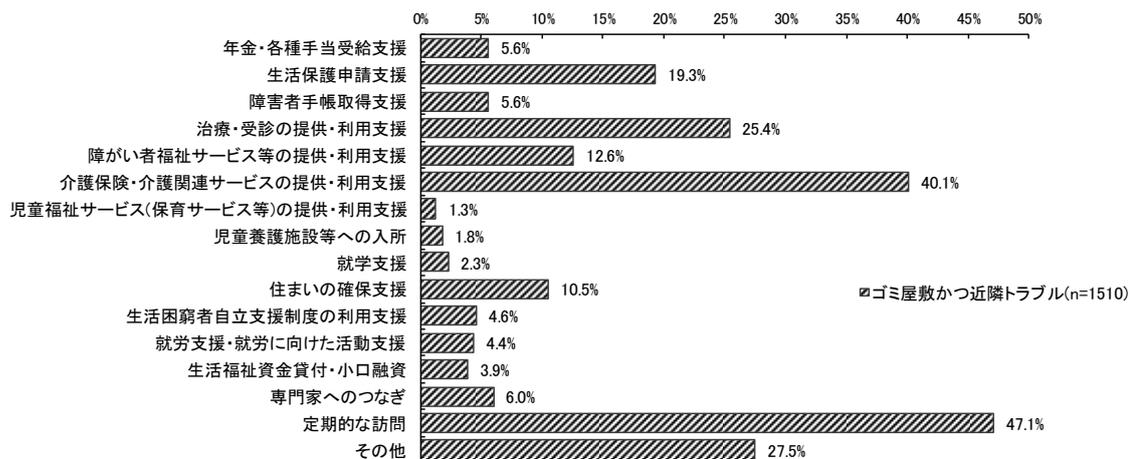
図表 2-24 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】つないだ先の機関による支援の内容（あてはまるものすべて）



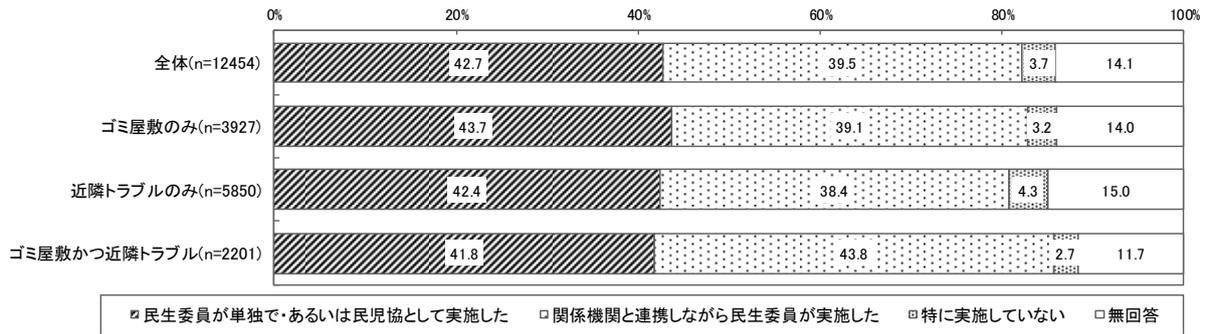
図表 2-25 【タイプ②近隣トラブルのみ】つないだ先の機関による支援の内容（あてはまるものすべて）



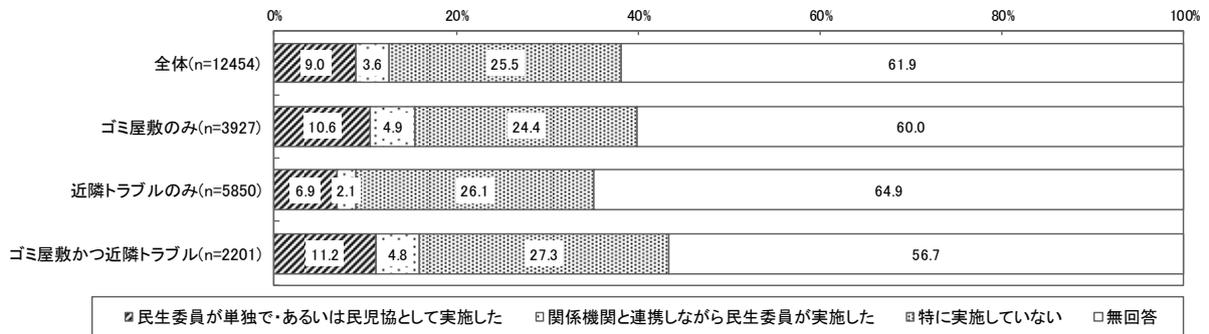
図表 2-26 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】つないだ先の機関による支援の内容（あてはまるものすべて）



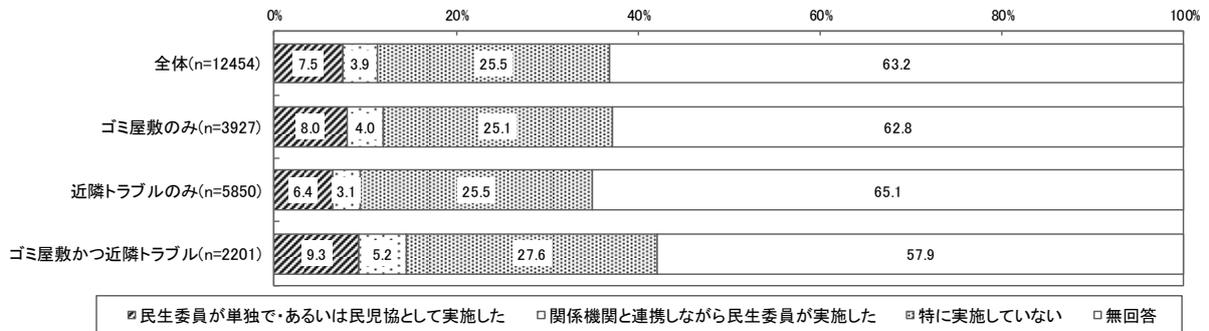
図表 2-27 民生委員や民児協による支援①継続的な見守り・声かけ



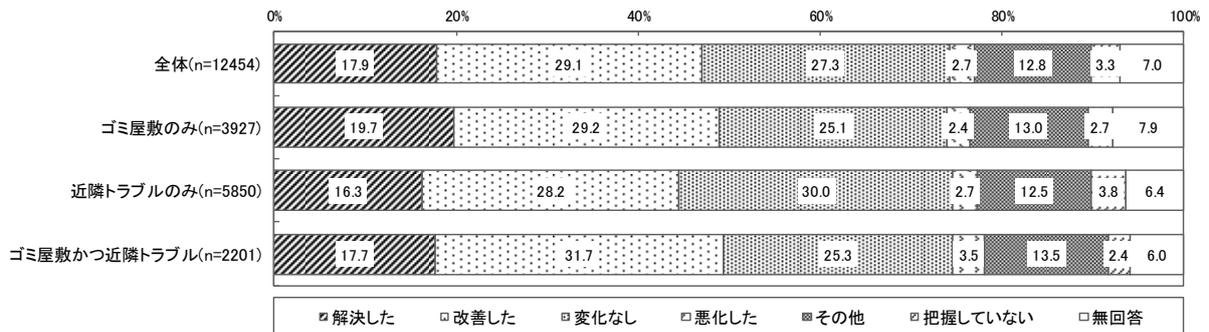
図表 2-28 民生委員や民児協による支援②家事手伝い



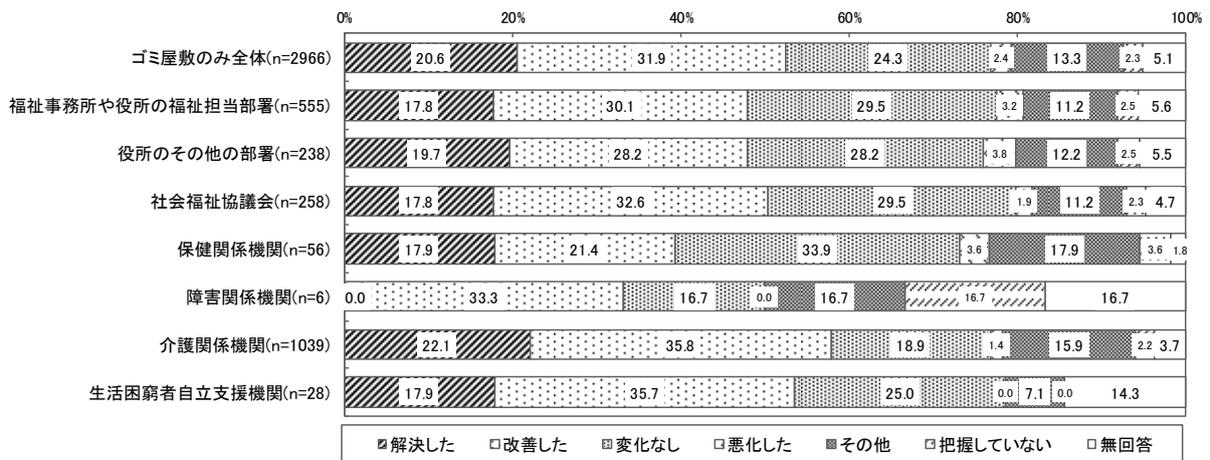
図表 2-29 民生委員や民児協による支援③外出・通院の付き添い



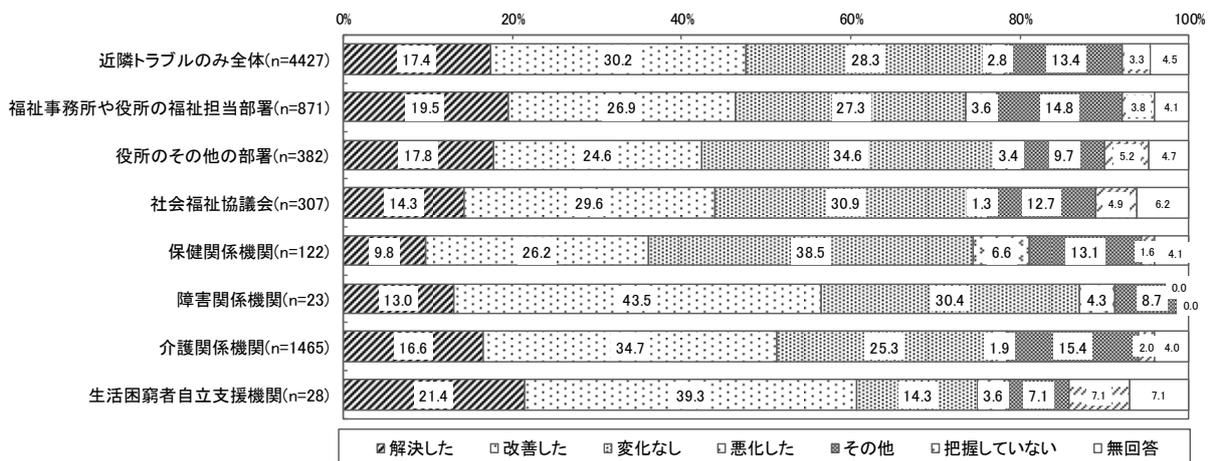
図表 2-30 支援後の状況



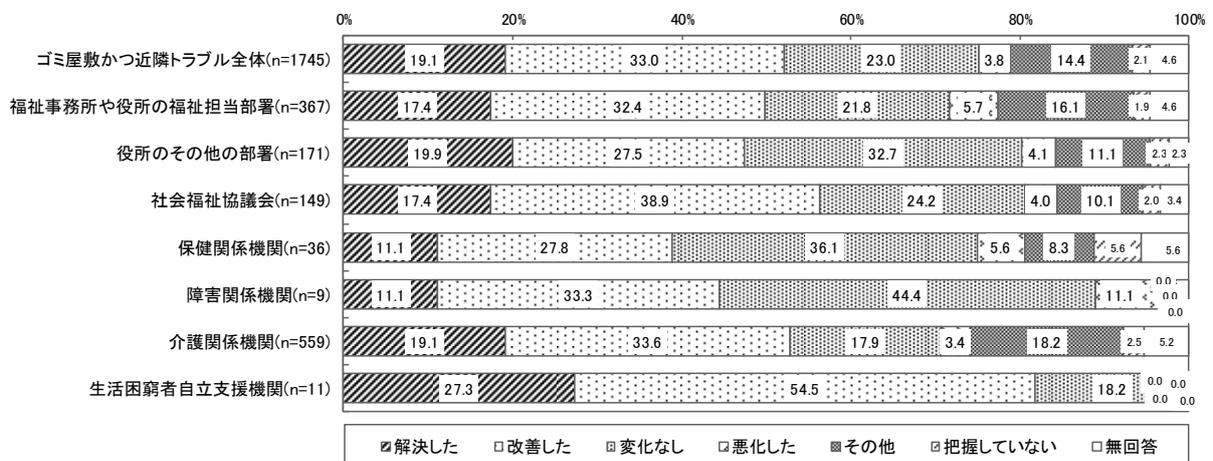
図表 2-31 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】つないだ先の機関別 支援後の状況（主な機関のみ掲載）



図表 2-32 【タイプ②近隣トラブルのみ】つないだ先の機関別 支援後の状況（主な機関のみ掲載）



図表 2-33 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】つないだ先の機関別 支援後の状況（主な機関のみ掲載）



(5)「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」状態にある人（世帯）に対する支援に関する考察

本調査では、選択肢式の設問に加えて、その人（世帯）の概要を記述してもらった。ここでは、「解決した」「改善した」と回答された事例を中心に、支援経過の傾向等を整理する。

①受診・治療により認知症や精神的疾患の症状が緩和し、近隣住民とのトラブルの度合いが下がる

タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、「認知症」や「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」を併発している割合が大きい。事例概要には、認知症や精神的疾患の症状がある事例の場合、医療機関等の専門的な支援につなぎ、治療を受けることで症状が緩和し、近隣住民とのトラブルの度合いが下がるという事例がみられた。

受診・治療といった支援は「保健関係機関」につないだ場合に多く実施されている。ただし、タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、民生委員によるつなぎ先は「介護関係機関」、「福祉事務所や役所の福祉担当部署」が多く、「保健関係機関」は少ない。

したがって、民生委員と保健関係機関との連携体制を今よりも充実させていくことが必要と考えられる。

②在宅介護サービスの利用を通じて状態が改善する

タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、65歳以上の高齢者が多い。そして、民生委員によるつなぎ先の機関は「介護関係機関」が多くを占めている。

事例概要には、介護関係機関につないだことによって定期的に介護サービスを利用するようになり、結果として状態が改善した事例がみられた。例えば、ホームヘルプサービスの利用開始により、専門職による定期的な訪問が実現し、再びゴミ屋敷状態になることを予防できたという事例である。

介護関係機関につないで支援が実施される一方で、タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、約4割の事例で「民生委員が単独であるいは民児協として」「継続的な見守り・声かけ」を実施している現実もある。

今後、高齢化がますます進展する見通しのなかで、民生委員あるいは民児協だけで支援を実施し続けていくのは、民生委員の負担の拡大につながる。専門機関と連携するとともに、専門機関の数にも限りがあることから、専門機関の主導のもと、地域住民どうしによる支援の体制を充実させていくことも重要と考えられる。

③地域包括支援センターにつないで施設入所となる

前述のとおり、タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、65歳以上の高齢者が多く、つなぎ先も「介護関係機関」が多くを占めている。それゆえ、「解決した」「改善した」事例には、介護関係機関につないだ結果、施設入所や入院となった事例が一定数みられた。このような支援の結果は、

地域課題の解決ではあるものの、本人が地域から離れることによってもたらされたものである。

今後、その地域において近隣住民とのトラブルやいわゆるゴミ屋敷といった課題を有する人の増加に対し、施設や医療機関等の社会資源が不足すれば、この事例のような解決策の実現が難しいことも多くなる可能性がある。

地域住民が地域課題を自らの課題として捉え、課題解決に向けて参画するという地域共生社会の実現が求められるなか、専門機関の充実だけでなく、地域住民の意識を変え地域における支援の体制を整えていくことも求められる。

2. ひきこもり・親の年金頼みで子が無職の事例

本節では、「親の年金頼みで子が無職」と「ひきこもり」の事例に着目する。「ひきこもり」は社会的孤立状態に陥りやすく、制度の利用につながりにくい課題である。一方、「親の年金頼みで子が無職」は、近年「8050」と表現されるなど、大きな社会課題になっている。

本節では、「親の年金頼みで子が無職」または「ひきこもり」が選択された6,231件の事例を対象に分析を行なう。

(1) ひきこもり・親の年金頼みで子が無職の事例の分析の視点

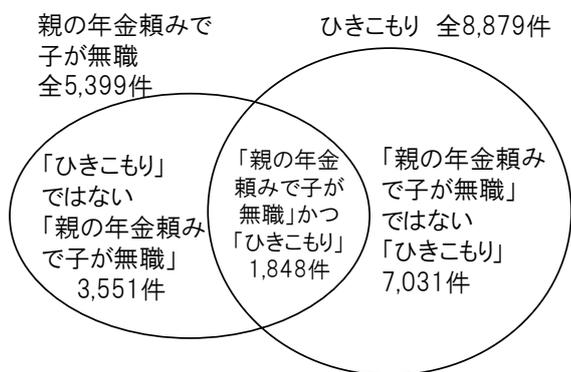
①「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の関係ⁱⁱ

「ひきこもり」に該当する事例は8,879件、「親の年金頼みで子が無職」に該当する事例は5,399件であり、このうち1,848件は両方の課題を併発していた。事例の件数を比較すると、「ひきこもり」が「親の年金頼みで子が無職」の約1.6倍に上る。

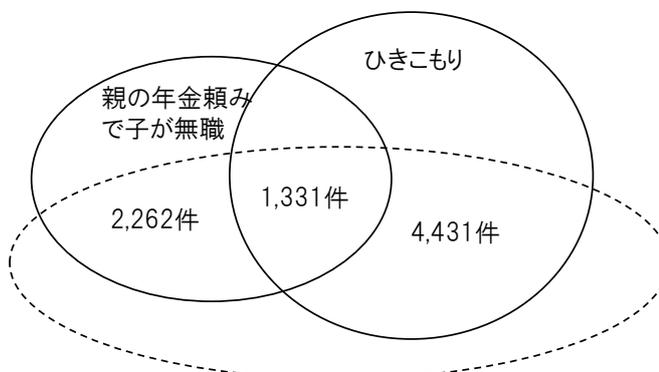
「親の年金頼みで子が無職」からみると、その約3分の1がひきこもり状態にもあてはまる。逆に、「ひきこもり」からみると約5分の1が「親の年金頼みで子が無職」にもあてはまる。このように「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」は関連が強い課題であるといえる。

これら2つの課題に共通する状態として、「ひきこもり」かつ「親の年金頼みで子が無職」の1,848件のうち、本人または家族が「身体障がい」「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」「認知症」である割合が約65%、1,331件に上る。

図表 2-34 「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の併発



図表 2-35 「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」、認知症や障がい等の併発



本人または世帯の状態・課題として認知症、身体障がい、知的・発達障がい、精神障がい、精神的疾患 あり 全30,363件

ⁱ 調査票問4(2)(当事者(世帯)にとって緊急性や影響が大きい状態・課題3つまで)において選択されたもの

ⁱⁱ ここでは「緊急性や影響が大きい上位3つ」に限らず、「あてはまるものすべて」で選択された件数

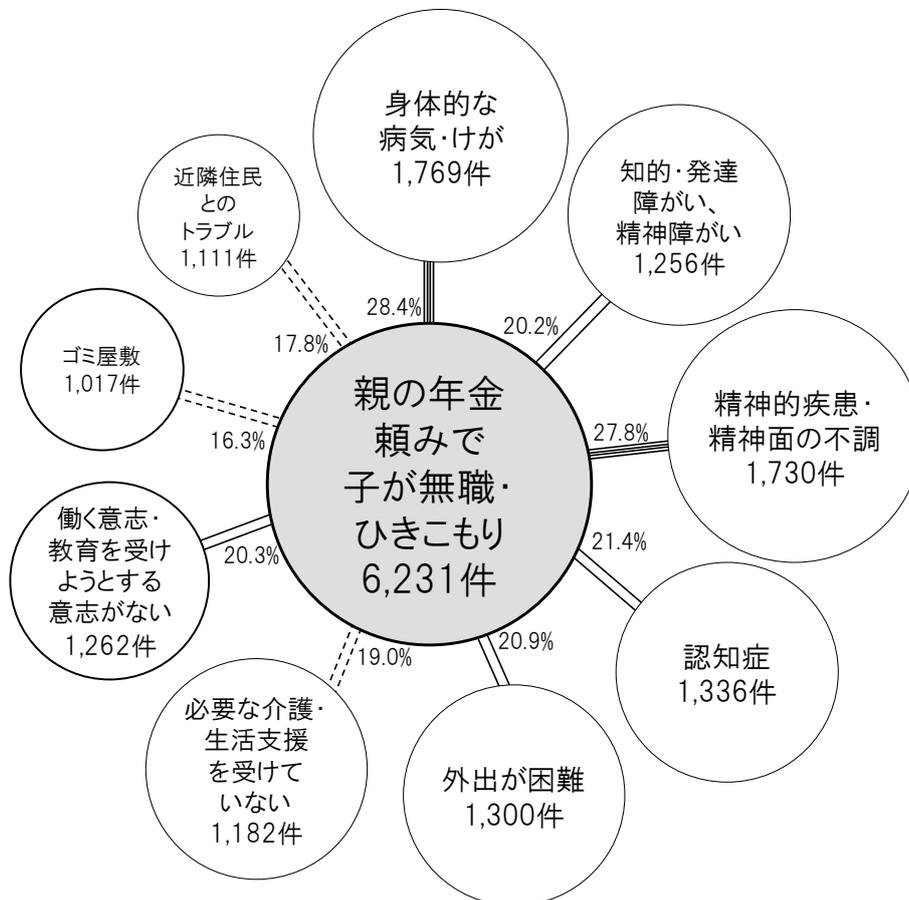
②「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の事例の分類と背景

「ひきこもり」あるいは「親の年金頼みで子が無職」と併発している状態・課題として多いものは、本人の年齢によって傾向が異なるが、「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」全体では「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」と「身体的な病気・けが」がそれぞれ3割近くに上り、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」も2割を超えた。「認知症」「外出が困難」「必要な介護や生活支援を受けていない」が課題であるのは、当事者本人あるいは世帯が稼働年齢層ではないことが推測される。

また、「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」にも該当する事例が16～18%に上り、世帯・家族の課題から、地域への課題へと広がっている事例もあると考えられる。

図表 2-36 「ひきこもり」あるいは「親の年金頼みで子が無職」の事例における他の状態・課題の併発率

(併発が概ね15%以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



③分析の視点

「親の年金頼みで子が無職」の「子」は「ひきこもり」であることが多いのではないかと仮定したが、図表 2-34 により、3分の2は「ひきこもり」という課題を有していないことがわかった。

そこで、本節では、「親の年金頼みで子が無職」と「ひきこもり」を併発している事例を個別には分析対象とせず、「ひきこもり」として一体的に分析することとする。

これは、「親の年金頼みで子が無職」の「子」がひきこもっている場合、ひきこもりが長期化したことによって、「親の年金頼みで子が無職」状態になったことが想定され、「子」が「ひきこもり」であることが主たる課題となっている場合が多いと思われるからである。そこで、「ひきこもり」に対する支援経過等を分析すべく、「ひきこもり」と一体的に捉え分析する。

逆に、「親の年金頼みで子が無職」の3分の2は「ひきこもり」という課題を有していないことから、「ひきこもり」を併発していない「親の年金頼みで子が無職」を分析対象とする。

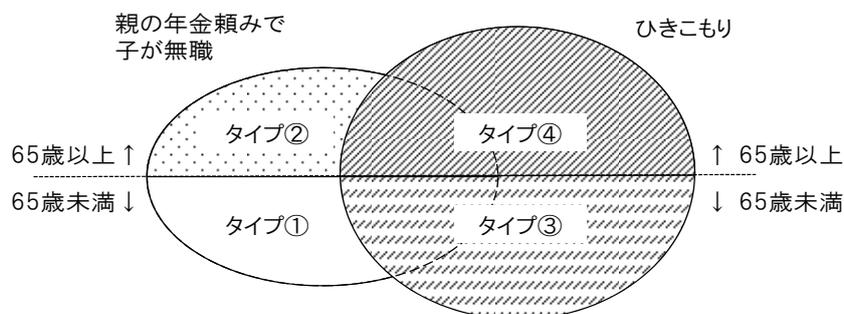
また、本調査の調査票で選択された課題は、世帯の有する課題であり、必ずしも当事者本人の課題とは限らない。そこで、できる限り本人の課題として焦点化できるよう、当事者の年齢によって分析対象を分けることとする。

つまり、「親の年金頼みで子が無職」のうち本人が65歳未満の場合は、当事者を「子」として分析する。また、「親の年金頼みで子が無職」のうち本人が65歳以上の場合は、当事者を「親」として分析する。

同じように、「ひきこもり」についても、高齢者の「ひきこもり」と若中年層の「ひきこもり」では背景となる要因が異なる。高齢者の「ひきこもり」は加齢に伴う心身機能の低下による「外出が困難」なことによって「ひきこもり（状態）」となっている場合が少なくないと考えられる。一方、若中年層の「ひきこもり」は精神的疾患や精神面の不調によって、就労が難しい状況にある場合が少なくないと考えられる。

以上を踏まえ、本節では、以下の4タイプで分析を進めることとした。なお、年齢に着目した分析を行なう必要があることから、本人の年齢が無回答であったものを除いた5,274件を分析対象とする。

- | |
|---|
| <p>①「親の年金頼みで子が無職」だが「ひきこもり」ではない、本人65歳未満の事例
→（「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者であるとみられる事例）</p> <p>②「親の年金頼みで子が無職」だが「ひきこもり」ではない、本人65歳以上の事例
→（「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者であるとみられる事例）</p> <p>③「ひきこもり」で本人65歳未満の事例</p> <p>④「ひきこもり」で本人65歳以上の事例</p> |
|---|



このうち、タイプ④（「ひきこもり」で本人65歳以上の事例）については、加齢に伴う心身の機能の低下という要因が多いと思われる。かつ、このような課題・状態に対し、介護保険制度に基づく社会資源の整備が進んでおり、民生委員による支援の経過を見ても、介護関係機関につないで「解決・改善する」割合が大きい。したがって、社会的孤立を背景に制度のはざまに陥りがちな事例における民生委員の関わりを把握するという本調査の目的を踏まえ、本節では、タイプ①～③に限って着目することとした。

(2) 当事者の状況と地域との関係

タイプ①「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例の状況

タイプ①は男性が77.3%を占め、50代以上が全体の69.5%と、中高年男性が多いことがわかる。また、30～40代が28.4%を占めるが、仕事をしている割合は7.8%と限定的である。障がいあり（「疑い」も含む）が37.5%に上り、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」（28.4%）、「身体的な病気・けが」（25.6%）、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」（24.2%）などを併発している。生活保護を受給している人の割合は15.5%と決して大きい数字ではなかった。

世帯をみると、ふたり暮らしで、かつ就労している人員がいないという構成の割合が大きい。一方で、独居世帯も26.7%を占める。必ずしも親子が同居しているとは限らず、経済的には親の年金頼みになっているが世帯は別であるという事例が一定割合あるということである。独居の場合、就労・年金受給・生活保護受給のいずれかにあてはまる、つまり本人に何らかの収入がある人の割合は4割にとどまる。

その地域に10年以上住んでいる人が75.8%であり、その人（世帯）が課題を抱えていることに近隣住民が気づいていた割合は63.1%だった。独居の場合に近隣住民が気づいていた割合は65.2%である。

タイプ②「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例の状況

タイプ②は、女性が65.4%であり、年齢は75歳以上が79.3%と多い。一方で、65～74歳の人も20.8%を占めており、「8050」と表現されるような世帯だけでなく、「7040」のような事例も一定数あることがわかる。

認知症（「疑い」も含む）が34.2%、障がいあり（「疑い」も含む）が28.4%であった。「身体的な病気・けが」（33.3%）「認知症」（29.8%）を併発している割合が大きく、「外出が困難」（20.5%）や「必要な介護や生活支援を受けていない」（24.7%）といった状態も併発している。身体的な病気・けがや認知症により、支援が必要であるにもかかわらず、「子」の存在によって必要な支援を受けることができていない可能性も伺われる。

年金を受給している人が84.6%、生活保護を受給している人が13.1%となっている。独居の場合も、年金受給・生活保護受給が89.3%と大部分は年金・生活保護が収入になっていることがわかる。

世帯をみると、2人世帯が約5割、独居世帯が約2割である。別居している子が年金の管理をしていて少額しか渡してもらえない、子が年金を使い込んでしまうといった事例があると考えられる。

その地域に10年以上住んでいる人が76.8%を占める。その人（世帯）が課題を抱えていることに近隣住民が気づいていた割合は57.8%である一方で、気づいていなかった割合が24.9%に上った。独居の場合、近隣住民が気づいていた割合は52.8%であり、気づいていなかった割合が31.3%に上った。併発している課題・状況をみると「ゴミ屋敷」が15.0%、「近隣住民とのトラブル」が18.3%あり、親の認知症、子の障がいなどが背景要因となって、課題が複合化し、近隣住民が気づくようになったような事例も一定数あることが伺われる。

タイプ③「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例の状況

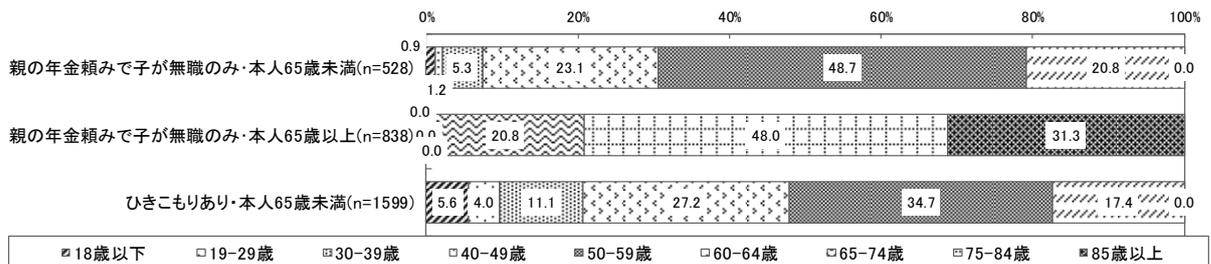
タイプ③は、男性が69.4%を占める。30代が11.1%、40代が27.2%、50代が34.7%と、タイプ①と比較して若中年層の割合が大きい。「働く意思・教育を受けようとする意思がない」(32.8%)とともに、「精神的疾患・精神面の不調(うつ等)」を併発している割合が多く、全体の38.3%を占め、精神面の不調が就労に影響している可能性が伺われる。

就労している割合は7.0%、年金受給は8.9%に留まり、生活保護を受給している人の割合は18.6%である。世帯をみると、独居が43.7%と大きく、世帯内に就労している人がいない世帯の割合が66.1%に上る。独居の場合に限ってみると、就労・年金受給・生活保護受給のいずれかにあてはまる人(本人に何らかの収入がある人)の割合は43.7%であった。

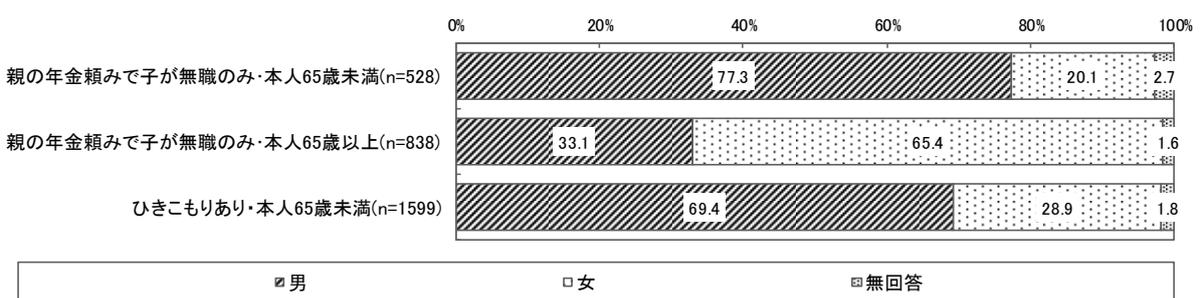
つまり、少なくとも民生委員が支援に関わっている65歳未満の独居ひきこもりの事例では、半数以上が就労・年金受給・生活保護受給による収入がなく、同居していない家族からの仕送りや、貯金の取り崩しなどによって生活していることが伺われる。

その地域に10年以上住んでいる人は69.2%を占め、近隣住人が気づいていた割合は63.2%に上る。独居の場合には気づいていた割合が66.4%であった。ひきこもりだからといって地域が気づきにくいとは限らず、タイプ①やタイプ②と同じように、併発する他の課題をきっかけとして近隣住民が気づいた事例も多いと考えられる。

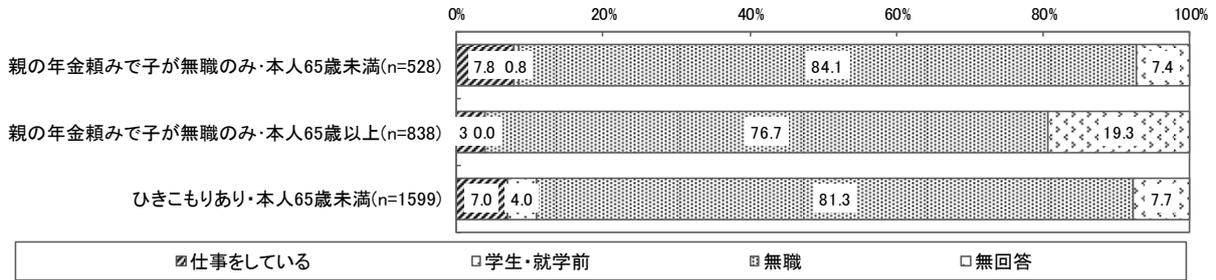
図表 2-37 当事者本人の年齢



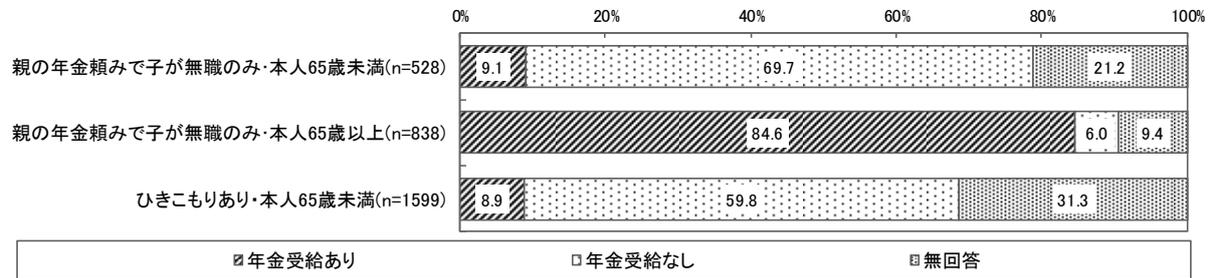
図表 2-38 当事者本人の性別



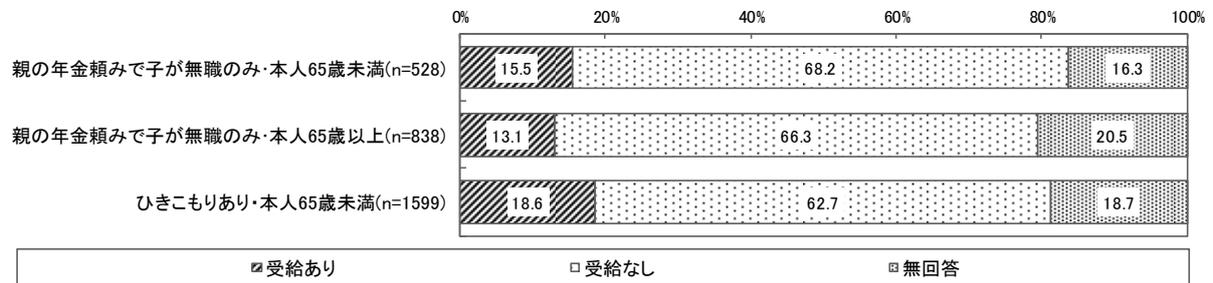
図表 2-39 当事者本人の就労・就学の状況



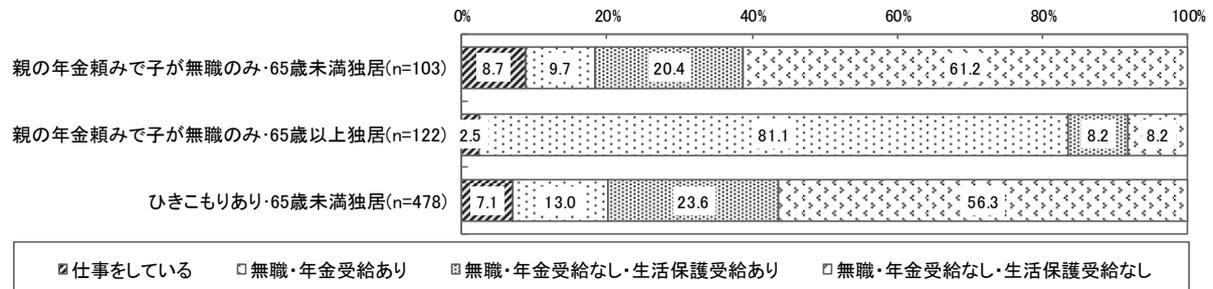
図表 2-40 当事者本人の年金受給状況



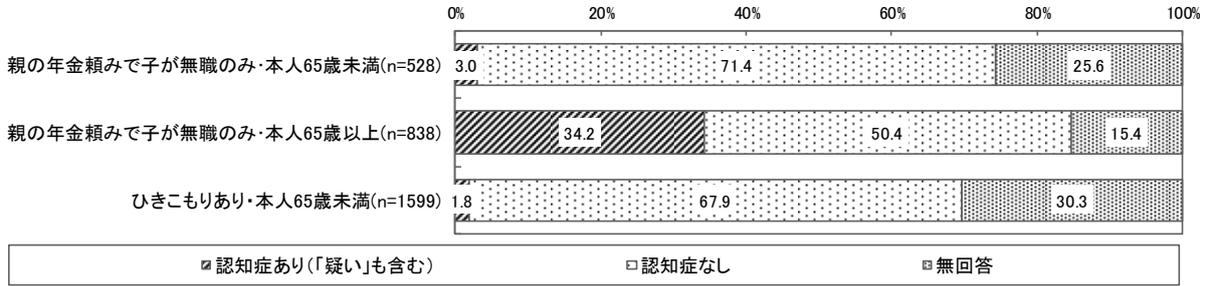
図表 2-41 当事者本人の生活保護受給状況



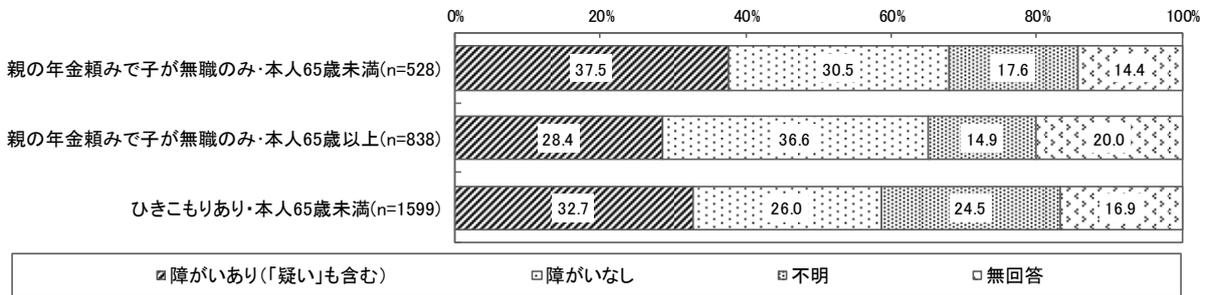
図表 2-42 独居世帯の場合の当事者本人の就労・年金受給・生活保護受給の状況（無回答を除く）



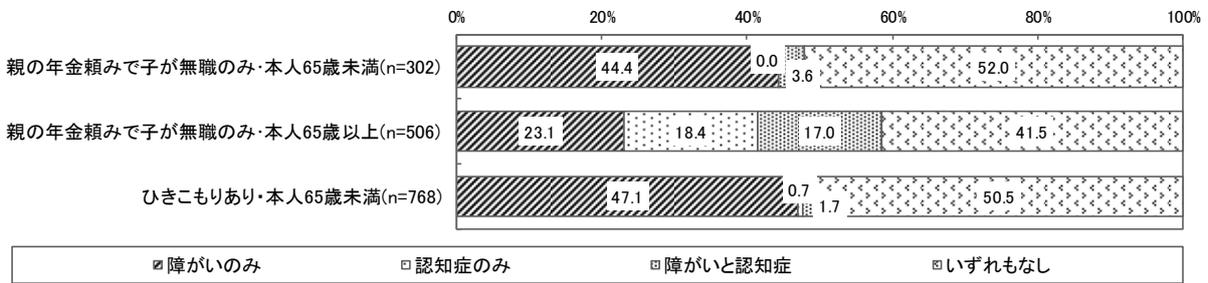
図表 2-43 当事者本人の認知症（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含む）



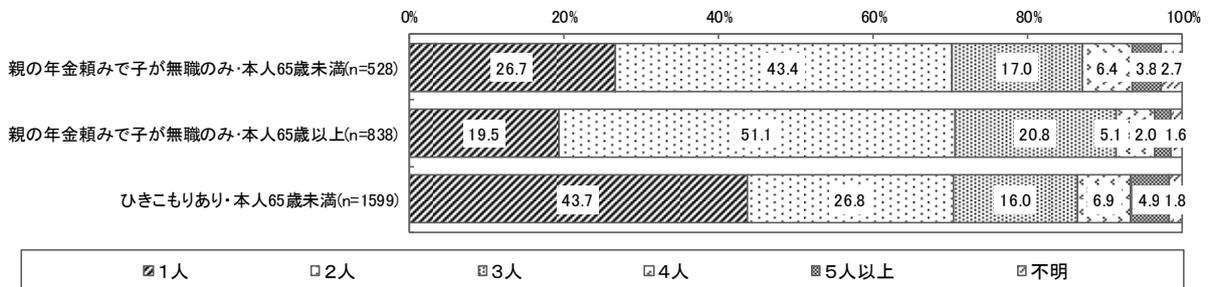
図表 2-44 当事者本人の障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含む）



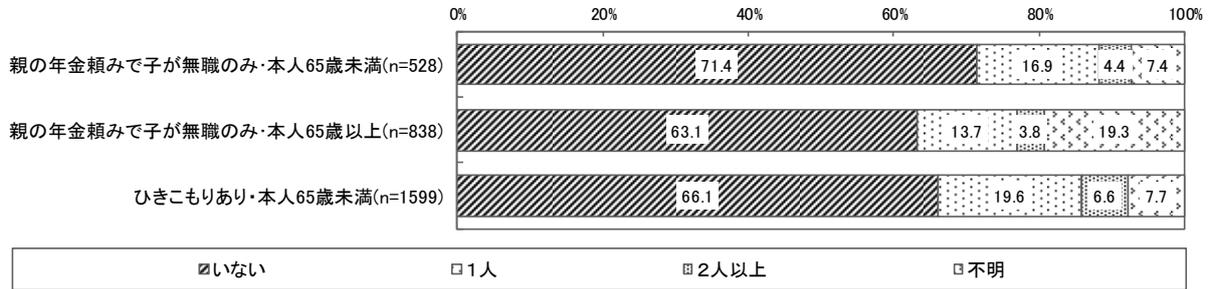
図表 2-45 当事者本人の認知症・障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含まない）



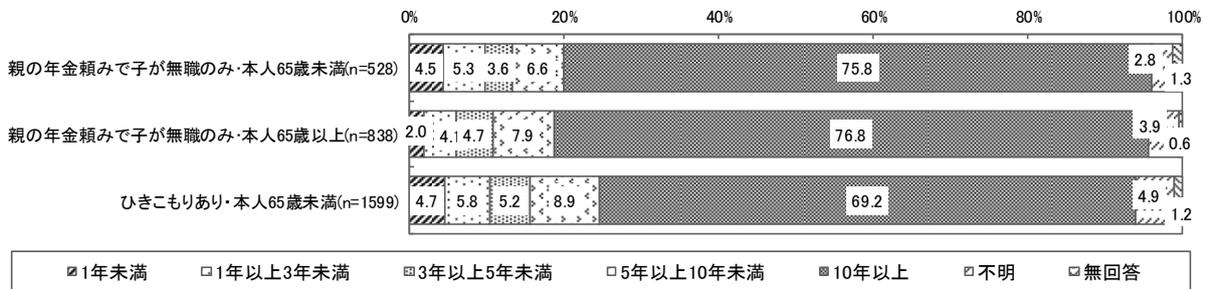
図表 2-46 世帯における人員数



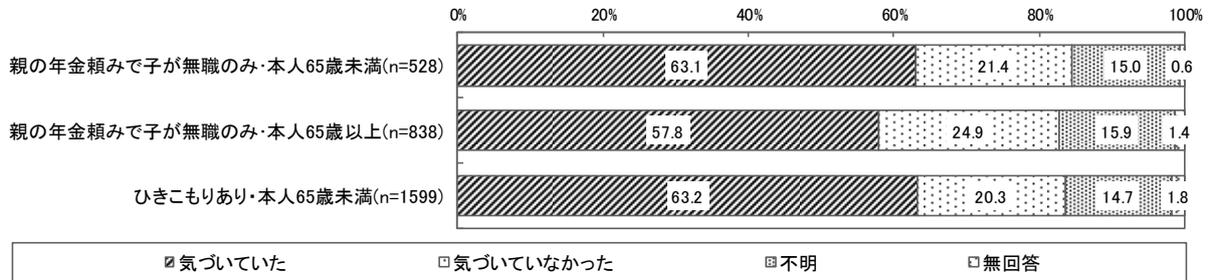
図表 2-47 世帯における就労している人の人数



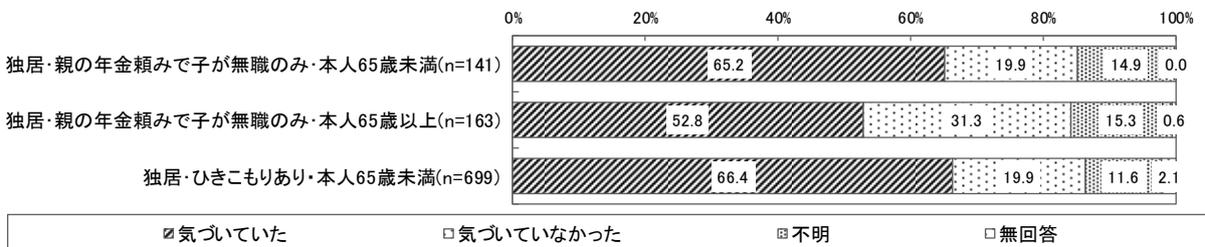
図表 2-48 居住年数



図表 2-49 近隣住人の気づき

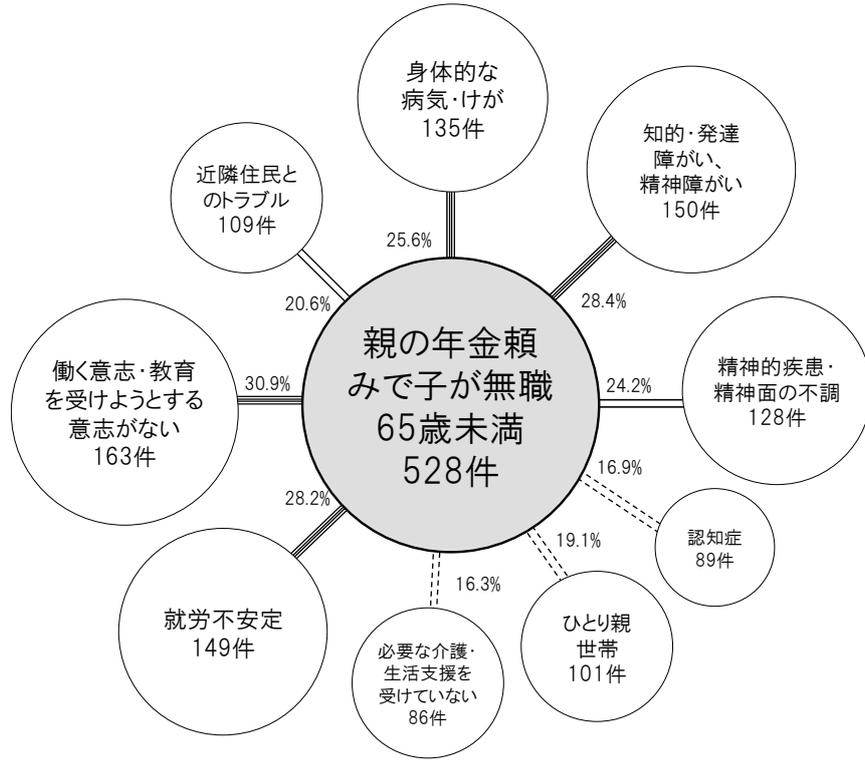


図表 2-50 近隣住人の気づき (独居世帯のみ)



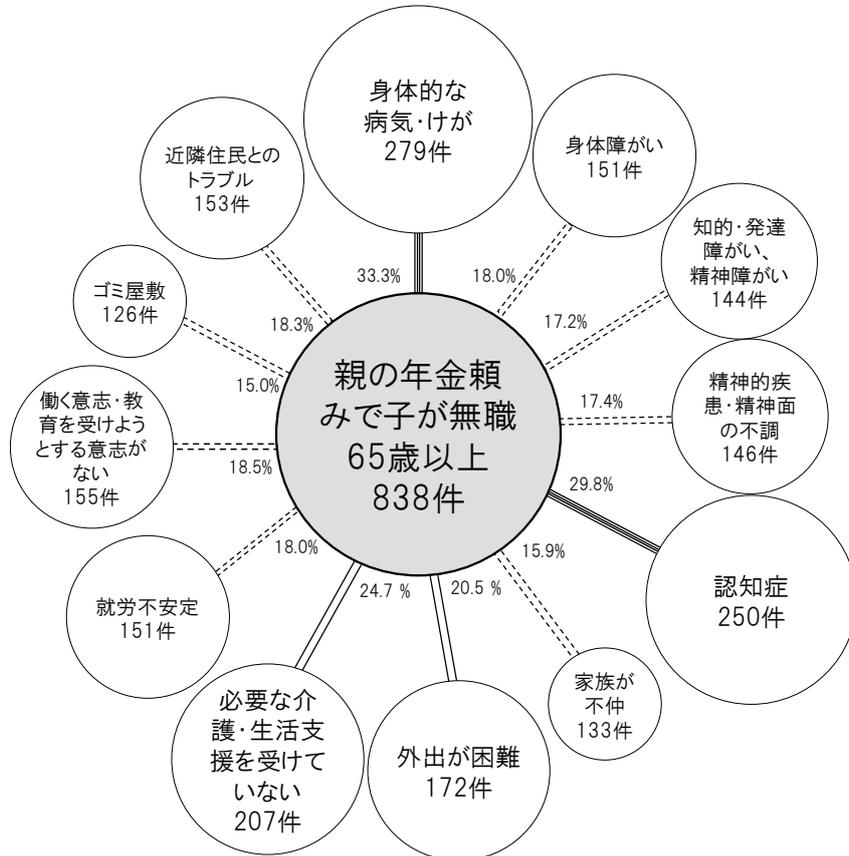
図表 2-51 【タイプ①親の年金頼みで子が無職 65歳未満】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



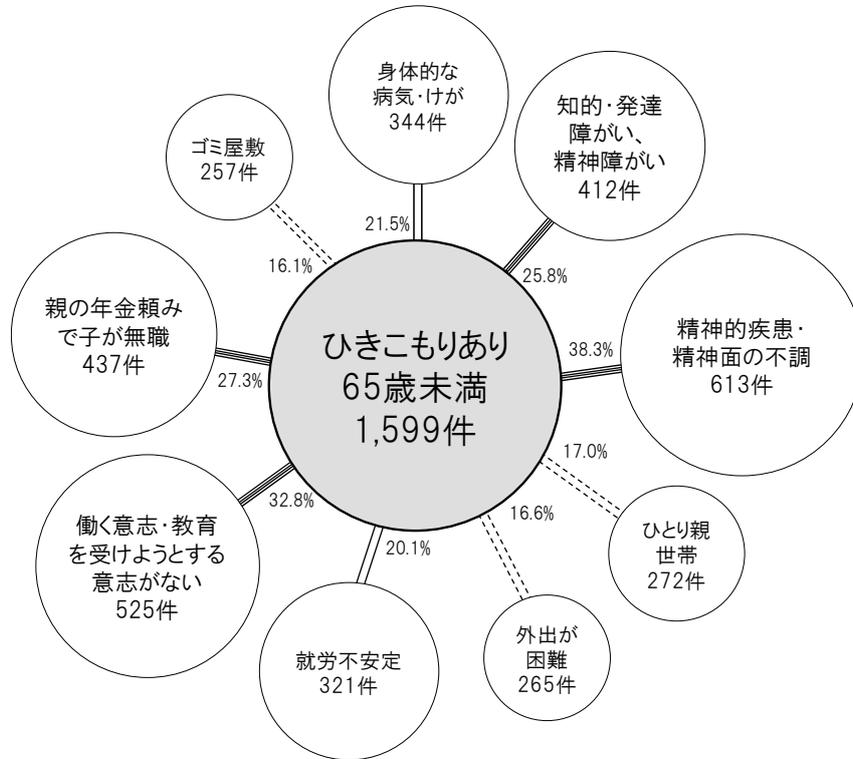
図表 2-52 【タイプ②親の年金頼みで子が無職 65歳以上】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



図表 2-53 【タイプ③ひきこもりあり 65歳未満】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



(3)「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」の具体像

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述してもらった。

ここでは、「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」が課題として選択されている調査票において、記述された事例の概要から、具体的な内容を整理する。

①「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例

親子が同居している場合

子は障がいや精神的疾患のために就労が難しい場合や、子が親の介護を理由に就労しないといった事例がある。また、子がアルコールやギャンブルの依存症である場合も見受けられる。

独居の場合

親が施設入所あるいは入院していて、子は経済的には親に依存しているものの独居世帯である場合も少なくない。なかには、子が暴力的で同居が難しく、別居している場合もある。

【親子同居の事例】

- ・ 60代の母親と30代の統合失調症の息子の2人世帯。亡き父親の遺族年金と息子の障害年金で暮らしている。息子は精神的に不安定で近隣とトラブルを起こすことが多い。その状態の中で詐欺に遭って預貯金もすべてなくなったが、生活保護受給申請は拒んでいる。
- ・ 70代の母親と40代の息子のふたり暮らし。母親の年金で生活している。息子は酒・タバコ・パチンコが大好きで、仕事に就いても2〜3日で辞めてしまう。近隣住民がうるさいといって壁を叩くなどしてトラブルになっている。
- ・ 80代で認知症疑いのある母親と50代無職の娘の世帯で母親の年金で生活している。娘はてんかんの持病があり、借金と対人トラブルにより死にたいとよく口走る。長男である弟に親の面倒を押しつけられたと嘆くが、地域包括支援センターからの支援は拒否している。
- ・ 病気の両親と50代の息子の3人家族。息子は酒が入ると人格が変わってかなり乱暴になり、周囲の人達とたびたびトラブルを起こしている。

【独居の事例】

- ・ 80代の父親と50代の息子。父親は施設入所しており、息子はひとり暮らしである。市役所の水道課より、4ヶ月水道が使われていないとの連絡があり様子を見に行くと、電気、ガスのメーターも止まっていた。家に張り紙をしてやっと息子と会うことができ、生活困窮者自立支援事業の窓口につないだ。
- ・ 50代のひとり暮らしの女性。施設に入所している70代の母親の年金収入で生活。就労はしておらず、近隣との付き合いもない。ゴミは出せず部屋内もゴミの山である。炊事もほとんどできない。精神障がいの検査を受けて、現在判定待ちである。
- ・ 母親が入院し、50代の息子がひとり暮らし。以前は仕事をしていたが、現在は無職である。母親の年金を県外の兄が管理し、兄から生活費を受け取っている。
- ・ 精神的な疾患を抱え仕事も全然せず親に頼って暮らしている50代の男性。暴力的なため母親も手に負えず、同居が難しく、ひとり暮らしとなった。近隣住民の畑を荒らしたり、

大声で威嚇したりするなど、近所とのトラブルにもなっているが、暴力的で手出しができない。

②「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例

親子が同居の場合

親の介護をしている無職の子と、認知症や要介護の親という組み合わせが多数みられる。また、無職の子が家庭内暴力を振るっている事例もあった。

親と子が別居の場合

親と子は別居だが、子（時には甥など）が年金を使い込んでしまう例が多数あった。

【親子同居の事例】

- ・ 80代の認知症の母親と50代の無職の娘のふたり暮らし。娘は母親の認知症を認めようとしないので要介護認定も受けない。娘は自分の時間がないので辛いというが、地域包括支援センターに相談に乗ってもらっても話を聞くだけで介護サービスの利用は拒んでいる。
- ・ 70代の認知症の母親と50代の長男とのふたり暮らし、母親に認知症があり、長男は無職で介護をしている。地域包括支援センターに訪問してもらったが玄関で拒否された。
- ・ 80代の母親と50代の息子（無職）のふたり暮らし。普段は仲良く暮らしているが、息子がアルコール依存症のため、親に怒鳴ったり、暴力を振るったりする状態が長年続いている。地域包括支援センターや役所、警察などが介入して息子に入院治療を奨め、母親と離そうとしたが、本人同士は一緒に暮らす事を希望している。

【親子別居の場合】

《独居の場合》

- ・ 80代のひとり暮らし女性。母親の年金を管理していた娘が、年金を使い込んで、母親の自宅の家賃を滞納していた。
- ・ 80代の母親と40代の二人の息子が近所に住んでいる（世帯は別）。息子の一人は病気療養中、もう一人は時々アルバイトをするものの長続きしない。母親が生活保護を受けられるようになったが、ほとんど息子たちが使ってしまう。母親はひどく痩せてしまい、あまり食べていない様子。介護保険のデイサービスの利用を奨めても拒否している。
- ・ 80代のひとり暮らし女性で、夫の遺族年金で暮らしていた。近所に住む長男が通帳、印鑑を取り上げ、母親には2~3万円しか渡していない。時々食べ物を持って来るようだが、母親を罵る。母親の手術を予定していたが、長男の反対で中止になった。
- ・ 70代のひとり暮らしの女性。生活保護を受給しているが、民生委員にお金を貸してほしいと依頼に来た。話を聞くと、甥がときどき来てお金を持ち出すことがわかった。甥に絶対お金は貸さないようにと言っても、止めることができない。

《独居以外の場合》

- ・ 80代姉妹のふたり暮らし、姉は認知症がある。二人の年金で暮らしているが、姉の娘が母親の年金の入る通帳を管理し、母親に金銭を渡していない。娘は働かずに母親の年金で生活している。地域包括支援センターにつなぎ、訪問してもらったが支援を拒まれた。
- ・ 80代母親と10代の孫のふたり暮らし。住所不定の息子（孫の父親）が来ては、母親の年金を持って行き、家賃、光熱費が払えない。

③「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例

同居世帯の場合

ひきこもり状態にある本人は、精神的疾患を患っている場合も多い。本人以外の家族が窓口になって、生活の状態を民生委員が把握しているが、本人には会えないこともある。

独居の場合

親などと同居していたが、親の死去や施設入所に伴って独居になった事例もある。本人に会うことができないので正確な状態を把握できず、伝聞形で記述されている回答もあった。

【同居の事例】

- ・ 80代の父親と50代の長男の世帯で、父親の年金収入で生活。両親とも元教師で子に対し理想が高く、攻撃的な性格で、躰に厳しく、長男は精神的疾患を患い、なんとか大学を卒業したものの就職せず自宅でひきこもっている。母親は8年前に死亡。
- ・ 70代の両親と40代の娘の世帯で、娘は20代の頃から精神的疾患のためひきこもりの状態である。時々近所を徘徊して庭木や花を傷つけるなどのトラブルがある。
- ・ 80代の両親と50代のひきこもりの息子の世帯。母親は歩行困難で、父親も体調がすぐれない。息子は、20年程ひきこもっている。
- ・ 両親と長男、長女の4人家族。父親の年金収入で生活している。無職の30代の長男は10年以上ひきこもっている。就職活動を始めたがうまくいかず、酒を飲んで家で暴れる。
- ・ 20代のひきこもりの女性。80代の祖母、60代の両親との4人暮らし。中学生のころから不登校になり、ひきこもりとなった。祖母に対しての暴力もみられる。
- ・ 80代の祖母と離婚して戻った娘家族（子ども3人）の家庭。娘の長男（現在30代）のひきこもりについて祖母より相談があった。本人は、高校卒業後一度就労するも、軽い聴覚障がいもあり、すぐ失業。その後、夜、たまにコンビニに行く以外はひきこもっている状態。現在は祖母にしか会えない。

【独居の事例】

- ・ 40代の独居男性。インターネットで知り合った人からストーカーされているという思い込みから外出できずひきこもり。貯金を取り崩して生活をしているらしい。近所の人とも合わないようにしているようで、夜暗くなってから買い物に行っている。
- ・ 50代女性でひとり暮らし。近隣住民より女性が家にひきこもっているとの相談があった。パニック障がいがあり、体が思うように動かず、昼夜逆転の生活をしている。外出もできないので、頼まれると民生委員が買物に行っている。
- ・ 40代男性。小学生のときにいじめにあい、不登校からひきこもりになった。うつ病を患っている。30代のときに母親が亡くなり、それ以来ひとり暮らしである。足腰が弱って100mぐらいしか歩けなかったが、民生委員が付き添って歩けるようになった。
- ・ 50代の男性で、30年間ひきこもっている。40代までは母親と同居していたが、母親が認知症のため施設入所し、家を売却して男性はアパートでひとり暮らしを始めた。母親の年金で暮らしていたが、昨年母親が亡くなり、生活保護受給となった。

(4) 相談支援の経過と支援後の状況

タイプ①「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例の支援経過

タイプ①の場合、相談支援のきっかけは、「本人・家族からの相談」「近隣住民、自治会・町内会からの相談」で半数以上を占める。独居の場合には「近隣住民からの相談」が31.9%に上る。「子」に精神的な疾患があることが多く、事例概要を踏まえると、その言動が近隣住民とのトラブルにつながっており、その結果、近隣住民からの相談が支援のきっかけとなっている事例があることが伺われる。

「つなぎ先があった」割合は70.3%で、福祉事務所や役所の福祉部署につないでいる割合が大きく、つなぎ先による支援内容としては生活保護申請支援が34.6%に上る。

ただし、背景に精神的な疾患や障がいがあるとみられる事例が多いにも関わらず、保健関係機関・障がい関係機関・医療機関につないでいる割合は小さい。つなぎ先があった事例のうち、保健関係機関につないだ割合は2.7%、障がい関係機関は0.8%、医療機関は1.3%であった。ただ、実施された支援内容をみると、治療・受診の実施率が高いことや、就労支援機関につないでいる割合（1.9%）に比べて就労支援の実施率が高いことを踏まえると、民生委員がつないだ先の機関が、さらなる専門機関へとつないでいる可能性が伺われる。「解決した」割合は17.6%であるが、福祉事務所や役所の福祉部署につないだ場合に「解決した」割合が増えることから、生活保護の受給決定をもって、「解決した」としている事例も含まれていると考えられる。

タイプ②「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例の支援経過

タイプ②の場合、相談支援のきっかけは、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」「本人・家族からの相談」「民生委員自身の訪問」がほぼ同率で全体の4分の1ずつを占める。65歳未満の「子」が当事者であるとみられる事例に比べて、「民生委員自身の訪問」がきっかけとなっている割合が大きいのは、高齢者世帯の実態調査などで訪問した際に発見したケースが一定数あるためと思われる。

65歳以上であるため、地域包括支援センターなどの介護関係機関につないでいる割合が33.0%と最も多く、支援内容としては介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援が38.0%を占めた。公的サービスの整備が進んでいることもあり、「解決した」あるいは「改善した」割合は51.5%に上る。つないだ先の機関別でみると、「介護関係機関」よりも「役所のその他の部署」や「社会福祉協議会」につないだ場合に「解決した」割合が高くなっている。これは、行政直営の地域包括支援センターが役場の建物内に設置されているという可能性や、「親」への支援とともに「子」への支援が行なわれたことによる結果である可能性が考えられる。

タイプ③「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例の支援経過

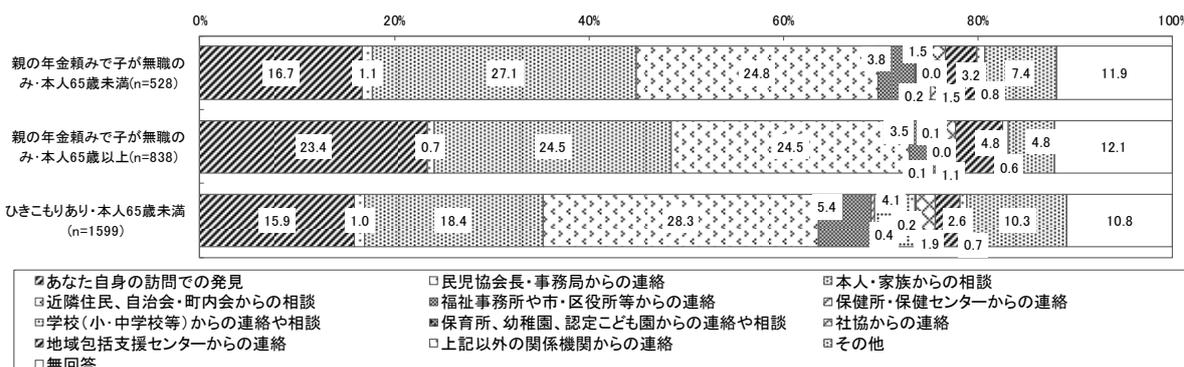
タイプ③の場合の相談支援のきっかけは、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が28.3%に上る。タイプ①と比べて、「本人・家族からの相談」が約10ポイント低い一方で、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が多い。独居の場合は、近隣住民、自治会・町内会からの相談が37.3%に上る。事例概要を踏まえると、独居でひきこもり状態にあることを

近隣住民が心配して民生委員に様子を見に行ってほしいと依頼する場合もあれば、ゴミ屋敷状態、ゴミ出しの曜日を間違えるなど近隣住民とのトラブルを併発している場合もある。

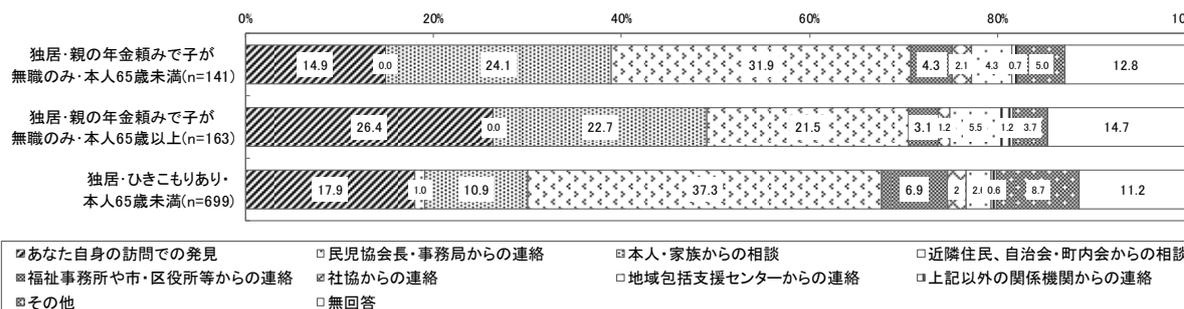
つなぎ先としては、タイプ①と同様に、福祉事務所や役所の福祉部署につないでいる場合が多いが、「つなぎ先がなかった」と民生委員が回答している割合が10.3%に上る。就労や借金の課題も同時に起きているケースも多いものの、生活困窮者自立支援機関や就労関連機関につないでいる事例は限定的である。また、タイプ①でも触れたとおり、背景に精神的な疾患や障がいがあるとみられる事例も多いが、保健関係機関・障がい関係機関・医療機関につないでいる割合は小さい。ただし、実施された支援内容をみると、治療・受診の実施率が高いことや、就労支援機関につないでいる割合に比べて就労支援の実施率が高いことを踏まえると、民生委員がつないだ先の機関が、さらなる専門機関へつないでいる可能性が伺われる。

支援内容は、「定期的な訪問」が39.4%に上り、制度やサービスの利用に入る前に、訪問によって関係構築に時間をかけていると推察される。「解決した」割合は小さく、10.3%にとどまる。どの機関につないだ場合でも「解決した」割合は10%前後にとどまり、「ひきこもり」に対する支援の難しさが伺われる結果となった。

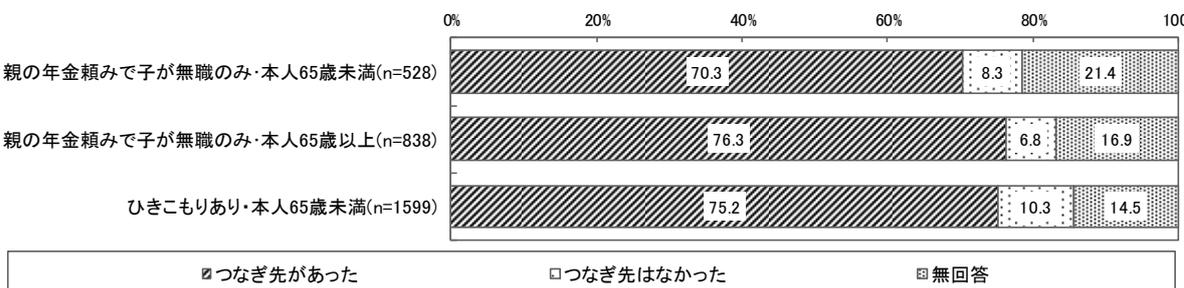
図表 2-54 相談支援のきっかけ



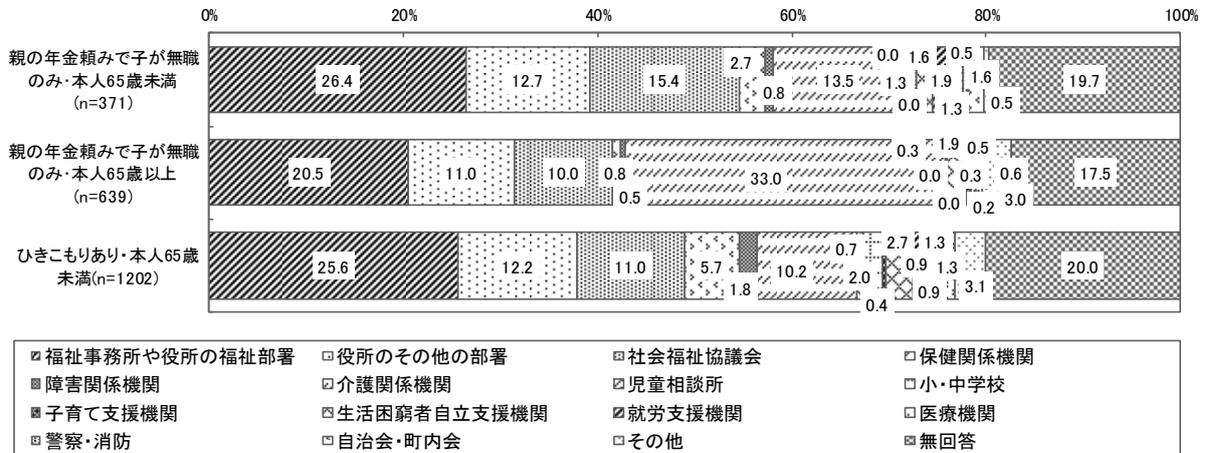
図表 2-55 相談支援のきっかけ(独居世帯のみ)



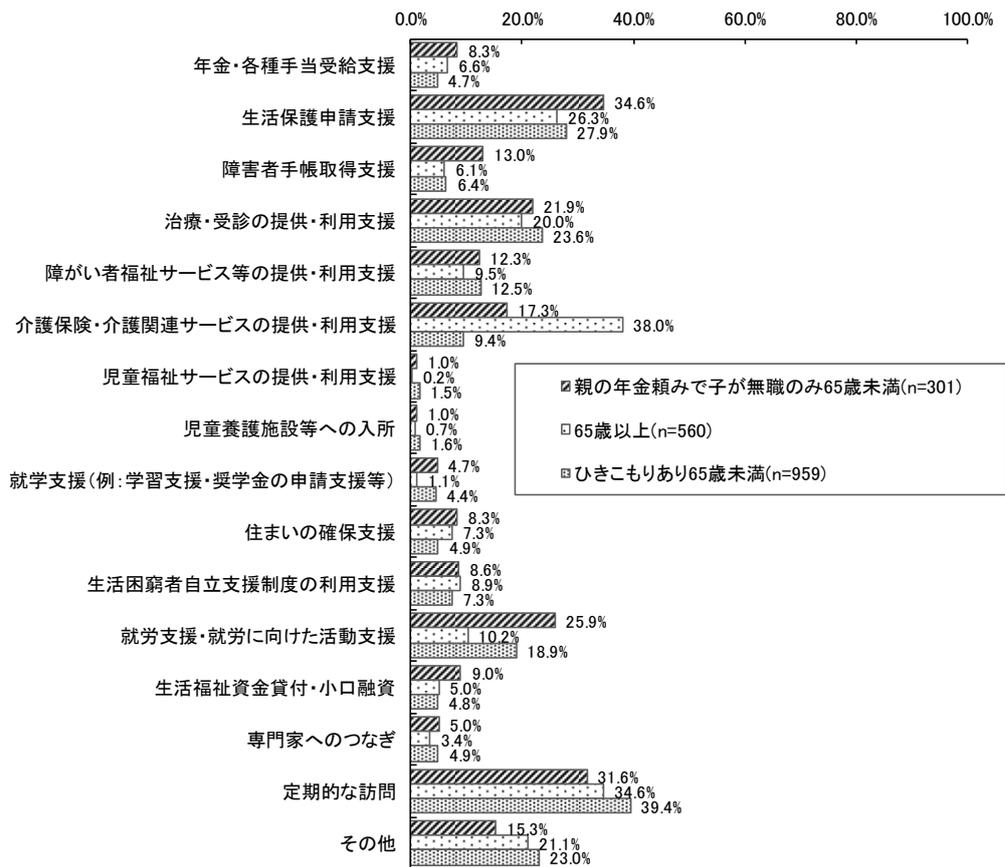
図表 2-56 つないだ先の機関の有無



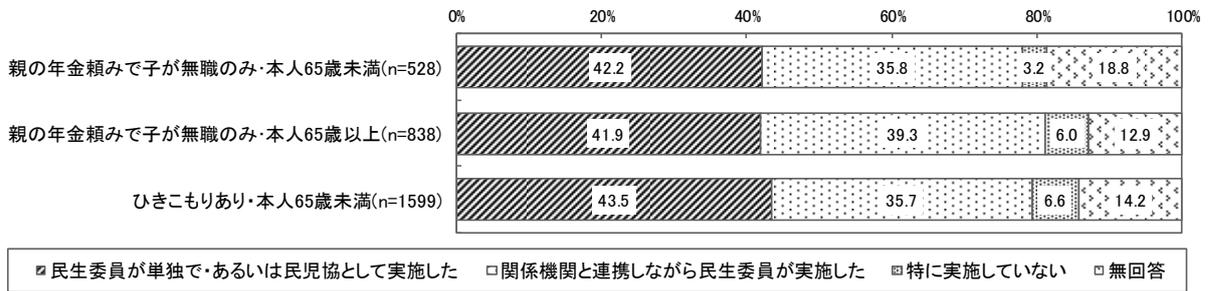
図表 2-57 つないだ先の機関



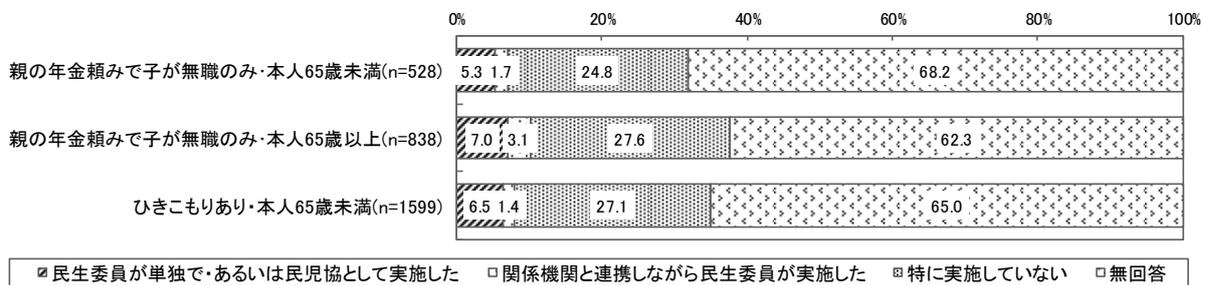
図表 2-58 つないだ先の機関による支援の内容



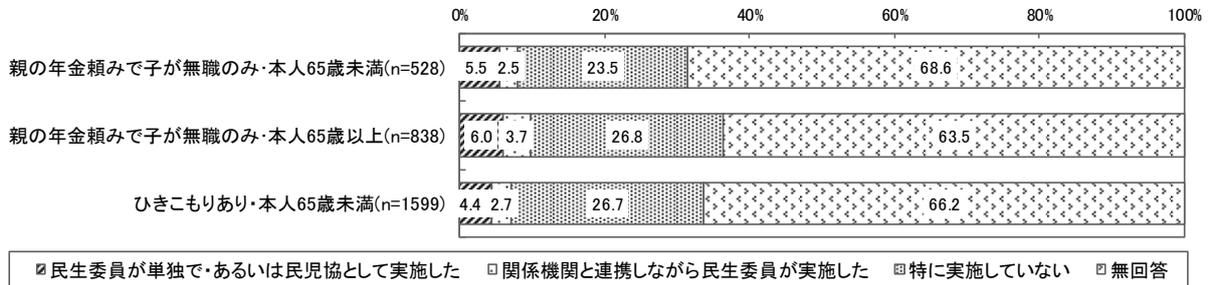
図表 2-59 民生委員や民児協による支援①継続的な見守り・声かけ



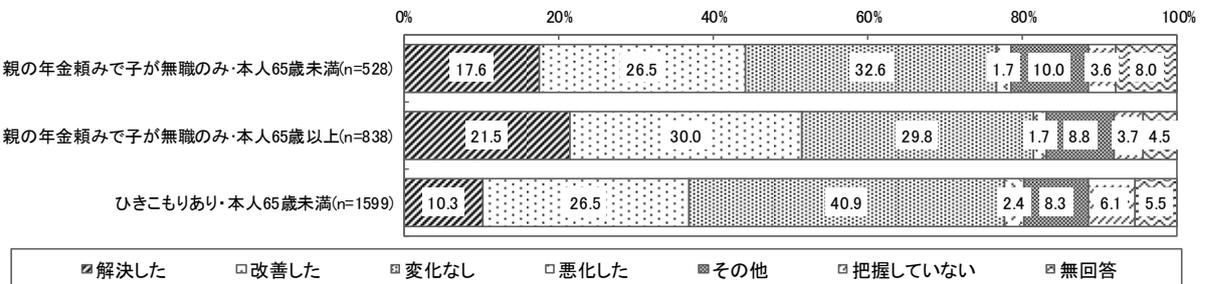
図表 2-60 民生委員や民児協による支援②家事手伝い



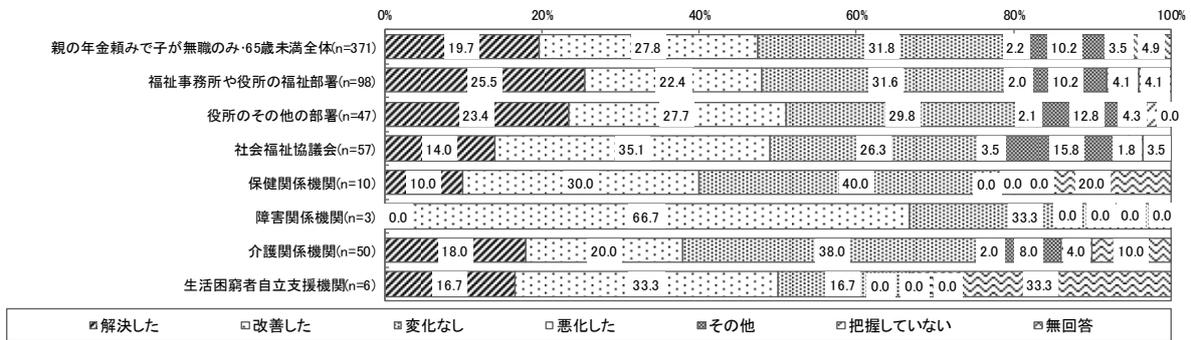
図表 2-61 民生委員や民児協による支援③外出・通院の付き添い



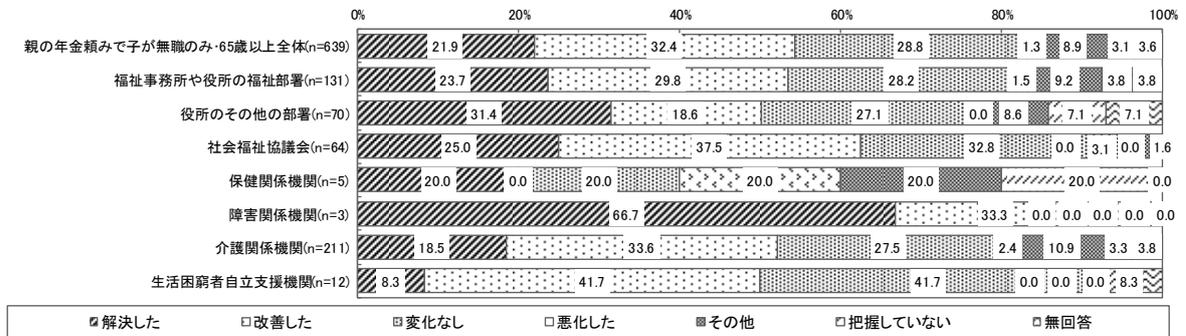
図表 2-62 支援後の状況



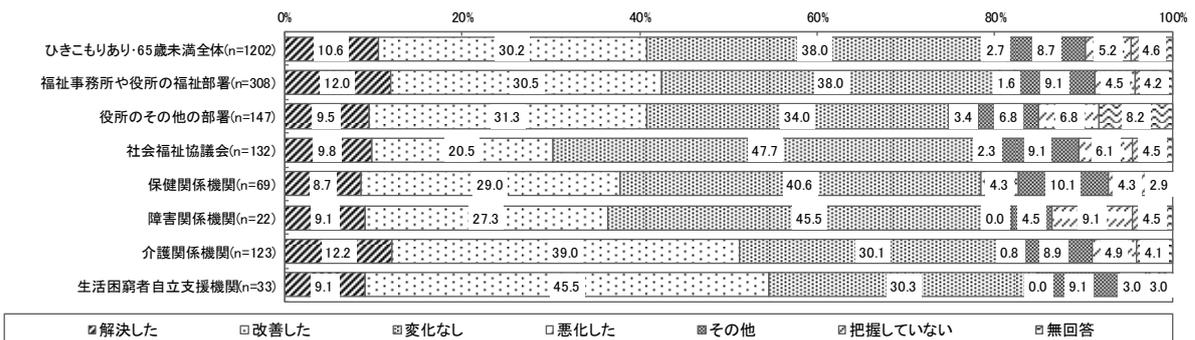
図表 2-63 【タイプ① 親の年金頼みで子が無職のみ・65歳未満】つないだ先の機関別 支援後の状況
(つなぎ先があった場合のみ。主な機関のみ掲載)



図表 2-64 【タイプ② 親の年金頼みで子が無職のみ・65歳以上】つないだ先の機関別 支援後の状況
(つなぎ先があった場合のみ。主な機関のみ掲載)



図表 2-65 【タイプ③ ひきこもりあり・65歳未満】つないだ先の機関別 支援後の状況
(つなぎ先があった場合のみ。主な機関のみ掲載)



(5) 「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」の人（世帯）に対する支援に関する考察

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述してもらった。

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」という課題への支援は難しい場合が多い。「解決した」「改善した」事例であっても、ひきこもり状態の解消や無職だった子が就労するなど「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」という状態から脱したというものはごくわずかであり、複合的に発生しているその他の状態・課題が改善している場合が多い。例えば「親の年金頼みで子が無職でひきこもっている世帯において、必要な介護を受けていなかった親がいることを民生委員の訪問によって発見し、地域包括支援センターにつないで介護サービスを利用するようになった。子のほうの暮らしは変化なし」というような事例である。

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」という課題へのアプローチにあたってはいくつかの視点が重要であると考えられる。ここでは、記述された事例概要から、3つの視点に分けて、支援経過の傾向等を整理する。

①複合化した課題のなかで優先課題から順に対応して状況を改善する

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」である人や世帯は、複合的な課題を抱えている場合が多い。これらの状態や課題への支援は、以下のように整理することができる。

ア) 顕在化した課題に対応した制度の利用につなげて状態が改善する

イ) 顕在化した課題に対応した制度やサービスの利用につなげるが、状態改善には時間を要する

ウ) 課題を引き起こす背景要因を解決することで顕在化していた課題が解消・軽減する

ア) 顕在化した課題に対応した制度の利用につなげて状態が改善する

「親の年金頼みで子が無職」で親が認知症であったり、要介護状態にあるにもかかわらず、必要な介護や生活支援を受けていない、外出が困難である場合などがこれにあたる。介護保険給付や生活支援サービスの利用につなげることで解決あるいは改善できる場合も多い。

また、障がいや疾病のために就労することが見込めず、経済的に困窮状態にある場合に、本人の同意や財産などの条件を満たした上で、生活保護の申請や障害者手帳の取得手続などを行なうことも、成果に結びつきやすい。

そのため、支援対象者が利用しうる制度やサービスについて、つなぎ先の機関の窓口担当者や民生委員との顔が見える関係づくりを、普段から行なっておくことが重要と考えられる。

イ) 顕在化した課題に対応した制度やサービスの利用につなげるが、状態改善には時間を要する

働く意思がない、就労不安定、借金の返済が困難、といった課題は顕在化しやすく、本人・家族、民生委員も認識しているものの、支援の成果が出るまでに時間を要する。

就労支援機関や生活困窮者自立支援機関につないだ事例の数が少なく、民生委員にとって顔が見える関係にない可能性もある。また、つないだ場合においても、長期間にわたっ

て無職あるいはひきこもりであった当事者が、支援開始に同意するまでに長い話し合いが必要になる可能性が大きい。当面できることとして、民生委員あるいは専門機関が、定期的な訪問を続ける事例が多い。

見守り・声かけを通じて、何をめぎすのか、どのような徴候を支援の中間的な目標として設定するのかについて、関係機関が合意したうえで進めることが、見守り・声かけを制度やサービスの利用につなげていく上で重要であると考えられる。

ウ) 課題を引き起こす背景要因を解決することで顕在化していた課題が解消・軽減する

本調査の結果を踏まえると、本人がひきこもりや無職となった背景に、精神的疾患や身体の不調などがある場合もみられる。数は多くないが、背景にある課題が解決することで、ひきこもり状態の解消や就労など、状況の改善につながる事例もみられた。

当事者本人や世帯の状況次第では、民生委員が医療機関へつないで治療や受診の支援をしたり、債務整理などの専門家につなぐことで状況が大きく改善する場合もあることを理解し、こうした連携の体制を構築することが重要と考えられる。

【背景となる状態の解決により状態が改善した例】

- ・ 歯科治療で失敗して、歯の痛みのために仕事が手に付かず失業し、精神的に落ち込み、ひきこもりになって生活保護受給となった。歯が痛くて水しか飲めないと嘆き、歯科受診への同行を求められた。通院に同行して治療を開始し、完治して生活保護も外れ、社会復帰した。
- ・ 40代のひとり暮らし女性。亡き父の残した貯金を取り崩して生活している。ひきこもりで近所の住人も接触はない。風呂に入っていないくて、全身湿疹。行政等の協力を得て、入院を勧め、完治して退院した。その後、最低限近所の人とは接触できるようになっている。
- ・ 40代の男性。大卒後就職するがハラスメントを受け、ひきこもりになる。父親とトラブルが多く、追い込まれて自殺未遂。驚いた父親が保健所に相談し、保健所から紹介された病院に通院を始める。障害者手帳を取得し、生活保護を受給しながらひとり暮らしをするようになった。

②長い目で支援を継続していく

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」は、その状態になってから数十年が経過している場合も多く、支援を開始するまでもに時間を要する 경우가少なくない。

「ひきこもり」状態の人には、そもそも会うことが難しいという事例も多かった。専門職が面談してアセスメントを行ない、手続きを経て支援を開始するまでに、長期間にわたる見守り・声かけや、根気強い訪問に時間を要する。「親の年金頼みで子が無職」についても、親の側と子の側の両方に課題があっても、その一方にしか会うことができない場合や、子が親に暴力を振るっていても親が同居生活を続けることを希望している場合など、世帯への接触が難しい事例もあった。

一方で、「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」の世帯が、ゴミ屋敷状態や近隣住民とのトラブルなどの課題も併発する傾向もみられ、課題がこれ以上大きくならないように、定期的に関係づくりを続けることも重要な支援と考えられる。事例概要からは、民生委員や民児協がこの役割を担っている例が多いことが伺われた。そのような状況において、民生委員は、長期間にわたる支援のなかで、小さな前進に手応えを感じて「改善した」と回答

している事例もあった。例えば、以下のような「改善」の段階である。

- 民生委員が当事者に会うことができた
(ドアを開けない、居留守を使う、いても会ってくれない、といった状態から、会って話ができるぐらいの信頼関係を構築できた)
- 地域包括支援センターや保健関係機関などの専門職と話ができた
(役所や公的機関への不信感がある当事者の場合に、民生委員との信頼関係を土台として、民生委員から紹介された専門職とも話ができるようになった)
- 見守り・声かけをするようになった
(課題を抱えている世帯であることについて、民児協内や専門機関等と情報共有し、見守り・声かけをする対象になった)
- 制度やサービスを利用して生活を立て直した
(「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」と同時に発生している「必要な介護や生活支援を受けていない」という課題に対して介護サービスの利用を支援するなど)
- 社会参加や就労に向けた取り組みを開始した
(「ひきこもり」の人が社会参加したり、「親の年金頼みで子が無職」の子が就職に向けた活動を行なうなど、課題そのものを解決するための取り組みを行なった)

民生委員を含め、支援に携わる関係者は、小さなステップでも前進の手応えを得ることができる。ただし、民生委員個人や民児協の負担を考えると、民生委員だけがこうした支援を担うのではなく、専門機関の定期的な訪問や関係づくりを手厚くしていくような体制づくりも課題である。

③親子の適切な距離を確保することで状況を改善する

「ひきこもり」においても、「親の年金頼みで子が無職」においても、課題を抱える子を親が庇うなどして、なんとか世帯の中で解決しようともがくうちに、次第に状態が悪化していく事例がみられた。親が元気なうちは、家族が「ひきこもり」状態の子どもの世話をすることが多いため、地域から見て課題が顕在化しにくいのが、親自身の介護や生活の課題が顕在化することで、親が子どもの「ひきこもり」について民生委員に相談するといった経過をたどる事例もある。親の介護や生活課題の顕在化が、「ひきこもり」の把握や支援が入るきっかけになっているという見方もできる。

これに対して、親の死亡に伴い、無職や「ひきこもり」状態だった子どもが生活に困り、民生委員や専門機関に自ら相談に来て、支援が開始する事例もあった。あるいは、子が親の介護を理由に就労せず、親の年金で親子が暮らしている場合に、親が施設入所することによって、子が自立せざるを得なくなる場合もあった。親子の距離が半ば強制的に変化したがために、長期間にわたって定常化していた「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」という状況が変化する事例もみられる。

【親の死亡により子のひきこもりあるいは無職の状態が改善した例】

- ・ 父母息子の3人家族。息子は高校卒業後就職するが1年程で辞め、親と同居してひきこもり状態となり、就労できなかった期間が20年ぐらいあった。父母2人とも病死し、現在は市の福祉の職場に勤めるようになった。
- ・ 父と2人家族であった。父が亡くなり、家に引きこもっている男性(30代)が、いよいよ

生活ができなくなって町内会長と民生委員に救いを求めてきた。市役所へ行って生活保護を受けるようになった後、働き口もみつき、良い方向に向かっている。

【親の施設入所や入院により支援の糸口が見えてきた例】

- ・母と娘のふたり暮らし。30代の娘は自宅にひきこもりで仕事はせず、母の年金で生活していて、ときどき母に暴力を振るう。福祉委員、民生委員が訪問しても会うことを拒否する。母の入院を機会になんとか民生委員に心を開いてくれるようになった。
- ・90代の母と息子2人、娘1人の4人世帯。息子2人は無職で、娘が家事をして、母親の年金で暮らしている。民生委員と会う事を拒絶していたが、やっと会うことを承知した。

親子の関係はきわめてプライベートな課題であり、地域でともに暮らす住民の一人である民生委員としても踏み込むのが難しい領域である。しかしここに介入しなくては支援が開始できない事例も少なからずみられる。親子関係に介入する場合には、専門性の高いソーシャルワークのスキルが必要になる領域であり、民生委員が抱えきれものではない。しかし一方で、アウトリーチをするだけの人的資源が確保できている専門機関は少なく、その充実も求められる。

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」などの世帯の支援にあたっては、専門職による相談支援を可能とする社会資源を充実させることが重要である。そのうえで、課題を抱える世帯に気づくアウトリーチ機能を民生委員が担い、民生委員から専門機関につなぐ道筋をつくるのが、解決の方法の一つとなると考えられる。

3. 住まい不安定に関する事例

近年、低所得の高齢者や生活保護受給者のうち、行き場がなく、やむを得ず劣悪な環境の集合住宅で暮らさざるを得ない人が増えていることが社会課題となっている。また、そうした集合住宅での火災が相次いでいることなども受け、住まいの環境改善に向けて、国も無料低額宿泊施設制度の見直しを予定している。しかし、今後はなお一層、ひとり暮らしの高齢者が増加することが見込まれ、ひとり暮らしの高齢者のなかには低所得者や生活保護受給者が一定数含まれることから、そうした高齢者をはじめとする住まい不安定という課題はますます深刻化すると考えられる。

本調査で把握した53,454件の事例において、課題として「住まい不安定」が選択されていた事例は2,185件あった（あてはまるものすべてとして回答された数）。「緊急性や影響が大きい課題（3項目）」として回答されたケースは1,302件で、「主要な課題となっている割合」*は59.6%となり、「住まい不安定」が多くの世帯にとって、主要な課題となっていることがわかる。

本節では、「緊急性や影響が大きい課題（3項目）」として「住まい不安定」が選択されていた1,302件を対象に分析を行なう。

なお、併発している課題状況などについては、「あてはまるものすべて」として回答された2,185件を対象に集計を行なったものもある。

*世帯の主要課題となっている割合を把握するため、各課題について「緊急性や影響が大きい課題（3項目）」として挙げられた数を「課題（あてはまるものすべて）」で挙げられた数を除することにより算出した割合。本報告書13ページ図表1-20参照。

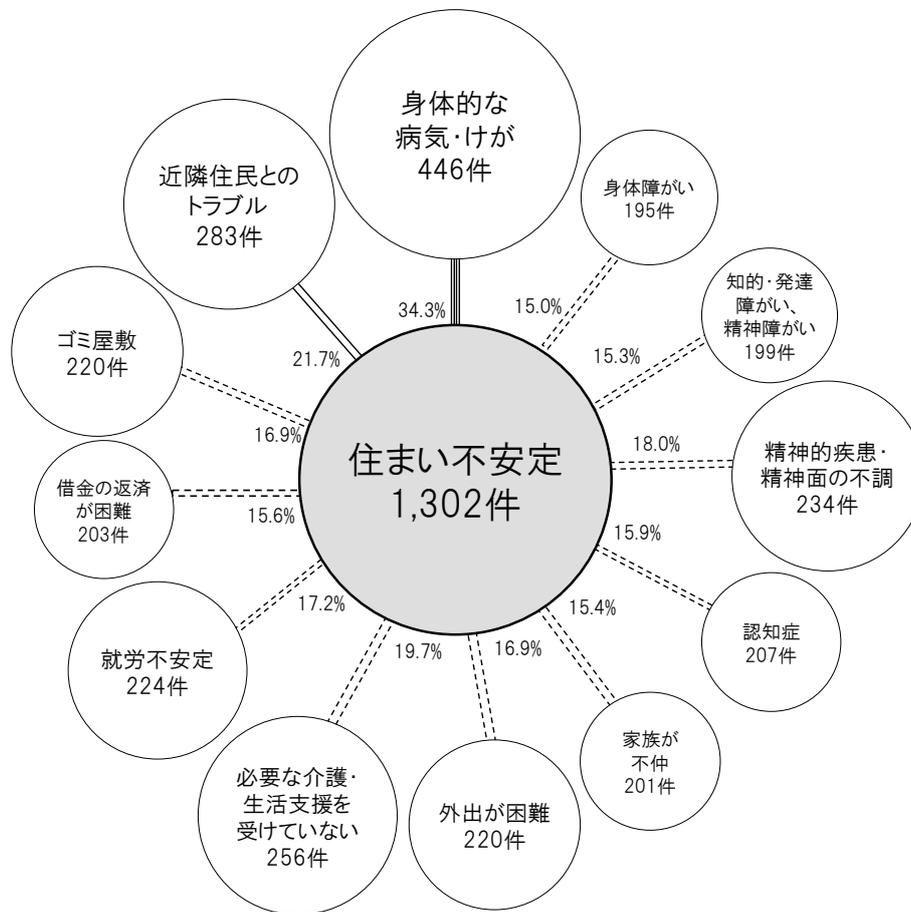
(1) 住まい不安定に関する事例の分析の視点

「住まい不安定」の事例は、「身体的な病気・けが」や「精神的疾患・精神面の不調」を多く併発しており、心身の病気やけがが大きく影響しているといえる。また、「就労不安定」や「借金の返済が困難」といった課題の併発率が高いことも特徴である。なかには、これら両方の課題を併発している事例もあり、心身の病気やけがが就労不安定につながり、住まいの不安定の原因となるといった状況が伺われる。

また、「必要な介護や生活支援を受けていない」や「認知症」、「外出が困難」、といった高齢者に関連する課題も多く併発している。記述された事例概要も踏まえると、立ち退きを迫られた高齢者が、自身の認知症や心身の状態にもかかわらず、必要な支援を得られず、立ち退くべきことが理解できなかつたり、結果として次の住まいを見つけることが難しく「住まい不安定」という課題を抱きやすいといった状況にあることがわかる。

以上のことから本節では、「住まい不安定」の事例に併発している割合が大きい心身の病気や障がいの有無といった視点のほか、年齢やひとり暮らしかどうかなどの視点も加えながら、「住まい不安定」という課題を抱きやすい人の状態や課題、民生委員の支援の経過等の分析を行なった。

図表 2-66 住まい不安定の事例における他の状態・課題の併発率
 (併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



(2) 当事者本人の状況と地域との関係

「住まい不安定」という課題を抱えている当事者本人の年齢は、65歳以上が62.0%を占めており、高齢者が多く、男女の割合はほぼ同じであった。世帯人数をみると、65歳以上の64.1%がひとり暮らしであり、とくに75～84歳の人はひとり暮らしの割合が66.8%に上がることから、ひとり暮らしの高齢者が「住まい不安定」という課題を抱えやすいことがわかる。

65歳以上の人の8割は就労しておらず、69.8%が年金を、24.8%の人が生活保護をそれぞれ受給しており、年金もしくは生活保護が主な収入となっている。

一方、全体の28.6%を占める65歳未満の人についてみると、「知的・発達障がい、精神障がい」のある人の割合は50～64歳では21.8%、49歳以下では32.2%に上る。また、「精神的疾患・精神面の不調」のある人の割合は、50～64歳では24.4%、49歳以下では29.5%である。「住まい不安定」という課題を抱えている65歳未満の人のなかには、知的障がいや精神障がい、精神的疾患のある人が多いことが伺われる。

49歳以下の人とは他の年齢層に比べて就労している割合が高いものの、おおよそ4人に1人は生活保護を受給しており、他の年齢層に比べ、2人以上の世帯が7割を占めるのも特徴である。また、「失業・リストラ」(21.9%)、「就労不安定」(40.4%)、「借金の返済が困難」(21.2%)といった課題の併発率が他の年齢層に比べて高くなっている。就労している割合が

大きい一方で、失業や借金などにより就労不安定、さらに住まい不安定となり、結果として生活保護を受給している人も一定数いるといった状況が伺われる。

49歳以下の女性のみ限定すると、33.3%の人が就労しているが、母子家庭とみられる世帯が約半数に上る。また、母子家庭とみられる世帯のうち、約8割が母親と子どもだけの世帯であった（祖父母等と同居していない世帯）。母子家庭とみられる世帯では就労している母親が43.9%を数えたものの、無職で生活保護を受給していない、つまり収入がない（養育費は不明）世帯も4分の1に上った。母子世帯が経済的に困窮し、結果として住まい不安定につながっていることが伺われる結果となった。

50～64歳の方は、約15%が就労しており、3人に1人が生活保護を受給している（32.4%）。40代と比較して独居の割合が56%と多く、「失業・リストラ」（24.0%）、「就労不安定」（32.0%）、「借金の返済が困難」（16.4%）も高い割合で併発している。

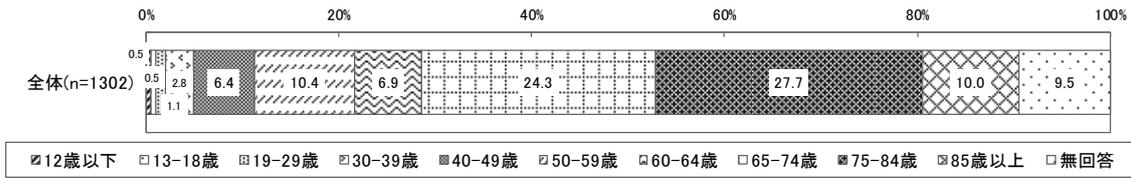
当事者本人および世帯に認知症もしくは障がいがある人がいるかをみると、本人および世帯のいずれについてもほぼ半数が認知症・障がいがなく、認知症および障がい即座に「住まい不安定」につながるわけではないことが伺われる。

「住まい不安定」全体で併発している課題をみると、本人の課題として「身体的な病気・けが」「精神的疾患・精神面の不調」が多く、住まいや地域での生活に関連する課題として「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」が多かった。記述された事例概要も踏まえると、「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」によって、家主から退去を要請されるという姿が推測される。さらに、「失業・リストラ」「就労不安定」「借金の返済が困難」に絞ると、前述のとおり40代、50代において併発している割合が大きく、失業や就労不安定、借金などを背景とした家賃滞納が「住まい不安定」に繋がっていることが伺われる。

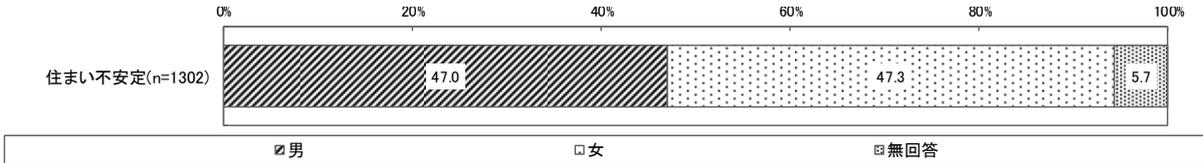
地域に住んでいる居住年数は、これまで見てきた「ゴミ屋敷」「近隣住民とのトラブル」「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」に比べ、「10年未満」が多くなる。その人（世帯）の「住まい不安定」という課題を地域住民が気づいていた割合は46.3%であり、気づいていなかった割合が31.1%であった。ただし、気づいていたとする場合でも、それが「住まい不安定」な状態にあることに地域が気づいているとは限らない。例えば「家賃を滞納して家主から立ち退きを求められている」ということについて近隣住民は知らなくても、併発しているゴミ屋敷状態について近隣住民が気づいているといった場合が考えられる。

こうしたことから、「住まい不安定」の事例は、地域に住んでいる年数が短く、地域から気づかれやすい課題や状態を併発しない限り、地域から気づかれにくいという難しさを含んでいるといえる。

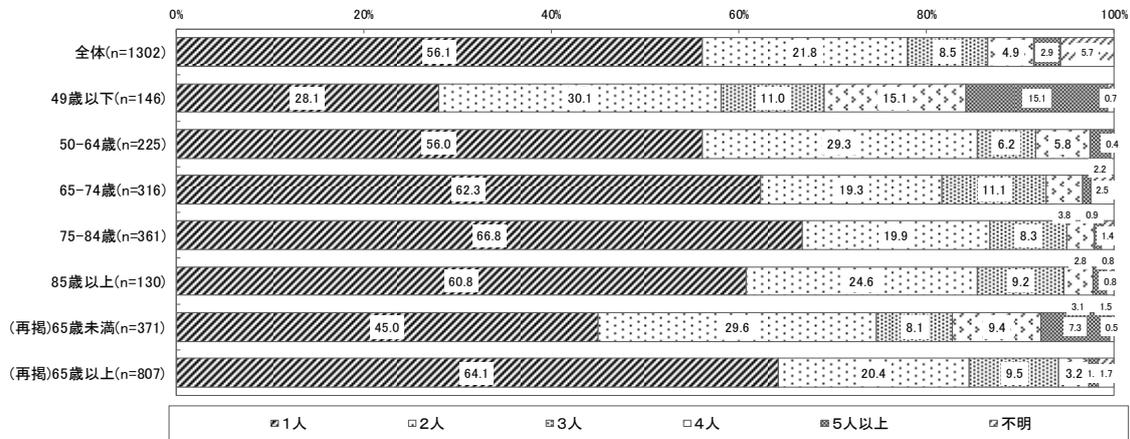
図表 2-67 当事者本人の年齢



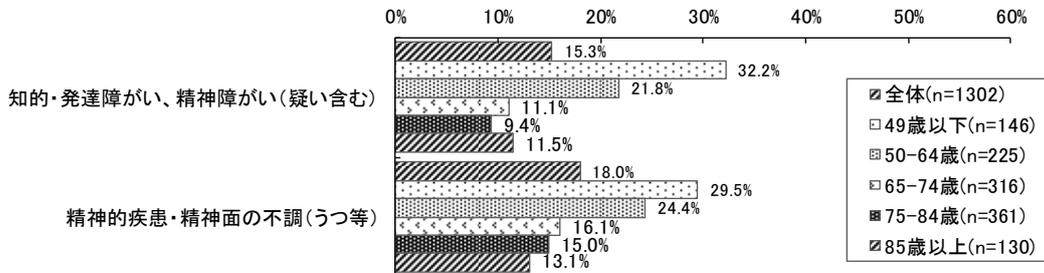
図表 2-68 当事者本人の性別



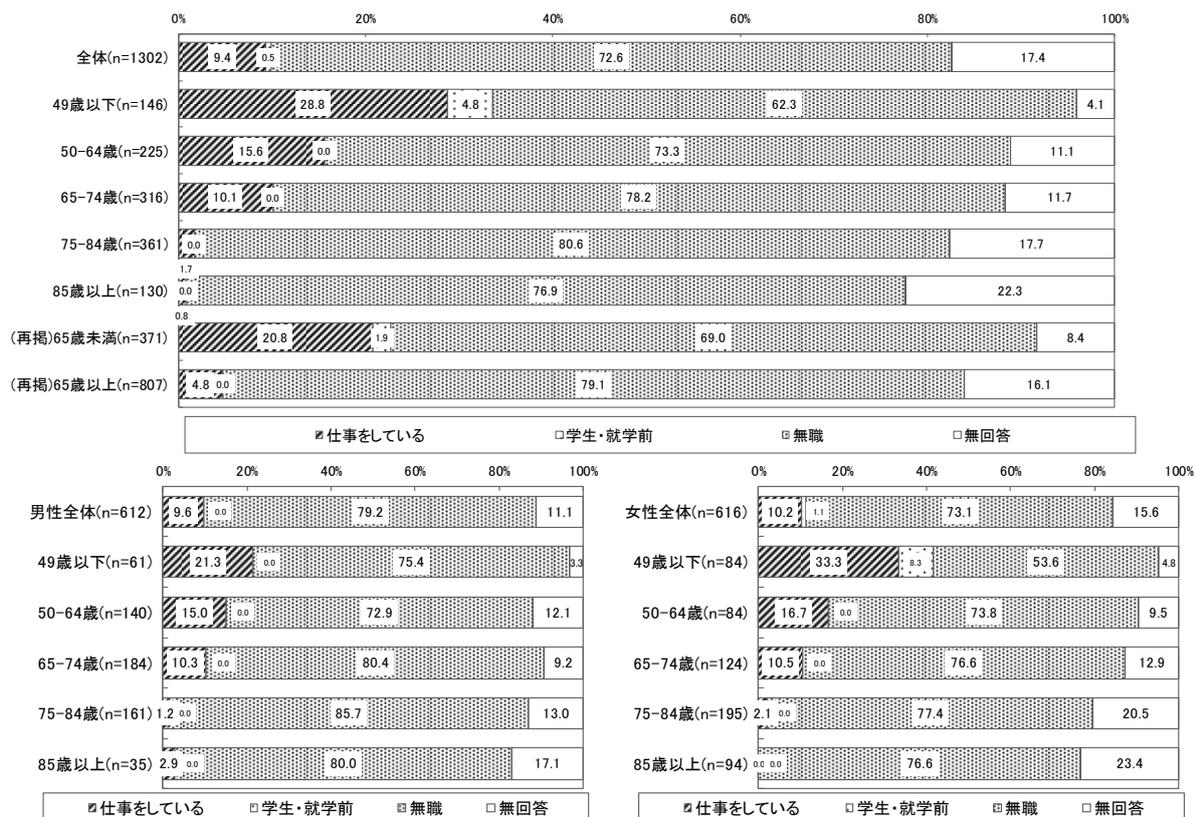
図表 2-69 本人年齢階層別 世帯における人数



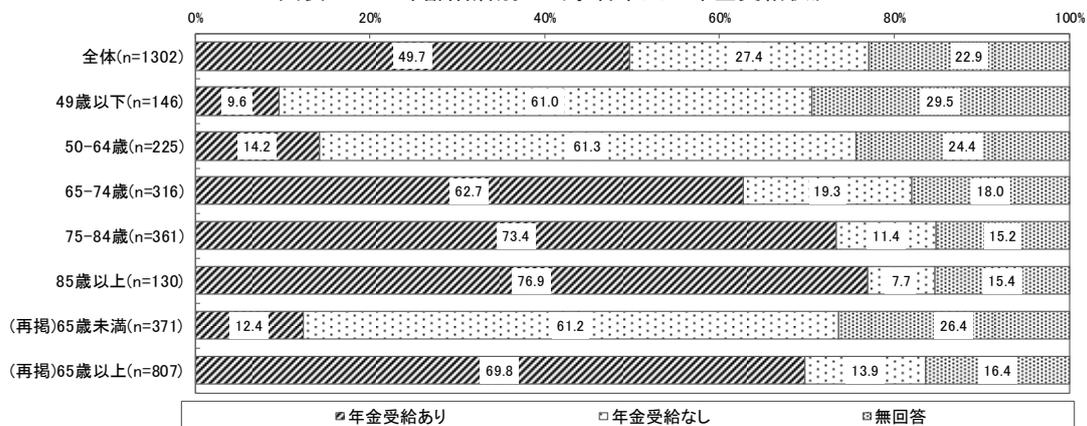
図表 2-70 本人年齢階層別 その人・世帯の状態や課題（抜粋）別



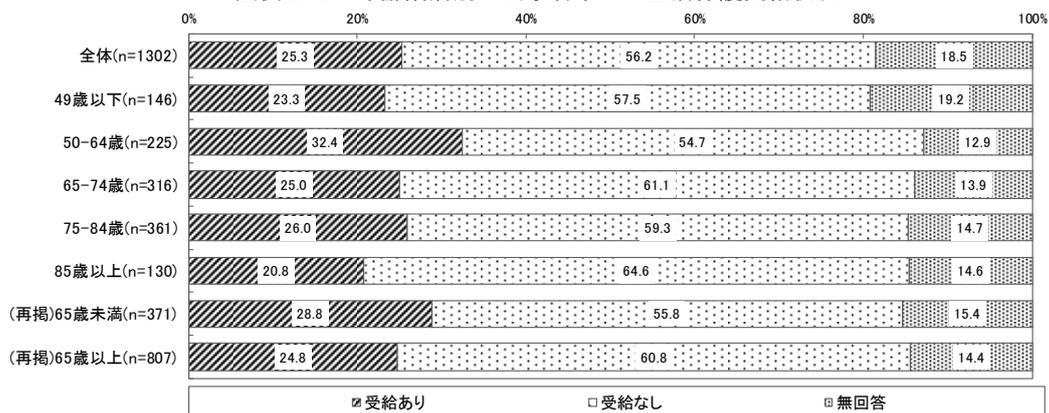
図表 2-71 性別・年齢階層別 本人の就労・就学の状況



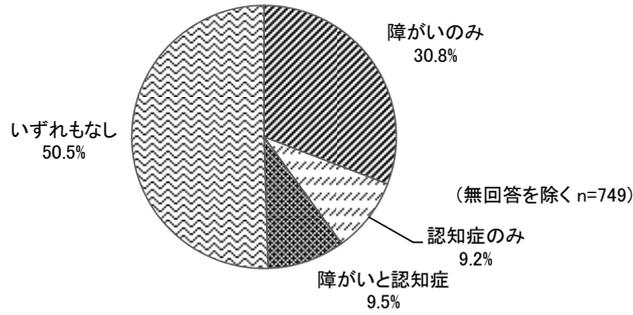
図表 2-72 年齢階層別 当事者本人の年金受給状況



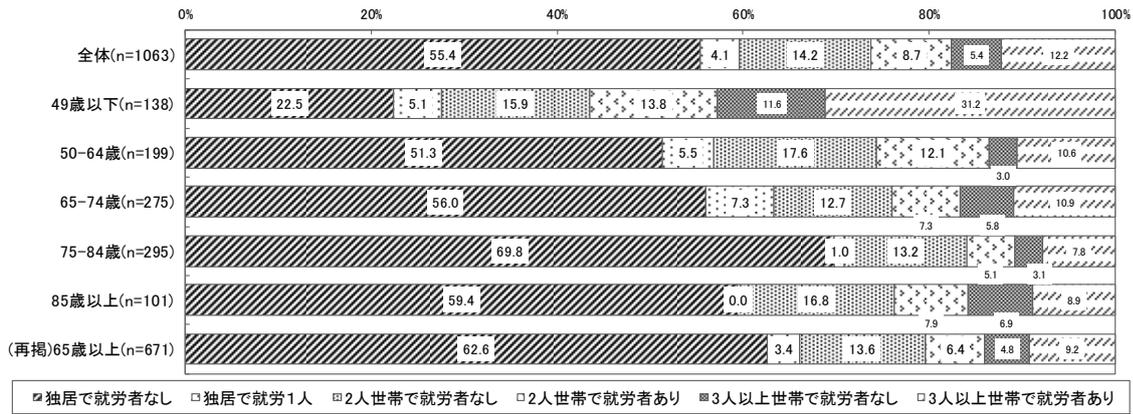
図表 2-73 年齢階層別 当事者本人の生活保護受給状況



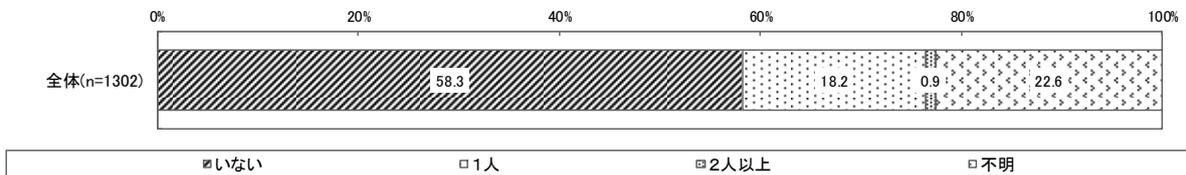
図表 2-74 当事者本人の認知症・障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含まない）



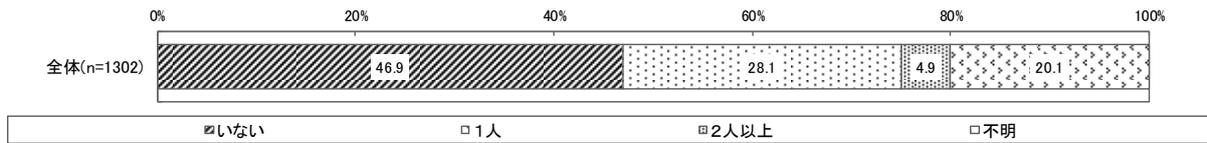
図表 2-75 本人の年齢階層別 世帯人員数と世帯における就労者の有無（無回答を除く）



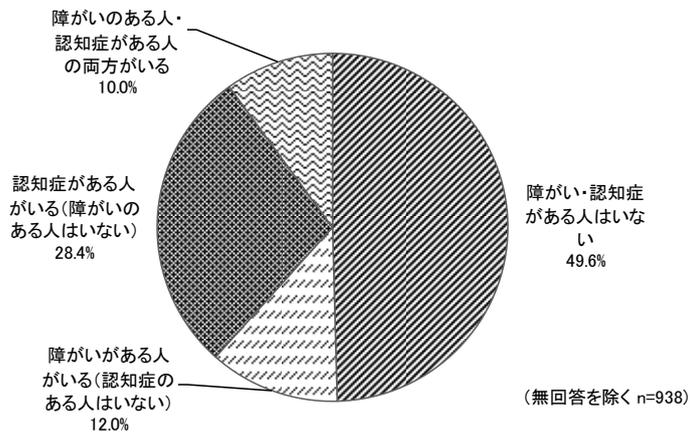
図表 2-76 世帯における認知症（「疑い」含む）のある人の人数



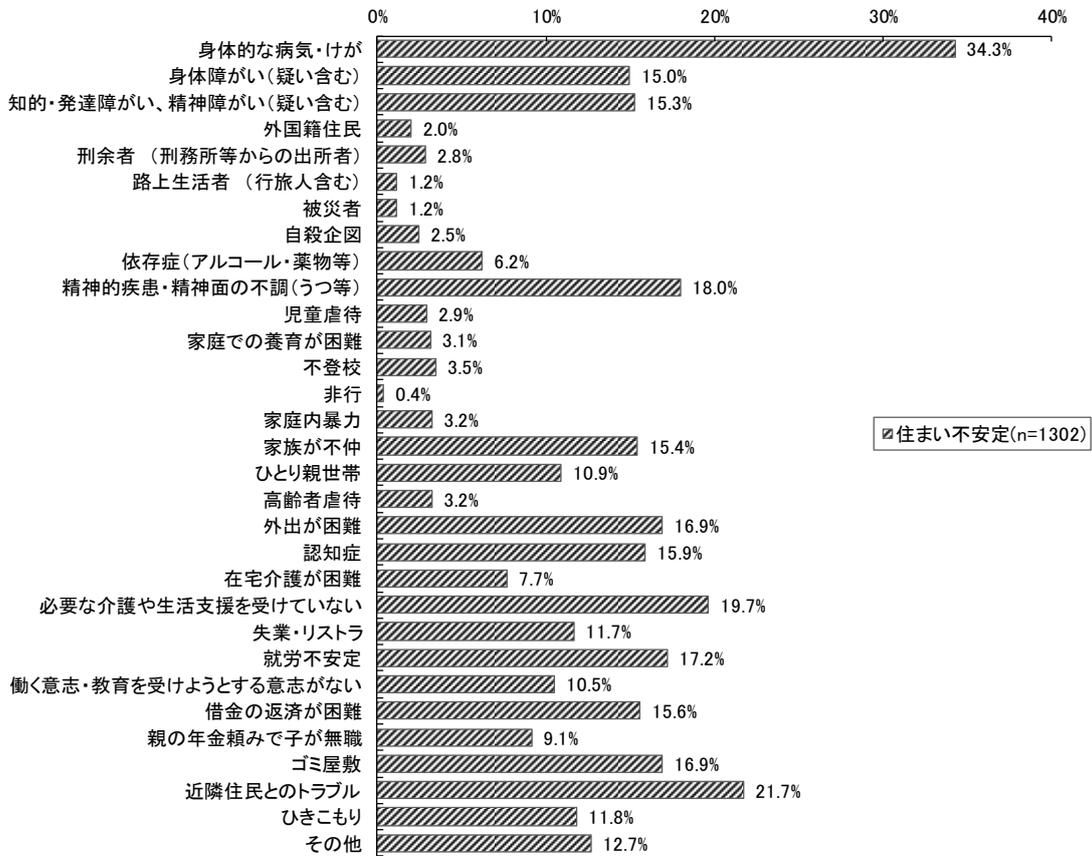
図表 2-77 世帯における障がい（「疑い」含む）のある人の人数



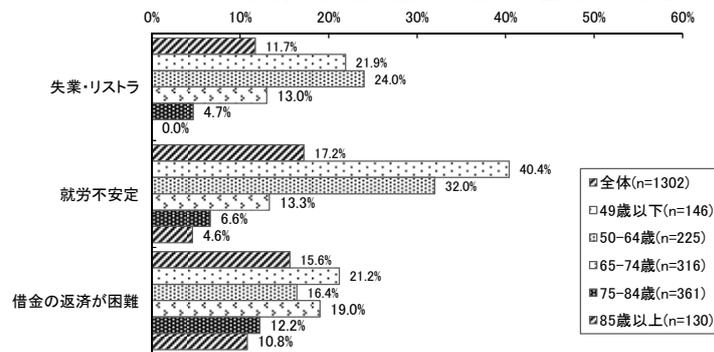
図表 2-78 世帯における認知症・障がい（「疑い」含む）のある人の有無



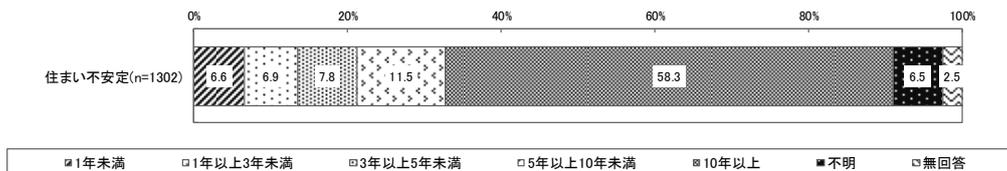
図表 2-79 併発しているその他の状況・課題（あてはまるものすべて）



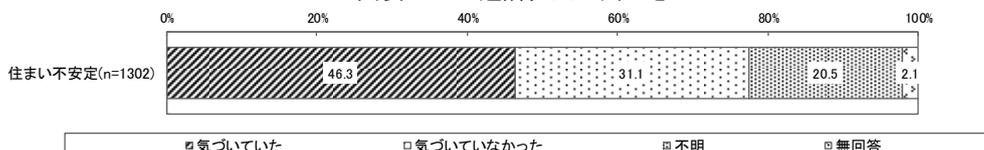
図表 2-80 年齢階層別 併発しているその他の状態・課題（あてはまるものすべて）
（失業・リストラ、就労不安定、借金の返済が困難の3項目）



図表 2-81 居住年数



図表 2-82 近隣住人の気づき



(3)「住まい不安定」の具体像

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述してもらった。ここでは、「住まい不安定」が課題として選択されている調査票において、記述された事例の概要から、「住まい不安定」の具体的な内容を整理する。

家賃滞納

家賃を滞納することで退去を求められるケース。

高齢者の場合、家賃滞納の具体的な理由について記述がない回答が多いが、事例概要から推測すると、年金収入のなかで他の出費を優先して家賃の支払いが滞るようになった、預金を取り崩して生活してきたが預金が底をついて家賃が支払えなくなったというケースが多いことが伺われる。

65歳未満で家賃滞納により退去を求められている場合は、就労不安定や失業、経営不振などにより収入が減ったり、病気やけがのため働けなくなって、家賃を支払えなくなる場合が多い。

- ・夫婦と子どもの4人世帯。夫の仕事が不規則で収入が安定せず、公営住宅の家賃を長年滞納しており、裁判により明け渡し執行となった。
- ・50代の母親と20代無職の息子の2人世帯。母親が入院により職を失い、全く収入がなくなった。母親の入院以前より、公営住宅の家賃を何年も滞納しており、役所から強制退去を宣告されている。
- ・50代の夫婦。夫の事業が失敗し、妻のパート収入で生活している。2年近く家賃を滞納している。滞納している家賃を払わない時は退去してもらおうと裁判所から通知が来たことで民生委員に相談があった。

家主との摩擦（近隣住民とのトラブルやゴミ屋敷も含む）

家主と摩擦が生じていることで退去を求められるケース。

認知症や精神的疾患が背景にあり、家主とのコミュニケーションがうまくいかない事例や、部屋をゴミ屋敷状態にしてしまったこと、近隣住民とのトラブルを発生させていることで退去を求められる事例があった。家主が民生委員に相談をしてくる事例も多かった。

- ・被害妄想的な発言があり、家主との折り合いが悪い。
- ・認知症が進行し、アパート更新の際に家主から断られた。
- ・ゴミを階下に投げ捨てるため、近隣住民とのトラブルになっており、家主から退去を求められた。
- ・隣人から悪臭やゴキブリの苦情があり、部屋をあけたところゴミ屋敷状態だった。そのため家主から部屋をきれいにしたうえで退去を求められている。
- ・賃貸借契約の条件に違反して猫を飼い始めた。数か月後には猫が何匹にも増えており、家主から退去を言われている。

【家主から民生委員に、退去してほしいと相談があったケース】

- ・家主から、新たに入居した方が独居は無理だと思われるとのことで、民生委員に相談があった。訪問してみると、聴覚障がいがあり、認知症の疑いもあった。家主は、火事に

なったら困るとガスを止めてしまった。

- ・入居者がアパートの住民に暴言を浴びせたり、嫌がらせをするので、アパートを出てもらいたいと、民生委員に相談があった。
- ・身寄りのない高齢の女性ひとり暮らしを心配して家主から相談があった。家主自身も高齢で万が一のときの対応に不安があるため、女性が安心して暮らせる施設へ移ってほしいとのことだった。

【家主から民生委員に、入居者の家賃滞納に関する相談】

- ・60代のひとり暮らし男性。過去に部屋がゴミ屋敷状態になり、家主が手伝って片付けたものの、すぐに元に戻ってしまった。さらに、家賃も遅れがちになっているとの相談が家主から民生委員にあった。
- ・70代ひとり暮らしの世帯で何とか働いて生活していたが、腰を痛めて失業。アパートの家賃が滞るようになって、家主から民生委員に相談があった。

老朽化・建て替え

老朽化や建て替えを理由に退去を求められるケース。

老朽化や建て替えのためや、地震によって住宅が被害を受けたため、退去を求められるケース。

- ・家が古く、倒壊の恐れがあるため、家主から出てほしいと言われている。
- ・アパートが地震で大規模半壊状態となり、家主が退去を要請したが、転居先を確保できない。
- ・80代女性ひとり暮らし。アパートの建て替えのため、転居を求められているが、借りられる物件がない。

家族の不仲

家族の不仲により家を追い出されるケース。

同居している義理の息子や娘との不仲、同居しているきょうだいの不仲により家を追い出される事例、本人が家を飛び出してしまうという事例もあった。

- ・70代女性。アパートで息子夫婦と生活しているが、アパートが狭いうえ、嫁との仲が悪く、虐待に近い扱いを受け、一時的に知人宅に転がり込んでいる。
- ・80代女性。娘夫婦と同居していたが、うまくいかず、知り合いの事務所の台所を間借りする。出て行ってほしいといわれているが、お金もなく、行くところがない。
- ・40代女性、夫とふたり暮らし。離婚されそうだが、そうになったら行き場がないと相談があった。
- ・30代無職の男性。父親から家賃を払えと言われるが、お金がなく、車中に寝泊りしている。

保証人の不在

保証人が不在であることにより家を借りることができないケース

「住まい不安定」につながる課題によって退去を求められ、住居を探すものの、保証人がいないため住居が決まらない事例が多くみられた。また、それまでは継続的に賃貸借契約を更新してきたのに、高齢を理由に保証人を要求されるという事例もあった。それに伴って、民生委員が保証人になったという事例も複数みられた。

【保証人が見つからない事例】

- ・40代の夫婦と子の世帯で、夫が亡くなった。公営住宅の賃貸契約者を妻に変更するために保証人を立てるように市役所から指導されたが、親、兄弟がなく、保証人が見つからない。
- ・家主から立ち退きを求められているが、公営住宅は保証人がいないため入れない。
- ・60代ひとり暮らし女性。現在アパート住まいだが賃貸契約更新にあたって保証人がおらず、相談に来た。保証会社という方法もあるが、そのためのお金がない。
- ・立ち退きを迫られている状況下で公営住宅に度々申込みを続けた結果、何度目かで権利を得たが、保証人を確保できず入居できなかった。

【保証人を見つけた、保証会社を利用した事例】

- ・アパートを立ち退くようにいわれて、新しい家を探しているが、保証人がいなくて困っていると相談があった。親類と疎遠で保証人を頼めないとのことだったが、民生委員が間に立って、親類に保証人になってもらい解決した。
- ・家賃を1年以上滞納し、家主から退去を求められており、生活保護受給の枠内のアパートを民生委員が探した。保証人が見つからず苦労したが、保証会社つきで入居した。

【民生委員が保証人になることを求められた事例】

- ・ローン返済が困難になり、家を競売に出すため、新居を探したいが保証人になってくれないかと民生委員に相談に来た。できないことを説明し専門機関等を紹介しようとするが、本人が強く拒み、だんだんと誹謗するような言動が増えた。
- ・70代ひとり暮らし男性。白内障の手術および引越しを希望しており、それぞれの保証人になってくれる人がいないので、民生委員になってくれるように要請された。

【民生委員が保証人を引き受けた事例】

- ・民生委員が保証人になって入居したアパートの家主から、近隣住民とのトラブルのため退去してほしいとの相談があった。市役所の協力を得て、アパートを掃除して退去し、知人の家主に頼み、新たな借家に引っ越してもらった。
- ・ひとり暮らし高齢者で、兄が所有する家に住んでいたが、兄が家を手離すことになり、退去する必要が生じた。生活保護の受給申請をして、民生委員が保証人になり、民間の賃貸住宅に入居した。
- ・山の奥のほうに住んでいて、人との関わりがなく、家も倒壊寸前だった。行政に家を探してもらい、民生委員が保証人を引き受けて、引っ越しが完了した。

持ち家の場合

持ち家ではあるものの、住宅ローンの返済ができない事例や老朽化に対応できない事例、権利関係が複雑で必要な対応とれない事例もあった。

- ・親と息子でローンを組んで住宅を建てたが、息子が家を出てしまい、親が年金収入から息子分のローンを返済しており、生活が苦しい。
- ・住宅ローンの返済が滞っていたため、自宅が不動産会社に引き渡されることになった。退去しなければならないが、行くあてがない。
- ・家は傷みが酷く、天井から空が見える状態。修復するお金はない。
- ・不法な建て方をした家を購入。地震により大きく亀裂が入っている。
- ・80代母親と50代無職の息子の世帯。息子が自宅を担保に借金した。しかしその借金を返済できずに立ち退きを求められている。

(4) 相談支援の経過と支援後の状況

相談支援のきっかけとしては、「本人・家族からの相談」(26.5%)、「委員自身の訪問」(22.2%)、「近隣住民からの相談」(19.0%)で全体の約7割を占める。記述された事例概要にある家主からの相談は、「近隣住民からの相談」に含まれていると考えられる。

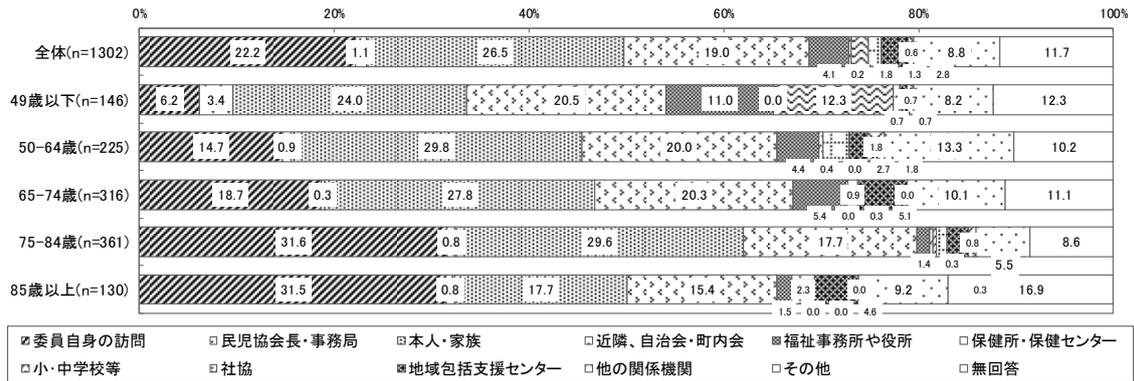
年齢階層別にみると、年齢が上がるとともに、民生委員自身の訪問がきっかけとなって把握される例が増え、75歳以上では3割超が委員自身の訪問が相談支援のきっかけとなっている。高齢者基礎調査等で訪問した際に発見した事例が多いと考えられる。また、49歳以下では、「学校(小・中学校等)からの連絡」が他の年齢層に比べて多く、子どもについての相談もきっかけになっていることがわかる。

約8割はつなぎ先があったとしており、「福祉事務所や役所」(26.5%)、「介護関係機関」(26.7%)につないだ割合が高い。支援内容として最も多いのは「住まいの確保支援」であり(39.3%)、次いで収入の安定のための「生活保護申請」(35.9%)、「定期的な訪問」(30.8%)、「介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援」(26.4%)が続く。当然ではあるが、つなぎ先の支援として高い割合で「住まいの確保支援」が行なわれている。一方で、つなぎ先があった場合でも、民生委員や民児協が単独で行なった支援として、10事例に1事例の割合で「住まい探しの手伝い」が、20事例に1事例の割合で「引越しの手伝い」がそれぞれ挙げられていた。つなぎ先がなかった場合、この割合が大きくなる。記述された事例概要からも、民生委員が不動産屋を一緒に回った事例や民生委員の知り合いの貸し主に頼んだ事例も多くみられた。また、賃貸借契約にあたり民生委員が保証人になったという事例も複数みられた。このように、つなぎ先が住まいの確保支援を実施している場合が多い一方で、民生委員住まいの確保の支援を直接行なわなければならない状況も多いことがわかる。

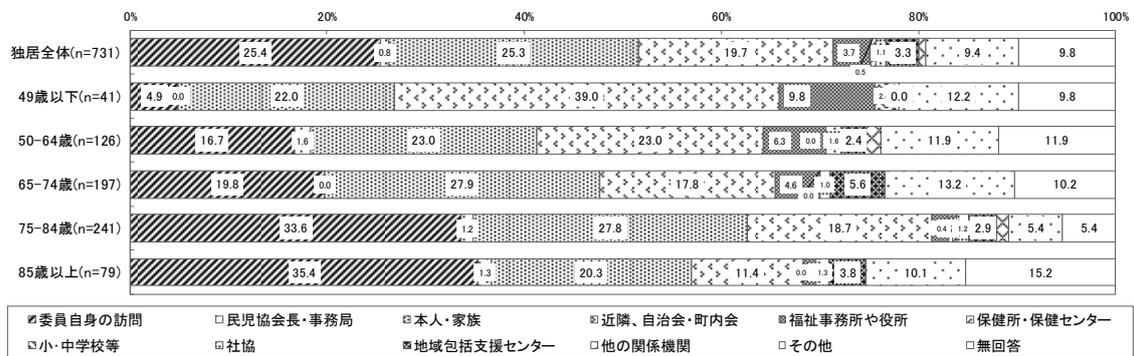
支援後の状況については、約5割が「解決した」「改善した」と回答している。年齢別にみると、75歳以上でひとり暮らしの高齢者では「解決した」の割合が35%前後に上る。記述された事例概要をみると、75歳以上でひとり暮らしの高齢者の「解決した」割合が大きいのは、施設に入所することで、住まい不安定を含む課題が解決したという例が一定数含まれるためと考えられる。一方、65歳未満では、「解決した」割合が小さくなるものの、「改善した」割合が大きくなる。事例概要からは、生活保護を申請受給したことで、住居を確保したとの事例も多くみられた。

つなぎ先の有無で「解決・改善」の割合を比較すると、つなぎ先があった場合で53.0%、つなぎ先がなかった場合で37.9%であった。つなぎ先があることが有効に働くことは間違いないが、つなぎ先があったとしても、支援を実施しなかった(できなかった)場合も一定数あり、その場合は「解決・改善」の割合が大幅に下がる。これは当事者本人が支援を拒否する、会うことを拒否するという理由も考えられ、まず信頼関係の構築を目的に、支援内容として「定期的な訪問」が多くなっていると考えられる。

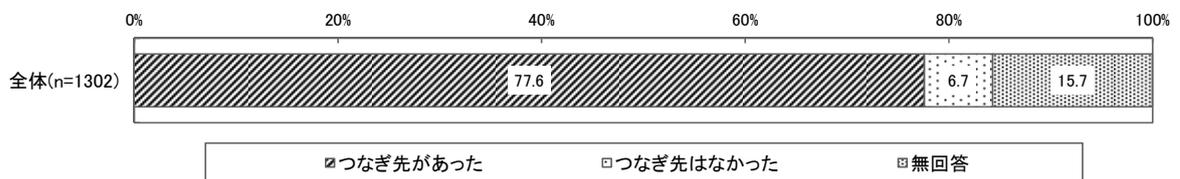
図表 2-83 本人年齢階層別 相談支援のきっかけ



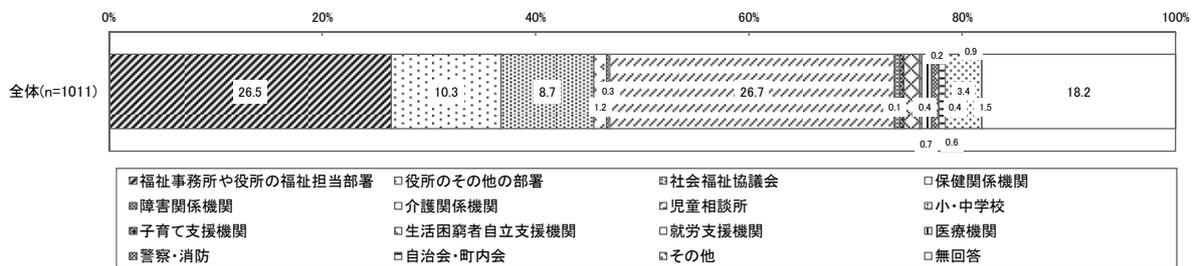
図表 2-84 本人年齢階層別 相談支援のきっかけ（独居世帯のみ）



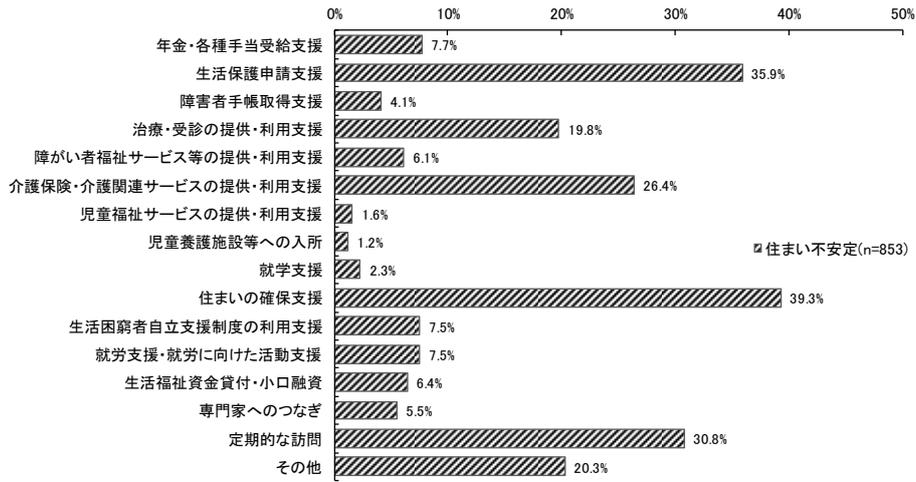
図表 2-85 つなぎ先の有無



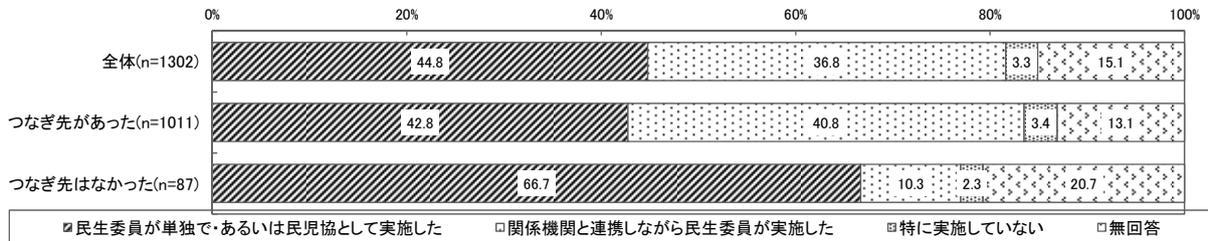
図表 2-86 つないだ先の機関（つなぎ先があった場合のみ）



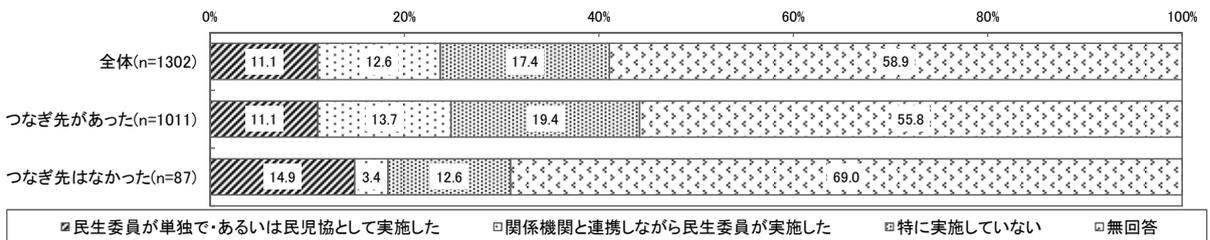
図表 2-87 つないだ先の機関による支援の内容（支援を実施した場合、あてはまるものすべて）



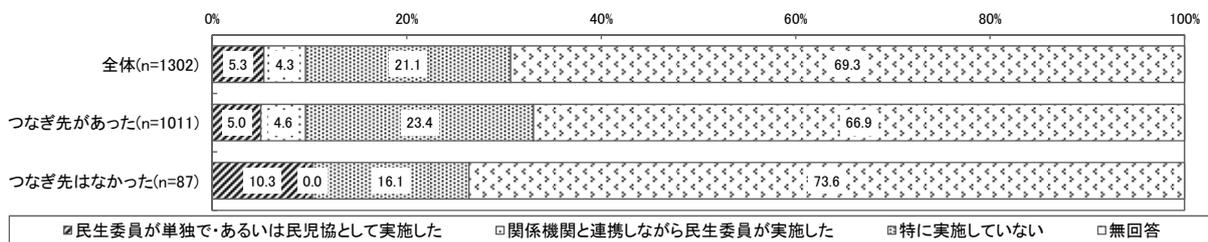
図表 2-88 民生委員や民児協による支援の内容①継続的な見守り・声かけ



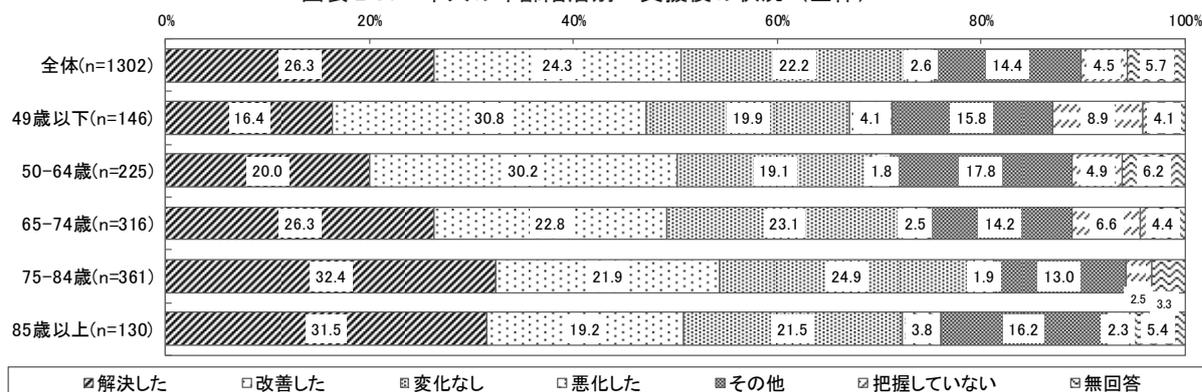
図表 2-89 民生委員や民児協による支援の内容②住まい探しの手伝い



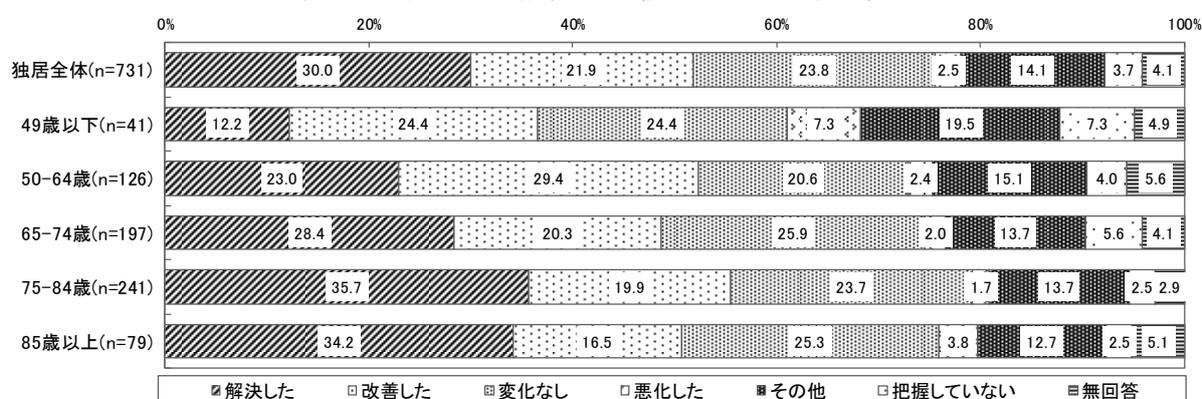
図表 2-90 民生委員や民児協による支援の内容③引っ越しの手伝い



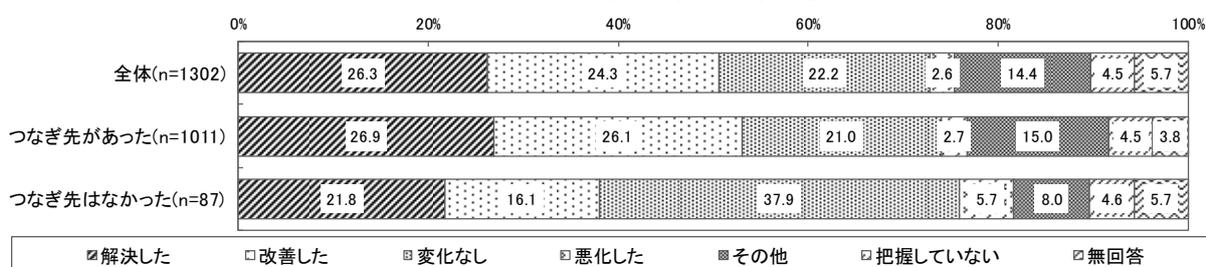
図表 2-91 本人の年齢階層別 支援後の状況（全体）



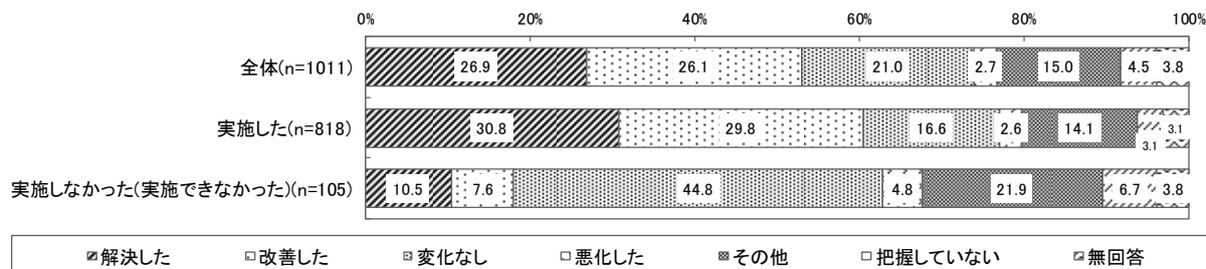
図表 2-92 本人の年齢階層別 支援後の状況（独居世帯のみ）



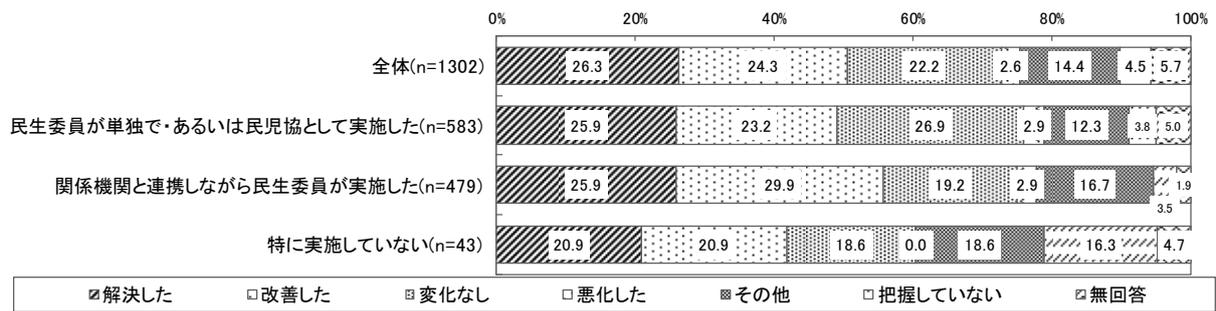
図表 2-93 つないだ先の機関の有無別 支援後の状況



図表 2-94 つないだ先の機関による支援実施有無別 支援後の状況（まだ実施していない、不明、無回答は掲載省略）



図表 2-95 民生委員自身・民児協による見守り実施有無別 支援後の状況



(5)「住まい不安定」にある人（世帯）に対する支援に関する考察

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述式で回答してもらった。

その事例概要を踏まえると、「住まい不安定」という課題への支援については、2つの目的があると考えられる。1つは「住まい不安定」の原因となる課題の解決に向けた支援であり、もう1つは、新たな住まいの確保に向けた支援である。

そこで、ここではこの2つの目的に分け、支援経過の傾向等を整理する。

①住まい不安定の原因となる課題の解決

ア) 要介護あるいは認知症高齢者

要介護あるいは認知症の高齢者が賃貸住宅から立ち退きを求められている場合、その原因が家賃滞納・家主との摩擦・建物老朽化のいずれであっても、施設への入所が結果的に解決につながった例が少なくない。施設入所にあたって、年金・生活保護の受給支援や障害者手帳の取得支援など、利用料負担や減免を受けたりするために必要な手続きを並行して行なうことも多くなっている。

住まい不安定の事例全体のうち、本人が65歳以上で認知症がある場合（n=146）に、介護保険・介護関連サービスの利用をした割合は58.9%であった。このうち「解決した」「改善した」割合は6割を超えている。要介護あるいは認知症のある高齢者の場合、介護や生活保護等の公的支援につなぐことで、「住まい不安定」という課題も解決に至る可能性が大きいことが伺われる。

民生委員による支援の主なつなぎ先を見ても、介護関係機関や福祉事務所等が多くの割合を占めていることから、こうした連携を今後も継続できるようにすることが重要だと考えられる。

イ) 家賃滞納

経済的な理由から家賃を滞納して転居を求められている場合は、「収入を増やす」「家賃の安い住宅に移る」「家計管理」などの解決策が考えられる。

《就労または各種手当受給により収入を増やす》

稼働年齢層の同居者が世帯にいれば、無職の人が就職したり、パート等で就労中の人が就労時間を増やすなどにより収入を増やすことができる可能性がある。ただし、母子家庭の場合には、就労していても、家賃・生活費をまかなうに足る収入を安定的に得ることが難しいという現状もある。一方、高齢独居世帯、高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者の世帯などでは、就労による収入増は見込みにくい。この場合には、生活保護など各種手当の申請を支援し、受給につなげることで、収入を安定させ、家賃滞納とならないようにした事例があった。

いずれにしても、収入を増やすことを実現するためには、まず、民生委員から就労あるいは各種手当受給の支援を提供できる機関や窓口につなげることが重要といえる。

《収入に見合った家賃の安い住宅に移る》

収入を増やすことが難しい場合には、収入に見合った家賃の安い住宅に移ることが考え

られるが、事例概要では、本人の納得が得られず転居先が決まらないという事例も多くあった。

また、転居先が決まったとしても、賃貸借契約には保証人が必要なことが多く、親族の協力が得られず保証人が確保できないために、入居できないという事例も多くあった。保証人が求められるのは民間の賃貸住宅に限らず、公営住宅でも求められる場合が少なくなかった。

家賃の安い公営住宅などの可能性を検討し、そうした住宅への入居の支援につなぐことが有効だが、当事者本人の状況によっては保証人が課題となる場合もあるため、地域において保証人となることができる者の確保も課題である。

《家計の支出構造を見直して家賃を滞納しないようにする》

ギャンブルやアルコールなどの依存症で支出の優先順位を間違えてしまう、また、借金の返済が家計を圧迫して家賃の支払いが滞りがちになる場合には、依存症改善のための受診につないだり、弁護士等の専門家につないで自己破産したりするなどの方法が考えられる。

また、生活困窮者自立支援制度の利用も考えられるが、本調査で把握した「住まい不安定」事例のうち、生活困窮者自立支援制度につないだ事例は1.5%にとどまった。生活困窮者自立支援制度につないだ割合は、自治体の規模によって大きな差はなかった。今回の調査時期が生活困窮者自立支援制度施行から1年半という時期であったこととも関係するが、民生委員にとって自立相談支援機関が身近なつなぎ先となっていないことが伺われる結果となっている。

ウ) 家主との摩擦（近隣住民とのトラブルやゴミ屋敷も含む）

家主との摩擦には、認知症や精神的疾患があつてコミュニケーションがうまくいかない場合や、近隣住民とのトラブルを起こしている場合、家をゴミ屋敷状態にしている場合等が考えられる。

認知症や精神的疾患がある場合には、ケアマネジャーなどの専門職が間に立つことによって、家主の理解を促進したという事例があつた。また、ゴミ屋敷状態にしている場合には、いったん行政や地域住民の力を借りて家を片付けるとともに、介護保険サービスや福祉サービスを定期的に利用することで、家主と地域との摩擦をやわらげることができたという事例もあつた。

近隣住民とのトラブルとなっている場合、民生委員のみが本人と接点をもっていることも多いため、民生委員が本人と家主との仲介役にならざるを得ない事例もあつた。そうした場合、民生委員の負担が大きくなってしまふため、今後は行政等の介入も期待される。

②新たな住まいの確保にあたって

「住まい不安定」の理由となる課題を解決するとともに、転居先として新たな住まいを探すことが必要となる。この場合、民生委員や民児協が家探しや引越しを手伝うという事例が多くみられた。

また、保証人確保も大きな課題となる。賃貸借契約には保証人が必要なことが多い。保証人は多くの場合、血縁者であるが、本調査で把握した社会的孤立状態にある人にとっては、親族がいなかったり、いても不仲で保証人を引き受けてもらえなかったりして、保証人を見

つけることが難しい例が多くみられた。さらに、経済的な理由により、保証料を必要とする保証会社を利用することが難しい場合も多い。

年金収入や生活保護費で安定的に家賃を支払う余地がある人でも、保証人がいないために賃貸住宅の契約を結ぶことができず、必ずしも質が担保されていない集合住宅などを利用せざるを得ない実態があると考えられる。

民生委員にとって、保証人となってくれる親族を探し出すことが負担となっているという事例も多くみられた。また、なかには民生委員に保証人になってほしいという依頼があったり、やむなく民生委員が保証人を引き受ける事例があったが、これらはいずれも民生委員の職務を超えるものである。

今後の高齢化や世帯構造のさらなる変化を踏まえれば、ひとり暮らし高齢者をはじめとする、保証人となってくれる人が周囲にいない者が、今後、さらに増えていくと予想される。民生委員が保証人にならざるを得ない状況に目を向け、保証人が不要な公営住宅等の充実、また公的な保証制度の創設などの仕組みを検討し、構築していくことが期待される。

4. 社会的孤立を背景に課題を有する人への支援の充実にむけて

(1) 社会的孤立を背景にした課題の構造

①課題の特徴

ア) 複合的に存在する課題

今回の調査では、社会的孤立を背景に課題を有している人（世帯）には、さまざまな課題が複合的に存在することが明らかとなった。選択肢として31項目の課題を示したが、平均して3.4項目の課題が挙げられた（全53,454件の平均）。

これを第1～3節で着目した3つの課題別にみると、「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の人（世帯）では4.1項目、「65歳未満のひきこもりまたは親の年金頼みで子が無職」の人（世帯）では4.4項目、「住まい不安定（立ち退き等）」の人（世帯）では4.2項目と、いずれも全体平均を上回る課題を抱えていた。例えば、「住まい不安定（立ち退き等）」の世帯は、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」、「就労不安定」で「借金の返済が困難」などの課題も同時に有している例が多かった。

3つの課題に共通するのは、「身体的な病気・けが」「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」などの疾患、「必要な介護や生活支援を受けていない」「認知症」「外出が困難」など高齢者に多く当てはまる状況、そして「近隣住民とのトラブル」が同時に現れることが多いことである。

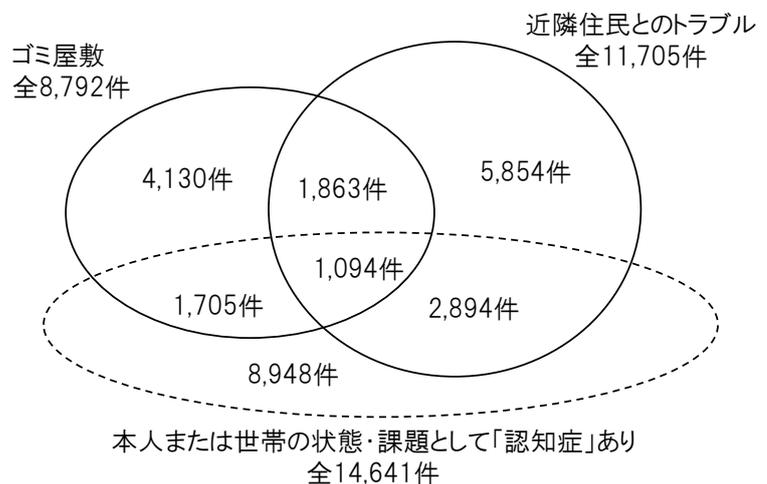
イ) 地域から見えにくい課題

また、今回の事例から伺われることとして、地域から見えにくい課題を抱えている人（世帯）が多いことが挙げられる。「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の15.2%、「本人が65歳未満でひきこもりあり」の20.3%、「住まい不安定」の31.1%は、近隣住民が気づいていなかった。

「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」を例に挙げると、ゴミ屋敷状態のうち近隣住民とのトラブルには至っていない事例が全体の3分の2を占めていた。これは家の中がゴミ屋敷状態になっているものと考えられる。一般に、いわゆる「ゴミ屋敷」と言った場合、家の敷地一杯にゴミが積み上げられていて、周囲から見えるような状態を想像しがちだが、今回の分析では、外からは見えないものの、家の中はゴミが一杯といった不衛生な状態であり、健康面でも大きな影響を及ぼしているケースが多いことが明らかとなった。

また、近隣住民は気づいていないが、家の中はゴミ屋敷状態になっている例のうち、本人が認知症（疑い含む）であるものが3分の1を占めており、本人もゴミ屋敷状態という課題を認識できていない状態である可能性も高いといえる。

しかし、そうしたなかにあっ



て、民生委員が訪問活動に力を注いでいることにより、地域では未だ把握されていないこうした世帯の課題を把握することができ、支援につながっているケースも多いと考えられる。

②民生委員による関わりの経緯

ア) 多くの当事者が自ら SOS を発しない

今回の調査では、「社会的孤立」を「周りに助けを求められる相手がいない状態、また、その人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態」と定義した。したがって、今回の調査の対象とした人（世帯）は、相談できる相手がほぼいない状態にあるといえる。

もちろん、相談相手がいなくても、自ら課題を発信し、解決方法を見つけることができれば状況が改善する可能性はある。しかし、認知症や障がいなどがある場合には、自らの状況を客観的に認識できていない場合も少なくないと考えられる。「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例のうち、本人・世帯の課題として「認知症」を有する割合は29.7%、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」は20.9%である。また「住まい不安定」の事例のうち、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」を有する割合は18.0%である。このことから状況を認識できていないことに加えて、SOSを発する意思・意欲が低い状態にある可能性もある。

本人自らがSOSを発することが難しい場合には、その人の課題に誰かが気づくことが支援の出発点になる。今回の調査では、地域住民、町内会・自治会からの相談がきっかけとなったものが「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の33.5%、「本人が65歳未満でひきこもりあり」の28.3%であった。また、民生委員の訪問が支援のきっかけとなったものは「住まい不安定」の事例の22.2%、「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の21.9%、「本人が65歳以上で親の年金頼みで子が無職」の23.4%であった。

このように、地域から課題が見えにくい、あるいは自らSOSを発信しづらい人（世帯）に対し、民生委員の訪問や近隣の住民からの相談をきっかけにして関わりが始まっている例は少なくない。まさに、民生委員が社会的孤立状態にある人（世帯）を把握するアウトリーチの機能を果たしているといえる。

イ) 課題の深刻化、課題の連鎖

その人の課題に誰かが気づくことが支援の出発点になる。しかし、近隣住民が気付くことができるのは事態がかなり深刻化してからの場合が多い。前述したように、ゴミ屋敷状態のうち3分の2は近隣住民とのトラブルに至っていない。認知機能の低下や心身の衰えにより、ゴミ出しが困難になっても、そのゴミが自宅の中にある限り、近隣住民はその状況に気づきにくい。近隣住民が迷惑するほどの悪臭や害虫が発生するようになって、はじめて個人・家族の課題ではなく、地域・社会の課題として認識されるようになる。

また、課題が連鎖的に起こることにも目を向ける必要がある。例えば、80代の親と50代の無職の息子とのふたり暮らしで主な収入が親の老齢年金である場合、息子が近隣住民とのトラブルなどを起こすことなく平穏に生活しているのであれば、その時点ではまだ問題は顕在化していない。しかし、親が施設に入所したり亡くなると収入が絶たれ、家賃滞納から住まい不安定になったり、いわゆるゴミ屋敷化したりして、近隣住民とのトラブルになったりする。本調査で把握された「親の年金頼みで子が無職」の事例では、親がいなくなった場合に他の課題が生じたケースが多くみられた。

このように、本調査で把握された事例からは、地域から見えにくい状態であっても課題を

把握し、早いタイミングで支援につなげることの重要性が明らかとなっている。

(2) 社会的孤立状態にある人（世帯）の支援に関わる民生委員活動の実態と課題

① 民生委員の経験年数による「支援力」の相違

民生委員は経験を通じて、支援が必要な人を発見する力、課題を発見する力、ならびにその背景となる要因や同時に起きている課題を発見する力が高くなっていく。

社会的孤立を背景とした課題を抱える人（世帯）を発見し、支援した経験を有する委員の割合は、在任期間が長い人ほど大きくなっており、在任期間が長い委員はより課題発見力が高いといえる。これは本人の訪問活動等に加え、民生委員が有する地域住民との人的ネットワークを通じて寄せられる情報が増加することが背景にあると考えられる。本調査で、在任期間が長い委員ほど民生委員活動を応援してくれる地域住民の数が多く、また、民生委員の活動や役割を知っている住民の割合も高くなることが明らかになっている。

さらに、在任期間が長い委員は、地域のなかで顕在化している課題だけでなく、その背景要因や家族の中で同時に生じている課題などを想像しながら家庭に向き合う力をより有しているといえる。その人・世帯が抱えている課題として31項目の選択肢を示した本調査において、1期目の委員は平均3.2項目を把握していたのに対し、5期目以上の委員では3.7項目を把握していた。例えば目の前にある「ゴミ屋敷」という事象だけでなく、認知症や知的・発達障がい、精神的疾患や依存症などの背景要因や、必要な介護や生活支援を受けていない、あるいは在宅介護が困難な状況にあるといった課題にも目を向けているといえる。

もちろん在任期間が短い委員であっても、民生委員はそれぞれ民児協組織の一員として活動している。単位民児協の中で、在任期間が長い委員が持つ情報や知識、ノウハウを共有したり知恵を出し合ったりする取り組みを充実させていくことで、個人の経験差を補完していくことが期待される。

② つなぎ先の重要性

つなぎ先があったかどうかについては、民生委員の在任期間による大きな違いはみられない。制度化されている公的なサービスにつなぐことについては、経験によって大きく左右されるものではないことが伺われる。前述のように民児協内でのアドバイスなどの補完が機能していることも要因と考えられる。

本調査で把握された事例をみると、専門機関があっても支援につながらない場合も少なくない。つなぎ先である行政機関等の職員の相談援助技術や支援経験によるところも大きく影響すると考えられる。支援を拒否しがちな当事者とどう向き合い、支援を受け入れてもらえるか、そこにはケースワークの力量が問われるのである。「本人が65歳未満でひきこもりあり」の事例のうち、つなぎ先があった場合は「解決」「改善」した割合が4割を超えるのに対し、つなぎ先がなかった場合には2割に留まる。

課題を抱えている人（世帯）を専門機関につなぐ場合、対象者が高齢者であれば、地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能しているといえる。実際、多くの民児協で、地域包括支援センターは活動の重要な支え手として認識されている。高齢者以外についても同様に、複合的な課題にワンストップで対応する窓口の充実が、支援の円滑化につながると考えられる。

現在、国は地域共生社会づくりを進めており、その実現のためには、「住民自身による地

域課題の把握と解決への取り組みの促進」「支え手、受け手を固定しないお互い様の地域づくり」が重要とされているが、何よりも「それらを市町村行政が責任を持って支えるとともに、ケースに応じて専門的・総合的な支援が提供される体制の確立」が前提にあつてこそといえる。その中心として期待されている生活困窮者自立支援制度は、経済的な困窮状態にある人を年齢に関係なく対象としており、今回把握した事例の中でも家賃滞納や就労不安定など、本制度の対象者となりうる人が多数みられた。しかし、民生委員が生活困窮者自立支援制度につないだ事例は全体の約1%にとどまった。今回の調査時期は生活困窮者自立支援制度施行から1年半という時期であり、民生委員においても生活困窮者自立支援制度への理解が十分に進んでいないことや、当事者本人がその利用を拒否することなどにより、その役割を十分に発揮するには至っていない状況があつたものと考えられる。

(3) 社会的孤立の状況にある人（世帯）に対する支援の充実に向け期待される取り組み

①時間を要する支援

支援の実効性には、別居している娘や息子、姪や甥などのキーパーソンの有無が影響を与える場合もある。疎遠になっていた親族などを見つけて連絡をとり、さらに支援のキーパーソンになってもらうよう理解を得るのは大変なことも少なくないが、理解が得られた場合にその効果は大きいといえる。

また、課題に対応可能なつなぎ先の専門機関が地域に存在したとしても、本人が有するもともとの状況や課題の難しさによって支援の具体化までには時間を要する場合もある。例えば、本人に会うことすら難しい「ひきこもり」や、本人自身の意欲が重要になる就労は、適切な支援機関につないだとしても、支援開始までに長い時間を要するケースが多くみられた。

さらに、支援をしなかった（できなかった）事例をみると、本人や家族による拒否が多くを占めている。しかし、前述したとおり、例えば「親の年金頼みで子が無職」や「ひきこもり」の事例のように、当初は家庭の中の課題だつたものが、長期化すると課題が複合化・深刻化し、地域の課題となる場合もある。時間をかけて、本人との信頼関係を構築し、支援を受け容れるように促すことが、地域課題の予防あるいは解決につながると考えられる。

調査結果から、支援しても解決・改善に至らなかった事例がかなりの割合に上っていることを踏まえると、短期間で効果を上げられるケースばかりではなく、支援には時間を要することも意識し、支援の開始に至るまでの本人との信頼関係の構築やキーパーソンの把握といった段階を踏みながら支援を進めていくことが重要といえる。

②契約等に係る制度面での見直し

支援の実現にあたっては、キーパーソンが重要になる場合が多い。今回着目した「住まい不安定」の課題に関して言えば、賃貸住宅からの立ち退きを求められている人が転居する際に、賃貸借契約で求められる保証人もその一人である。保証人になってもらえる親族を見つけること、あるいは不仲な親族を説得することが、支援実現のステップになることは少なくない。

「保証人」の機能を分解すると、契約締結にあたり本人に代わって理解して本人に説明する、賃貸住宅でのトラブル（例：賃貸住宅で火の不始末や水漏れ等の事故）発生時に保証債務を負う、本人死亡時の死後事務や身元引き受け、といった要素に分解できよう。事例で

は、この役割が民生委員に求められた場合が少なくなかったが、それは民生委員の職務を超えるものといえる。

年金収入や生活保護費で家賃を支払うことができたとしても、保証人がいないために賃貸住宅の契約を結ぶことができず、やむなく、十分な質が担保されていない集合住宅を利用せざるを得ない実態もある。

人口や世帯の構造を踏まえると、「血縁」が少ない状況にある人（世帯）は、今後一層増えていくものと考えられる。平成 29 年 10 月から施行された、新たな住宅セーフティネット制度の周知や活用なども期待される場所であるが、とくに公営住宅における賃貸借契約のあり方は今後早期に検討が行われるべきである。

③地域力の向上

公的な支援に加え大切であるのは、住民互助等の地域の力である。民生委員による、地域住民に対するインフォーマルな力の巻き込みにおいては、経験の長さがものをいう場合が少なくない。

今回の調査結果からは、在任期間が長い委員ほど、地域に民生委員として顔を知られていて、民生委員活動を応援してくれる地域住民の数が多いことが明らかになった。課題を抱える人（世帯）を支援するにあたって、民生委員一人で背負い込むのではなく、地域住民を巻き込んでいくことが、今後は一層重要になっている。

社会的孤立状態にある人（世帯）のなかには、専門機関を拒否する事例も多く、民生委員だけを介して地域とつながっている事例も多かった。このような場合、当該地域を担当する民生委員が交替することにより、こうした世帯が再び地域から孤立してしまう危険性がある。したがって、民生委員が地域住民を巻き込みながら本人と接することにより、継続的な支援につながるといえる。それは国が掲げる地域共生社会の実現につながるが、そのためには専門職・専門機関による包括的・総合的な相談支援体制の確立が前提となる。専門職による相談支援体制が確立されたうえで、民生委員が地域とのつながりを再構築するきっかけを作りつつも、住民との関わり、そしてそれを専門機関等がきちんと支援していくことができこそ、成果が現れるまでに長い時間を要する社会的孤立を背景に課題を抱える人（世帯）の支援が可能になるといえる。

本調査からは民生委員活動を通じて、地域から見えにくい課題を有する多くの世帯が把握されていることが明らかになったが、今後は民生委員自身の訪問のみにより社会的孤立を背景とした課題を抱える人（世帯）を見つけることには限界もある。今後は、これまで以上に地縁の力の応援が必要といえる。

また、専門機関による相談支援体制の充実も必要である。複合的な課題を有する人（世帯）への支援には、やはり専門機関による適切なアセスメントや制度の利用支援が不可欠である。今回の調査でも、障がいや認知症、あるいは経済的困窮など、専門機関による支援につなげる必要の大きい課題が多くみられ、専門機関による支援につながれば状況が改善していく場合も多いことが明らかになっている。しかし、就労支援をはじめ、生活困窮者の相談窓口、あるいは医療機関などは、都市部と比べて町村部においては必ずしも充分とはいえない現実も今回の調査からは明らかとなっている。今後は、専門的な相談支援体制を充実させ、民生委員がそうした専門的な相談支援につなぎやすいような体制の構築が求められている。

